

和歌山地方最低賃金審議会

(第 2 回)

令和 8 年 7 月 2 8 日 (火曜日)
和歌山労働局 6 階会議室

和 歌 山 労 働 局

会 議 次 第

議 題

- (1) 関係労使の意見陳述
- (2) 「特定最低賃金の決定等の必要性の有無」について（諮問）
- (3) 実地視察報告について
- (4) 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について
- (5) その他

和歌山地方最低賃金審議会（第2回）資料目次

- 1 関係労使の意見陳述に係る申出書（申出順）
- 2 地域別最低賃金額の改定の日安審議について（要望）
（一般社団法人和歌山県タクシー協会）
- 3 和歌山弁護士会 会長声明
- 4 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書
- 5 和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 6 （仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に係る申出書
- 7 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果
- 8 職種別、学歴別初任給
- 9 和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書

別冊資料

令和8年度 中央最低賃金審議会関係資料(抜粋)

諮問文

関係労使の意見陳述に係る申出書（申出順）

- 1 わかやま市民生協労働組合 鬼束 保代 様
- 2 わかやま市民生協労働組合 鈴木 章宏 様
- 3 和歌山県地方労働組合評議会 杉 勝則 様

和歌山地方最低賃金審議会への意見陳述書

わかやま市民生協労働組合 鬼束保代

私は現在年金をもらいながら働いています。年金だけでの生活では将来に不安があるからです。それに、まだまだ働けるのでと思い頑張っています。

ただ賃金をみると、今の時給だけでの生活をと考えれば生活が成り立つのか疑問しかありません。確かに、昨年の最低賃金の改定で1,045円になりました。その金額で生活する事を想像してみてください。月の労働時間の平均は161時間と聞きました。その時間で計算すると、約17万円です。ここには社会保険料は含まれていません。今の社会保険料はどれぐらいかわからないですが、3～4万円ぐらいでしょうか。家賃や携帯代など、光熱費や衣類と和歌山で生活するのなら、車も欠かせません。これで、人として文化的な生活といわれる生活ができるのでしょうか？物価が高騰している今、食費も節約できる範囲が限られてきています。安い食材を買っても、栄養のバランスなどを考えればあっという間に予算を超えます。

贅沢な暮らしを望んでいるわけではありません、私たちが望むのは、普通に生活ができる事です。季節に1枚服が買えて、冷房や暖房が適切に出来て、栄養バランスの取れた食事ができる。たまには家族での外食や遊びに行ける。そんな普通の生活を送れる賃金、最低賃金を望みます。

以上



わかやま市民生協労働組合 鈴木 章宏

はじめに、私が所属する全国生協労働組合、略して生協労連と言いますが、毎年パート労働者を中心に非正規労働者の声や手記を集めた「パート労働黒書」を出しています。今年も2月に発行しましたが、その中で非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態がまた明らかになりました。

手記の一文を引用します。

「我慢の日々も限界です」

私の夫は40代で、他県に勤務しており、車で通勤しています。平日は朝6時頃に出勤し、帰宅は20時頃になります。私は時給1,045円で、1日4時間・週3日のアルバイトとして働いています。アルバイト先では週4日以上勤務でなければパート職員にはなれないのでアルバイトとして働いていますので、一時金や日曜祝日の手当などありません。

小学2年生と幼稚園年少の子どもがいます。保育園への入園を希望しましたが、フルタイムで働く人や、シングルの人が優先され入園ができず、幼稚園への入園になりました。小学生の子どもには障害があり送迎が必要です。幼稚園の子どもも同様に送迎が必要です。そのため車は2台所有しています。

住宅ローンや車のローンに加え、ガソリン代や車の維持費、子どもたちの用品代や食費など、物価高騰の影響で出費は増える一方です。特に日々の買い物では、以前と同じ内容でも会計が2千円以上高くなるのが珍しくありません。こうした状況では、仮に月に数千円程度賃金が上がったとしても、生活は全く楽にならず、実感としてはプラスにならないのが現実です。

アルバイトのシフトを決める際も、子どもたちの行事、夫の仕事の都合を見ながら勤務日を調整しなければならず、予定を立てるだけでも大きな負担になっています。平日はほぼワンオペ状態で、仕事が終わればすぐに買い物をし、そこから子どもたちの送迎に向かいます。自分の体を休める時間はほとんどなく、毎日ギリギリのスケジュールをこなしています。

こうした生活状況から、これ以上勤務日数や労働時間を増やすことは現実的にできません。また、仕事を続けながら幼稚園や小学校で求められる保護者の役員活動をこなすことも大きな苦痛を感じています。家計にも時間にも余裕がなく常に追い詰められている感覚があります。毎月3万円以上収入が増えれば、生活に少しでもゆとりが生まれ、気持ちの面でも救われます。今の賃金水準では、物価高騰の中で必死に働いても生活は苦しくなる一方で安心して暮らし続けることができません。

このような実情ですので、最低賃金は全国一律に生活できる賃金1,800円、めざせ2,000円を求めます。

以上手記の一つを引用しました。この審議会において、全国で働くすべての人が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが出来るように地域によって水準が違う事が起きないように、国に対して、また中央審議会にたいしても中小企業への充実した支援策を求めていくことを期待し、意見とします。



以上

最低賃金の改正決定に係る意見について

最低賃金の改正に関して、次の通り意見を申し述べます。

1. 和歌山県の最低賃金を直ちに 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、発効日を法定による最短日とすること。
3. 最低賃金を全国一律とするよう、法改正を国に求めること。
4. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置、及び原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に求めること。

【理由】

長期にわたる物価高騰のもと、食料品・エネルギー・住宅関連費など生活必需品の価格上昇が続く、労働者の暮らしは深刻さを増しています。名目賃金の上昇が報じられる一方、物価上昇に賃金が追いつかず、実質賃金の低下が続く、多くの労働者が生活水準の切り下げを余儀なくされているのはご案内の通りです。

昨年の最低賃金改定後の全国加重平均は時間給 1,121 円、和歌山県の最低賃金は 1,045 円であり、これでは人間らしい生活を維持することは困難であり、特に最低賃金近傍で働かざるを得ない労働者からは、ダブルワーク・トリプルワークを行わなければ生活できないとの声が広がり、制度の役割そのものが問われています。

和歌山県に隣接する大阪府の最低賃金は 1,177 円であり、和歌山県の最低賃金とは実に 132 円もの格差があります。これは、隣接する都道府県では東京都と山梨県、神奈川県と山梨県に次ぐ格差であり、同一企業・同一労働・同一時間（月 150 時間）で、月 19,800 円、年 237,600 円もの格差が生じています。この格差は若者の都市集中を加速させ、地方経済の衰退と人口減少を招く要因となっています。私たちが所属する全国労働組合総連合（全労連）は、この構造的問題の解決として全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

高市早苗内閣は経済成長と所得向上を掲げていますが、内需拡大と持続的成長には最低賃金引き上げによる所得底上げが不可欠です。最低賃金の引き上げは日本経済全体の需要創出と人口減少社会への対応に直結する課題です。

誰もがどこでも普通に働けば人間らしい生活ができる社会の実現のため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制度の創設と大幅引き上げを求めます。

また、2024 年に当時の石破政権が掲げた「2020 年代に全国加重平均 1500 円」を実現するためには、年 7.5%、1700 円では年 11%程度の引き上げが必要であり、中小企業・小規模事業者の努力のみでは対応できません。価格転嫁の制度化、社会保険料負担軽減、直接支援など国による抜本的な中小企業支援策が不可欠です。

以上の趣旨から、頭書の意見の通り陳述いたします。委員の皆様の真摯なご審議をぜひにお願いするものです。

なお、昨年は最低賃金引き上げの必要性を答申しながら、いたずらに発効日を遅らせた地方が見受けられました。最低賃金制度を形骸化させることなく、必要な改定を法律通りに発効させるよう、重ねて要請いたします。



和歌山県地方労働組合評議会
事務局長 杉 勝 則

和タ協第66号
令和8年7月9日



和歌山地方最低賃金審議会 会長 様

一般社団法人和歌山県タクシー協会
会長 豊 田 英 三

地域別最低賃金額の改定を目安審議について（要望）

平素は、タクシー事業の適正な運営及び乗務員の労働条件の改善に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月30日、和歌山労働局から貴会に対し、令和8年度地域別最低賃金額改定について調査審議を求める諮問が行われました。

和歌山県のタクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の6割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

また、法人タクシー事業者の約82%が保有車両数30両以下、100%が従業員300人以下の企業であり、その大半が中小零細企業であります。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月10日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

和歌山弁護士会
会長 吉澤 尚



会長声明の送付について

この度、下記のとおり会長声明を発表しましたので、同声明書を別紙のとおりご送付させていただきます。

つきましては、声明の趣旨に沿って、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金の
引上げと中小企業支援の強化を求める会長声明**



労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金の
引上げと中小企業支援の強化を求める会長声明

近々、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、令和8年度地域別最低賃金額の目安について答申する予定である。この答申を受けて、和歌山地方最低賃金審議会は、和歌山労働局長からの諮問を受け、和歌山県における最低賃金について答申を行い、これを踏まえて地域別最低賃金が決定される。

昨年8月4日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行い、地域をA、B、Cの3つに分け、AランクとBランクは63円、Cランクは64円の増額を示した。和歌山はBランクである。同年8月21日、和歌山地方最低賃金審議会は、和歌山労働局長に対し、和歌山県最低賃金について1時間1045円（65円増額）とする旨の答申を行い、11月1日に時間額1045円に改定された。近畿では、大阪府は1177円、京都府は1122円、兵庫県は1116円、滋賀県は1080円、奈良県は1051円であって、和歌山県は最も低く、大阪府とは132円の開きがある。

我が国における最低賃金制度とは、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とするものであり（最低賃金法第1条）、憲法第25条の生存権を実質的に保障する制度である。

しかしながら、時間額1045円では、月173.8時間（週40時間）働いたとしても18万1621円である。この収入では、労働者の生活を維持することは極めて難しく、病気や怪我などに備えて貯蓄に回す金銭すらない。それに近年、消費者物価の急激な上昇が続いており、賃金の上昇が追いつかず、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から1.3%の減少となり、4年連続での前年比マイナスとなった（厚生労働省が本年2月5日に公表した「毎月勤労統計調査 令和7年分結果速報」）。物価高騰は市民生活に重大な影響を及ぼしており、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには労働者の実質賃金の上昇が必要であり、そのためには最低賃金の引上げは何よりも重要である。加えて、近畿の中で和歌山県の最低賃金が最も低い状況が長年固定化されており、人口減少傾向が続いている和歌山県の労働力がさらに県外に流出するという悪影響を及ぼしかねない。この点、和歌山地方最低賃金審議会も、前記答申において隣接府県との格差が広がらないよう、地域間格差の縮小に取り組むとしているところであり、これは喫緊の課題である。

一方、最低賃金の引上げは、地域経済を支える中小企業の経営に大きな影響を与

えかねないことも事実であり、中小企業等の賃上げの環境整備については、十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能とするような法規制をすることなどの支援策も有効であると考えられる。

当会は、これまでも最低賃金の引き上げと中小企業支援の強化を求める会長声明を発出してきたが、本年度の改定にあたり、和歌山地方最低賃金審議会、和歌山労働局長、及び政府に対し、労働者の生活が安定し健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、最低賃金の大幅な引き上げと、中小企業支援の強化を求めるものである。

2026年（令和8年）7月10日

和歌山弁護士会
会長 吉澤 尚



2026年7月2日

和歌山労働局長 殿

和歌山県和歌山市湊1850番地
 日本基幹産業労働組合連合会
 和歌山県本
 委員長 中濱 秀人
 (日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲
 和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者4,822人。
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
 和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。
 ただし、次に掲げる者は除く。
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 (2) 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
 (3) 清掃又は業務に主として従事する者
3. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 和歌山県鉄鋼業最低賃金
4. 申し出の内容
 上記3の最低賃金改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
 当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の、概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
6. 添付書類
 (1) 労使の協定書
 (2) 労働組合の決議書
 (3) 申請代表者に対する委任状（合意書を含む）
 (4) 和歌山県下における鉄鋼業の事業所数と、労働者の概要、および合意の効力がおよぶ労働者の範囲



以 上

申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状

最低賃金の改定申請を行う事に関して合意し、申請に関わる事項の一切を下記１の者に委任する。

2026年7月2日

１．申請代表者

和歌山県和歌山市湊1850番地

日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部

委員長 中濱 秀之

（日本製鉄和歌山労働組合 組合長）

２．合意者

所在地 和歌山県和歌山市湊1850番地

労組名 日本製鉄和歌山労働組合

代表者名 中濱 秀之

以上

和歌山県における労働者の概要

産業分類	事業所数	労働者数
鉄鋼業（２４）		
２２１ 製鉄業		
２２２ 製鋼・製鋼圧延業		
２２３ 製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）	２４	４，８２２人

上記、最低賃金の金額改正の必要性に合意する者の内訳

合意のケース	組合・事業所数	合意者数
労働協約適用	１	２，７８１人
他	０	０人
合 計	１	２，７８１人

以 上

2026年度・産業別最低賃金金額改定申請のための

鉄鋼業・産業別分類調査票

1. 労働組合の組織概要

労働組合名	日本製鉄和歌山労働組合	
所在地	〔住 所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電 話〕073-451-3561	
代表者名	〔役 職〕組合長	
	〔氏 名〕中濱 秀之	
組合員数	2,781人（男子2,587人・女子194人）	
団体加盟	産別名	日本基幹産業労働組合連合会
	地域団体	連合和歌山
	未加盟	

2. 会社の概況（事業所単位に記入）

会社・事業所名	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 和歌山地区	
所在地	〔住 所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電 話〕073-451-2345	
代表者名	〔役 職〕常務執行役員・関西製鉄所長	
	〔氏 名〕小川 英範	
従業員数	3,188人（男子2,989人・女子199人）	
産業分類	221	

以 上

2026年度 労働協約適用事業所の

所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	月間所定 労働日数
日本製鉄株式会社	日本製鉄	220,000	161.87	20.4
関西製鉄所和歌山地区	和歌山労働組合	円	時間	日

〔注〕 所定労働時間の欄は月間所定労働時間

以 上

最低賃金に関する確認書

日本製鉄株式会社と日本製鉄労働組合連合会とは、組合員の最低賃金について、「賃金に関する協定（2026年4月14日締結）」にもとづき、下記のとおり確認する。

2026年4月17日

日本製鉄株式会社

労政室長 酒井

日本製鉄労働組合連合会

書記長 小寺 浩

記

労働協約に定める最低賃金は、次のとおりとする。

月 額 220,000円

ただし、以下の者については適用除外とする。

- ・ 18才未満の者
- ・ 鉄鋼製造・整備の業務を標準的に遂行することが困難な者
- ・ 高年齢者雇用安定法に基づく労使協定により雇用される者等

（注）1. 上記最低賃金は、基本給、仕事給の合計額とする。

2. 日額および時間額を算定する場合は、月額をそれぞれ20.4日、161.87時間で除するものとする。

以 上



令和8年7月17日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(1, 286名)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 984人 = 76.5% > 1/3 以上

和歌山県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される基幹的労働者数 1,286人

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 申し出代表者に対する委任状
- (5) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上



和歌山労働局長 殿

令和8年7月17日

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(8,357名)

2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申請産業に於ける適用労働者において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね2分の1以上を得ていることから、法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申請産業は、人材の確保・定着が喫緊の課題であり、人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできない。
産業の賃金水準をあげること自体が、人材獲得力での競争力向上につながり、産業の魅力を高め、産業の持続的な発展につながるため。

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 申し出代表者に対する委任状
- (5) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

産業別最低賃金	申出年月日 団 体 名	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備 考
鉄 鋼 業	令和8年7月2日 日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部 委員長 中濱 秀之	改正決定 (協約ケース)	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 4,822 名	適 正 ②／①% 57.7 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
			② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 1 団 体 2,781 名		
百貨店・ 総合スーパー	令和8年7月17日 和歌山県小売最賃会議 議長 貴多 征義	改正決定 (協約ケース)	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,286 名	適 正 ②／①% 76.5 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
			② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 3 団 体 984 名		
(仮称)百貨店、総合 スーパーマーケット、食 料品スーパーマーケット	令和8年7月17日 和歌山県小売最賃会議 議長 貴多 征義	決定 (協約ケース)	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 8,357 名	適 正 ②／①% 51.1 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/2を満たしている。
			② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 7 団 体 4,273 名		

職 種 別 、 学 歴 別 初 任 給

(単位：円)

職 種	学 歴	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新卒事務員 ・技術者計	大学卒	205,790	206,654	211,828	218,500	223,304	235,728	264,882
	短大卒	189,978	188,744	192,627	193,025	190,048	192,673	221,067
	高校卒	168,117	171,106	172,975	169,841	172,641	176,521	193,506
新卒事務員	大学卒	199,892	193,667	190,838	214,725	216,830	219,135	256,630
	短大卒	186,130	171,215	182,586	190,890	181,853	168,501	214,046
	高校卒	167,544	163,572	161,479	160,768	172,772	170,833	201,113
新卒技術者	大学卒	214,251	220,863	224,911	229,470	234,610	253,667	267,841
	短大卒	191,278	192,132	194,935	193,881	194,483	204,864	227,791
	高校卒	168,242	172,734	174,321	172,138	172,571	180,112	188,714
その他	大学卒	240,246	244,284	238,060	236,182	236,811	258,090	X

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

3 Xは、調査事業所が1事業所の場合である。

(※和歌山県が公表する職種別民間給与実態調査のデータをもとに和歌山労働局賃金室で作成)

令和8年7月

和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書

和歌山労働局

まえがき

この報告書は、和歌山県最低賃金の改正決定の基礎資料を得るため、E：製造業及びG：情報通信業のうち新聞業、出版業については事業所規模100人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人、30～99人の3区分）、I：卸売業、小売業、L：学術研究、専門・技術サービス業、M：宿泊業、飲食サービス業、N：生活関連サービス業、娯楽業、P：医療、福祉及びR：サービス業（他に分類されないもの）については事業所規模30人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人の2区分）の常用労働者を雇用する事業所を対象に、令和8年6月分の賃金について、通信調査を主として実態調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

用語の説明	目次
	1

E, G, I, L, M, N, P, Rの計	
総括表(1)	2
賃金分布表(2) 10円刻み	3
総括表(1)パート労働者のみ	4
賃金分布表(2)パート労働者のみ	5
実態調査結果に基づく各指数の状況	6
実態調査結果に基づく時間額に対するその該当労働者数の分布図前年比較	7
総括表 10円刻み（一般＋パート労働者）	8
賃金分布表(2) 10円刻み	9
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	10
政府統計ポータルサイト（e-Stat）に掲載予定の総括表（1）および（2）	11、12

用語の説明

【第1・20分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものと順に並べ、20等分した低い方から1／20の順位にあたる数値をいいます。

【第1・10分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものと順に並べ、10等分した低い方から1／10の順位にあたる数値をいいます。

【第1・4分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものと順に並べ、4等分した低い方から1／4の順位にあたる数値をいいます。

【中位数】

賃金分布の例をとると、賃金を大きさの順に並べたときの真ん中の値を中位数といいます。

労働者数（ n ）が偶数の時は、 $n/2$ 番目と $n/2+1$ 番目の値の算術平均となります。

【4分位偏差係数】

$$\frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

という形で計算されます。

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別 和歌山県	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	138,731	59,796	64,488	14,447	138,731	1,096	2,161	81,797	17,991	15,439	20,247
円	2,224	752	1,224	247	2,224		36	1,416	283	272	216
-	1044	(1.6)	(1.3)	(1.9)	(1.7)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(1.1)
1045 - 1054	23,904	10,921	12,405	577	23,904	891	860	11,513	2,552	2,695	5,393
	(17.2)	(18.3)	(19.2)	(4.0)	(17.2)	(81.3)	(39.8)	(14.1)	(14.2)	(17.5)	(26.6)
1055 - 1064	26,105	12,176	13,105	825	26,105	891	881	12,529	2,921	2,958	5,925
	(18.8)	(20.4)	(20.3)	(5.7)	(18.8)	(81.3)	(40.7)	(15.3)	(16.2)	(19.2)	(29.3)
1065 - 1074	28,705	13,066	14,484	1,155	28,705	891	914	13,828	3,184	3,318	6,571
	(20.7)	(21.9)	(22.5)	(8.0)	(20.7)	(81.3)	(42.3)	(16.9)	(17.7)	(21.5)	(32.5)
1075 - 1084	31,537	14,074	16,103	1,361	31,537	891	914	15,518	3,486	3,711	7,018
	(22.7)	(23.5)	(25.0)	(9.4)	(22.7)	(81.3)	(42.3)	(19.0)	(19.4)	(24.0)	(34.7)
1085 - 1094	33,322	14,921	16,628	1,773	33,322	891	914	16,668	3,602	3,863	7,385
	(24.0)	(25.0)	(25.8)	(12.3)	(24.0)	(81.3)	(42.3)	(20.4)	(20.0)	(25.0)	(36.5)
1095 - 1104	40,283	18,230	20,026	2,028	40,283	891	1,023	20,352	4,385	4,876	8,757
	(29.0)	(30.5)	(31.1)	(14.0)	(29.0)	(81.3)	(47.3)	(24.9)	(24.4)	(31.6)	(43.3)
1105 - 1114	41,908	18,866	20,808	2,234	41,908	891	1,023	21,344	4,492	5,093	9,065
	(30.2)	(31.5)	(32.3)	(15.5)	(30.2)	(81.3)	(47.3)	(26.1)	(25.0)	(33.0)	(44.8)
1115 - 1124	43,219	19,749	21,153	2,317	43,219	891	1,043	22,113	4,752	5,159	9,261
	(31.2)	(33.0)	(32.8)	(16.0)	(31.2)	(81.3)	(48.3)	(27.0)	(26.4)	(33.4)	(45.7)
1125 - 1134	45,386	20,535	22,452	2,399	45,386	1,096	1,144	23,143	4,994	5,508	9,501
	(32.7)	(34.3)	(34.8)	(16.6)	(32.7)	(100.0)	(52.9)	(28.3)	(27.8)	(35.7)	(46.9)
1135 - 1144	46,519	21,198	22,840	2,481	46,519		1,180	23,862	5,165	5,629	9,586
	(33.5)	(35.5)	(35.4)	(17.2)	(33.5)		(54.6)	(29.2)	(28.7)	(36.5)	(47.3)
1145 - 1154	48,999	22,091	24,385	2,523	48,999		1,621	25,413	5,292	5,828	9,748
	(35.3)	(36.9)	(37.8)	(17.5)	(35.3)		(75.0)	(31.1)	(29.4)	(37.8)	(48.1)
1155 - 1164	50,901	22,683	25,365	2,853	50,901		1,794	26,510	5,542	6,035	9,923
	(36.7)	(37.9)	(39.3)	(19.7)	(36.7)		(83.0)	(32.4)	(30.8)	(39.1)	(49.0)
1165 - 1174	52,026	23,175	25,833	3,018	52,026		1,863	27,192	5,628	6,238	10,009
	(37.5)	(38.8)	(40.1)	(20.9)	(37.5)		(86.2)	(33.2)	(31.3)	(40.4)	(49.4)
1175 - 1184	53,221	23,933	26,188	3,100	53,221		1,899	27,902	5,767	6,410	10,148
	(38.4)	(40.0)	(40.6)	(21.5)	(38.4)		(87.8)	(34.1)	(32.1)	(41.5)	(50.1)
1185 - 1194	54,966	24,493	27,081	3,392	54,966		1,899	28,703	6,027	6,848	10,394
	(39.6)	(41.0)	(42.0)	(23.5)	(39.6)		(87.8)	(35.1)	(33.5)	(44.4)	(51.3)
1195 - 1204	58,081	25,982	28,459	3,640	58,081		1,989	30,201	6,362	7,193	11,241
	(41.9)	(43.5)	(44.1)	(25.2)	(41.9)		(92.0)	(36.9)	(35.4)	(46.6)	(55.5)
1205 - 1214	58,991	26,294	29,016	3,681	58,991		1,989	30,578	6,529	7,397	11,401
	(42.5)	(44.0)	(45.0)	(25.5)	(42.5)		(92.0)	(37.4)	(36.3)	(47.9)	(56.3)
1215 - 1224	60,720	26,935	29,981	3,805	60,720		1,989	31,501	6,697	7,683	11,754
	(43.8)	(45.0)	(46.5)	(26.3)	(43.8)		(92.0)	(38.5)	(37.2)	(49.8)	(58.1)
1225 - 1234	62,306	27,632	30,784	3,891	62,306		1,989	32,412	6,766	8,058	11,986
	(44.9)	(46.2)	(47.7)	(26.9)	(44.9)		(92.0)	(39.6)	(37.6)	(52.2)	(59.2)
1235 - 1244	64,006	28,335	31,698	3,973	64,006		2,057	33,044	7,005	8,484	12,319
	(46.1)	(47.4)	(49.2)	(27.5)	(46.1)		(95.2)	(40.4)	(38.9)	(55.0)	(60.8)
1245 - 1254	66,227	29,411	32,719	4,097	66,227		2,057	34,328	7,233	8,609	12,904
	(47.7)	(49.2)	(50.7)	(28.4)	(47.7)		(95.2)	(42.0)	(40.2)	(55.8)	(63.7)
1255 - 1264	67,214	29,636	33,274	4,303	67,214		2,161	34,996	7,289	8,698	12,974
	(48.4)	(49.6)	(51.6)	(29.8)	(48.4)		(100.0)	(42.8)	(40.5)	(56.3)	(64.1)
1265 - 1274	68,022	29,796	33,840	4,386	68,022			35,539	7,497	8,698	13,031
	(49.0)	(49.8)	(52.5)	(30.4)	(49.0)			(43.4)	(41.7)	(56.3)	(64.4)
1275 - 1284	68,942	30,095	34,256	4,592	68,942			36,077	7,650	8,801	13,157
	(49.7)	(50.3)	(53.1)	(31.8)	(49.7)			(44.1)	(42.5)	(57.0)	(65.0)
1285 - 1294	70,064	30,350	34,995	4,719	70,064			36,845	7,671	8,952	13,339
	(50.5)	(50.8)	(54.3)	(32.7)	(50.5)			(45.0)	(42.6)	(58.0)	(65.9)
1295 - 1304	72,055	31,179	36,071	4,805	72,055			38,244	7,888	9,164	13,501
	(51.9)	(52.1)	(55.9)	(33.3)	(51.9)			(46.8)	(43.8)	(59.4)	(66.7)
1305 - 1399	80,922	35,338	39,806	5,778	80,922			44,397	9,270	9,699	14,299
	(58.3)	(59.1)	(61.7)	(40.0)	(58.3)			(54.3)	(51.5)	(62.8)	(70.6)
1400 - 1499	89,631	38,749	43,571	7,311	89,631			50,527	10,233	10,357	15,256
	(64.6)	(64.8)	(67.6)	(50.6)	(64.6)			(61.8)	(56.9)	(67.1)	(75.3)
1500 - 1699	107,609	46,241	51,462	9,906	107,609			62,450	12,545	12,147	17,209
	(77.6)	(77.3)	(79.8)	(68.6)	(77.6)			(76.3)	(69.7)	(78.7)	(85.0)
1700 - 1999	121,132	51,422	57,470	12,240	121,132			71,479	14,527	13,390	18,479
	(87.3)	(86.0)	(89.1)	(84.7)	(87.3)			(87.4)	(80.7)	(86.7)	(91.3)
2000	138,731	59,796	64,488	14,447	138,731			81,797	17,991	15,439	20,247
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	202,103	190,759	197,294	270,524	202,103	61,693	99,798	217,667	225,211	193,380	143,870
時間当平均賃金額	1,473	1,491	1,426	1,607	1,473	1,063	1,114	1,492	1,558	1,454	1,394
月一人当たり労働	133	125	133	168	133	58	88	142	139	129	105
第1・20分位数	1,045	1,045	1,045	1,060	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
第1・10分位数	1,045	1,045	1,045	1,085	1,045	1,045	1,045	1,050	1,050	1,050	1,045
第1・4分位数	1,100	1,096	1,085	1,200	1,100	1,045	1,050	1,107	1,115	1,093	1,050
中位数	1,290	1,278	1,250	1,490	1,290	1,050	1,131	1,349	1,378	1,225	1,184
四分位偏差係数	0.2136	0.2171	0.2060	0.1983	0.2136	0.0024	0.0486	0.2131	0.2438	0.2094	0.1892

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

2

08年	賃金分布表(2)賃金額階級別、性別年齢別表	地域：(全て)	産業：地域別最低賃金対象産業	就業形態：(全て)	規模	産別適用除外含む全労働者	年齢別											
							男性計						女性計					
							17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
時間当り所定内賃金額 (3手当てを除く)	合計	60527	348	741	37,963	7,298	6,038	8,138	78,204	748	1,421	43,834	10,693	9,401	12,111			
計	円	826			581	33		81	1,398		36	835	250	141	1			
-	1,044	(1,4)			(0,5)	(0,5)	(2,2)	(1,0)	(2,5)		(2,5)	(1,9)	(2,3)	(1,1)				
1,045 -	1,054	5,493	211	298	3,041	236	476	1,231	16,186	680	527	7,055	2,033	1,946	3,946			
		(9,1)	(60,7)	(40,2)	(8,0)	(3,2)	(7,9)	(15,1)	(37,1)	(90,9)	(37,1)	(16,1)	(19,0)	(20,7)	(32,1)			
1,055 -	1,064	459			169	32	45	213	1,742		20	847	337	218	3			
		(0,8)			(0,4)	(0,4)	(0,7)	(2,6)	(2,2)		(1,4)	(1,9)	(3,2)	(2,3)	(2,3)			
1,065 -	1,074	741			299	68	70	305	1,859		33	1,000	195	291	3			
		(1,2)			(0,8)	(0,9)	(1,2)	(3,7)	(2,4)		(2,3)	(1,3)	(3,1)	(3,1)	(2,2)			
1,075 -	1,084	2,832			316	33	36	125	2,322			1,374	268	357	3			
		(2,0)			(0,8)	(0,5)	(0,6)	(1,5)	(3,0)			(3,1)	(2,5)	(3,8)	(2,2)			
1,085 -	1,094	1,785			259	66	66	135	1,325			891	116	86	2			
		(1,3)			(0,7)	(1,1)	(1,1)	(1,7)	(1,1)			(2,0)	(1,1)	(0,9)	(1,1)			
1,095 -	1,104	6,961			497	271	271	460	5,733		109	3,186	783	742	9			
		(5,0)			(1,3)	(5,7)	(4,5)	(5,7)	(7,3)		(7,7)	(7,3)	(7,3)	(7,9)	(7,7)			
1,105 -	1,114	1,624			268	35	35	46	1,356			840	72	182	2			
		(1,2)			(0,4)	(0,5)	(0,6)	(0,6)	(1,7)			392	240	182	(2,2)			
1,115 -	1,124	1,311			483	20	20	86	828		20	392	240	65	1			
		(0,9)			(0,8)	(0,3)	(0,6)	(0,6)	(1,1)		(1,4)	(0,9)	(2,2)	(0,7)	(0,7)			
1,125 -	1,134	2,168			624	137	64	104	1,544	68	37	893	242	168	1			
		(1,6)			(1,0)	(3,0)	(3,0)	(1,3)	(2,0)	(9,1)	(2,6)	(2,0)	(2,3)	(1,8)	(1,1)			
1,135 -	1,144	1,133			296	33	33	66	837			490	171	55	0			
		(0,8)			(0,6)	(0,5)	(1,1)	32	(2,6)		(2,6)	(1,1)	(1,6)	(0,6)	(0,6)			
1,145 -	1,154	2,480			865	573	170	32	1,615		271	978	94	143	1			
		(1,4)			(1,4)	(0,5)	(22,9)	(0,9)	(2,1)		(19,1)	(2,1)	(0,9)	(1,5)	(1,1)			
1,155 -	1,164	1,902			538	315	105	61	1,364		68	781	250	150	1			
		(1,4)			(0,8)	(0,9)	(14,2)	(0,7)	(1,7)		(4,8)	(1,8)	(2,3)	(1,6)	(0,6)			
1,165 -	1,174	1,125			431	273	68	44	694			409	41	157	1			
		(0,8)			(0,7)	(0,6)	(9,2)	(0,6)	(0,9)			409	41	157	1			
1,175 -	1,184	1,196			389	283	36	70	807			426	140	172	0			
		(0,9)			(0,6)	(0,7)	(4,8)	(0,9)	(1,0)			426	140	172	(0,7)			
1,185 -	1,194	1,745			451	178	36	81	1,294			623	225	282	0			
		(1,3)			(0,5)	(0,5)	(0,5)	(1,0)	(1,7)			623	225	282	(1,8)			
1,195 -	1,204	3,115			1,223	512	128	584	1,891		90	986	334	218	2			
		(2,2)			(2,0)	(1,3)	(2,1)	(7,2)	(2,4)		(6,4)	986	334	218	(2,1)			
1,205 -	1,214	910			316	123	114	79	594			255	53	126	1			
		(0,7)			(0,5)	(0,6)	(1,6)	(1,3)	(0,8)			(0,6)	(0,5)	(1,3)	(1,1)			
1,215 -	1,224	1,729			343	151	55	33	772			772	113	253	2			
		(1,2)			(0,6)	(0,8)	(0,8)	(0,5)	(1,8)			772	113	253	(2,2)			
1,225 -	1,234	1,586			453	239	33	102	1,133			671	36	296	1			
		(0,7)			(0,7)	(0,5)	(0,5)	(1,3)	(1,3)			671	36	296	(1,1)			
1,235 -	1,244	1,700			611	206	37	207	1,089		68	427	202	265	1			
		(1,2)			(1,0)	(0,5)	(0,5)	(2,7)	(1,4)		(4,8)	427	202	265	(1,1)			
1,245 -	1,254	2,221			774	362	68	89	1,447			922	159	36	3			
		(1,6)			(1,3)	(1,0)	(0,9)	(1,5)	(2,1)			922	159	36	(2,2)			
1,255 -	1,264	986			295	174	36	52	691		104	493	20	37	0			
		(0,5)			(0,5)	(0,5)	(0,5)	(0,9)	(0,9)		(7,3)	493	20	37	(0,4)			
1,265 -	1,274	808			423	252	115	57	385			292	93	126	1			
		(0,6)			(0,7)	(1,6)	(1,6)	(0,7)	(0,5)			292	93	126	(1,1)			
1,275 -	1,284	920			386	217	66	72	534			320	88	110	1			
		(0,7)			(0,6)	(0,6)	(0,9)	(0,9)	(0,7)			320	88	110	(1,1)			
1,285 -	1,294	1,122			540	426	41	41	582			343	20	110	0			
		(0,9)			(1,1)	(1,1)	(1,1)	(0,7)	(0,8)			343	20	110	(1,2)			
1,295 -	1,304	1,991			731	494	44	192	1,260			904	173	20	0			
		(1,4)			(1,2)	(0,6)	(0,6)	(3,2)	(1,6)			904	173	20	(1,0)			
1,305 -	1,314	8,867			4,274	2,975	572	550	4,593			3,177	809	359	2			
		(6,4)			(7,1)	(7,8)	(7,8)	(6,8)	(5,9)			3,177	809	359	(2,2)			
1,400 -	1,409	8,708			4,518	3,228	512	562	4,191			2,902	451	443	3			
		(6,3)			(7,5)	(7,0)	(3,6)	(6,9)	(5,4)			2,902	451	443	(3,3)			
1,500 -	1,699	17,979			9,754	6,709	1,200	955	8,225			5,215	1,112	901	9			
		(13,0)			(16,1)	(17,7)	(16,4)	(11,7)	(10,5)			5,215	1,112	901	99			
1,700 -	1,999	13,523			8,800	6,256	1,336	652	4,723			2,773	646	591	7			
		(9,7)			(14,5)	(16,5)	(18,3)	(10,8)	(6,0)			2,773	646	591	(5,6)			
2,000 -		17,599			13,023	7,957	2,540	1,456	4,576			2,361	924	593	6			
		(12,7)			(21,5)	(21,5)	(34,8)	(24,1)	(5,9)			2,361	924	593	(5,6)			
平均賃金額	202,103	256,840	267,767	307,347	66,803	96,230	267,767	263,372	178,479			174,276	169,147	148,424	120,610			
時間当り平均賃金額	1,473	1,675	1,678	1,874	1,079	1,112	1,678	1,684	1,555			1,316	1,332	1,306	1,285			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	61	85	157	165	158			128	121	111	10			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,068	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045			1,045	1,045	1,045	1,045			
第1・2・3・4分位数	1,045	1,045																

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別 和歌山県全県	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	46,115	20,037	24,610	1,468	46,115	1,096	1,520	21,826	4,849	6,031	10,793
円	66	66			66					33	33
- 1044	(0.1)	(0.3)			(0.1)					(0.5)	(0.3)
1045 - 1054	15,933 (34.6)	6,888 (34.4)	8,963 (36.4)	82 (5.6)	15,933 (34.6)	891 (81.3)	689 (45.3)	7,335 (33.6)	1,461 (30.1)	1,950 (32.3)	3,607 (33.4)
1055 - 1064	17,171 (37.2)	7,427 (37.1)	9,455 (38.4)	289 (19.7)	17,171 (37.2)	891 (81.3)	709 (46.6)	7,795 (35.7)	1,689 (34.8)	2,148 (35.6)	3,940 (36.5)
1065 - 1074	18,610 (40.4)	7,757 (38.7)	10,358 (42.1)	495 (33.7)	18,610 (40.4)	891 (81.3)	709 (46.6)	8,524 (39.1)	1,884 (38.9)	2,393 (39.7)	4,208 (39.0)
1075 - 1084	19,970 (43.3)	8,152 (40.7)	11,323 (46.0)	495 (33.7)	19,970 (43.3)	891 (81.3)	709 (46.6)	9,358 (42.9)	2,053 (42.3)	2,482 (41.2)	4,477 (41.5)
1085 - 1094	20,770 (45.0)	8,692 (43.4)	11,459 (46.6)	619 (42.1)	20,770 (45.0)	891 (81.3)	709 (46.6)	9,878 (45.3)	2,128 (43.9)	2,523 (41.8)	4,640 (43.0)
1095 - 1104	25,271 (54.8)	10,888 (54.3)	13,679 (55.6)	705 (48.0)	25,271 (54.8)	891 (81.3)	818 (53.8)	12,097 (55.4)	2,678 (55.2)	3,232 (53.6)	5,555 (51.5)
1105 - 1114	26,017 (56.4)	11,155 (55.7)	14,076 (57.2)	787 (53.6)	26,017 (56.4)	891 (81.3)	818 (53.8)	12,447 (57.0)	2,751 (56.7)	3,369 (55.9)	5,742 (53.2)
1115 - 1124	26,568 (57.6)	11,563 (57.7)	14,176 (57.6)	828 (56.4)	26,568 (57.6)	891 (81.3)	838 (55.1)	12,758 (58.5)	2,839 (58.6)	3,390 (56.2)	5,852 (54.2)
1125 - 1134	27,796 (60.3)	12,020 (60.0)	14,948 (60.7)	828 (56.4)	27,796 (60.3)	1,096 (100.0)	838 (55.1)	13,476 (61.7)	2,991 (61.7)	3,463 (57.4)	5,933 (55.0)
1135 - 1144	28,100 (60.9)	12,213 (61.0)	15,058 (61.2)	828 (56.4)	28,100 (60.9)		838 (55.1)	13,624 (62.4)	3,060 (63.1)	3,463 (57.4)	6,018 (55.8)
1145 - 1154	30,204 (65.5)	12,864 (64.2)	16,470 (66.9)	870 (59.2)	30,204 (65.5)		1,279 (84.1)	14,947 (68.5)	3,154 (65.0)	3,604 (59.8)	6,123 (56.7)
1155 - 1164	31,096 (67.4)	12,929 (64.5)	17,132 (69.6)	1,035 (70.5)	31,096 (67.4)		1,416 (93.1)	15,281 (70.0)	3,327 (68.6)	3,739 (62.0)	6,237 (57.8)
1165 - 1174	31,547 (68.4)	13,089 (65.3)	17,424 (70.8)	1,035 (70.5)	31,547 (68.4)		1,484 (97.6)	15,491 (71.0)	3,327 (68.6)	3,858 (64.0)	6,290 (58.3)
1175 - 1184	32,084 (69.6)	13,516 (67.5)	17,534 (71.2)	1,035 (70.5)	32,084 (69.6)		1,484 (97.6)	15,786 (72.3)	3,327 (68.6)	3,997 (66.3)	6,393 (59.2)
1185 - 1194	32,762 (71.0)	13,679 (68.3)	17,966 (73.0)	1,117 (76.1)	32,762 (71.0)		1,484 (97.6)	15,997 (73.3)	3,404 (70.2)	4,141 (68.7)	6,639 (61.5)
1195 - 1204	34,326 (74.4)	14,263 (71.2)	18,698 (76.0)	1,364 (93.0)	34,326 (74.4)		1,520 (100.0)	16,733 (76.7)	3,492 (72.0)	4,337 (71.9)	7,147 (66.2)
1205 - 1214	34,665 (75.2)	14,390 (71.8)	18,910 (76.8)	1,364 (93.0)	34,665 (75.2)			16,854 (77.2)	3,561 (73.4)	4,430 (73.5)	7,203 (66.7)
1215 - 1224	35,175 (76.3)	14,612 (72.9)	19,198 (78.0)	1,364 (93.0)	35,175 (76.3)			17,121 (78.4)	3,636 (75.0)	4,523 (75.0)	7,279 (67.4)
1225 - 1234	35,607 (77.2)	14,790 (73.8)	19,449 (79.0)	1,368 (93.2)	35,607 (77.2)			17,351 (79.5)	3,636 (75.0)	4,606 (76.4)	7,397 (68.5)
1235 - 1244	36,126 (78.3)	14,986 (74.8)	19,772 (80.3)	1,368 (93.2)	36,126 (78.3)			17,505 (80.2)	3,657 (75.4)	4,770 (79.1)	7,579 (70.2)
1245 - 1254	36,641 (79.5)	15,144 (75.6)	20,130 (81.8)	1,368 (93.2)	36,641 (79.5)			17,743 (81.3)	3,693 (76.2)	4,826 (80.0)	7,763 (71.9)
1255 - 1264	36,894 (80.0)	15,250 (76.1)	20,235 (82.2)	1,409 (96.0)	36,894 (80.0)			17,902 (82.0)	3,713 (76.6)	4,862 (80.6)	7,800 (72.3)
1265 - 1274	37,044 (80.3)	15,290 (76.3)	20,344 (82.7)	1,409 (96.0)	37,044 (80.3)			17,995 (82.4)	3,734 (77.0)	4,862 (80.6)	7,836 (72.6)
1275 - 1284	37,207 (80.7)	15,351 (76.6)	20,447 (83.1)	1,409 (96.0)	37,207 (80.7)			18,047 (82.7)	3,788 (78.1)	4,862 (80.6)	7,893 (73.1)
1285 - 1294	37,628 (81.6)	15,371 (76.7)	20,847 (84.7)	1,409 (96.0)	37,628 (81.6)			18,249 (83.6)	3,788 (78.1)	4,936 (81.8)	8,040 (74.5)
1295 - 1304	38,220 (82.9)	15,742 (78.6)	21,065 (85.6)	1,413 (96.2)	38,220 (82.9)			18,577 (85.1)	3,868 (79.8)	4,992 (82.8)	8,166 (75.7)
1305 - 1399	39,355 (85.3)	16,361 (81.7)	21,575 (87.7)	1,420 (96.7)	39,355 (85.3)			19,153 (87.8)	4,104 (84.6)	5,080 (84.2)	8,402 (77.8)
1400 - 1499	40,953 (88.8)	16,942 (84.6)	22,550 (91.6)	1,461 (99.5)	40,953 (88.8)			19,933 (91.3)	4,181 (86.2)	5,333 (88.4)	8,890 (82.4)
1500 - 1699	43,459 (94.2)	18,137 (90.5)	23,854 (96.9)	1,468 (100.0)	43,459 (94.2)			20,841 (95.5)	4,542 (93.7)	5,644 (93.6)	9,815 (90.9)
1700 - 1999	44,235 (95.9)	18,481 (92.2)	24,286 (98.7)		44,235 (95.9)			21,118 (96.8)	4,583 (94.5)	5,848 (97.0)	10,070 (93.3)
2000	46,115 (100.0)	20,037 (100.0)	24,610 (100.0)		46,115 (100.0)			21,826 (100.0)	4,849 (100.0)	6,031 (100.0)	10,793 (100.0)
月平均賃金額	94,304	88,667	95,320	154,207	94,304	61,693	67,824	96,832	91,575	100,569	93,958
時間当り平均賃金額	1,249	1,346	1,176	1,136	1,249	1,063	1,102	1,212	1,234	1,262	1,363
月一人当たり労働時間	78	71	81	135	78	58	61	81	76	85	75
第1・20分位数	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
第1・10分位数	1,045	1,045	1,045	1,055	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
第1・4分位数	1,050	1,050	1,050	1,065	1,050	1,045	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
中位数	1,100	1,100	1,100	1,105	1,100	1,050	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
四分位偏差係数	0.0736	0.0909	0.0682	0.0566	0.0736	0.0024	0.0455	0.0682	0.0841	0.0805	0.1136

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

[illegible]

令和8年度実態調査結果に基づく各指数の状況

1. 一般労働者、パート労働者計

単位:円

	調査対象 産業計	E 製造業	G 情報通信業	I 卸売業、小売業	M 宿泊業、飲食 サービス業	P 医療、福祉	L・N・R サービス業
第1・20分位数	1,045 980	1,045 980	1,100 1,030	1,045 980	1,045 980	1,052 980	1,045 980
第1・10分位数	1,045 980	1,045 985	1,186 1,062	1,045 980	1,045 987	1,090 1,005	1,050 980
第1・ 4分位数	1,100 1,033	1,102 1,068	1,426 1,334	1,070 1,000	1,045 1,000	1,178 1,120	1,100 1,050
中位数	1,290 1,250	1,362 1,366	1,598 1,583	1,277 1,225	1,100 1,050	1,361 1,306	1,333 1,372

※上段は令和8年、下段は令和7年度

※L:学術研究、専門・技術サービス業、N:生活関連サービス業、娯楽業、
R:サービス業(他に分類されないもの)については合算して集計

2. パート労働者のみ

単位:円

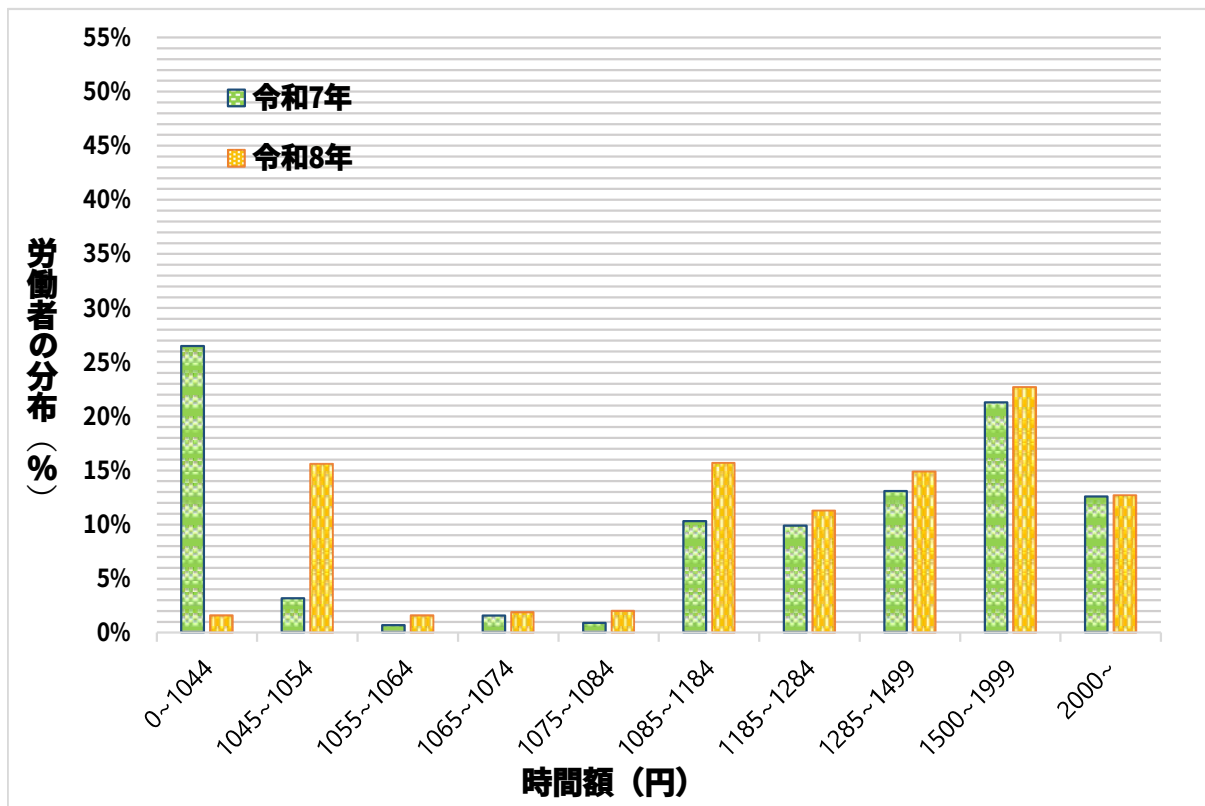
	調査対象 産業計	E 製造業	G 情報通信業	I 卸売業、小売業	M 宿泊業、飲食 サービス業	P 医療、福祉	L・N・R サービス業
第1・20分位数	1,045 980	1,045 980	1,050 1,000	1,045 980	1,045 980	1,050 980	1,045 980
第1・10分位数	1,045 980	1,045 980	1,050 1,000	1,045 980	1,045 987	1,080 980	1,045 980
第1・ 4分位数	1,050 989	1,045 980	1,100 1,030	1,050 980	1,045 1,000	1,127 1,050	1,060 980
中位数	1,100 1,035	1,070 1,000	1,325 1,100	1,074 1,000	1,050 1,050	1,247 1,211	1,100 1,039

※上段は令和8年、下段は令和7年度

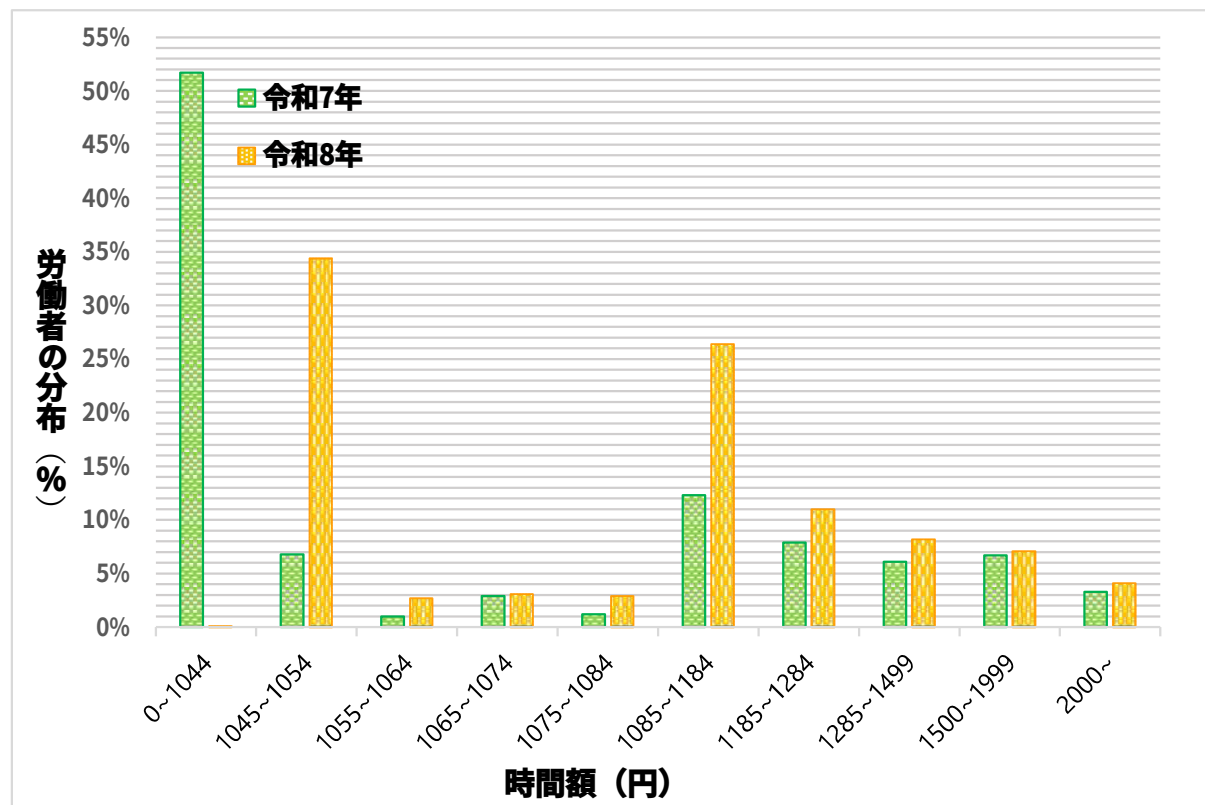
※L:学術研究、専門・技術サービス業、N:生活関連サービス業、娯楽業、
R:サービス業(他に分類されないもの)については合算して集計

時間額に対する該当労働者の分布

一般労働者・パート労働者計



パート労働者のみ



注) 1,045円から1,084円までは10円刻みですが、1,085円以上は集約されていますのでご注意ください

08年 総括表(1) 賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別産業：1.地域別最低賃金対象産業 就業形態：(全て)産別適用除外含む全労働者

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別				地域別 和歌山県全県	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人			17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	138,731	59,796	64,488	14,447		138,731	1,096	2,161	81,797	17,991	15,439	20,247
円	2,224	752	1,224	247		2,224		36	1,416	283	272	216
- 1044	(1.6)	(1.3)	(1.9)	(1.7)		(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(1.1)
1045 - 1045	14,623	6,459	7,710	454		14,623	474	386	7,645	1,325	1,468	3,323
	(10.5)	(10.8)	(12.0)	(3.1)		(10.5)	(43.3)	(17.9)	(9.3)	(7.4)	(9.5)	(16.4)
1046 - 1046	14,656	6,492	7,710	454		14,656	474	386	7,645	1,325	1,501	3,323
	(10.6)	(10.9)	(12.0)	(3.1)		(10.6)	(43.3)	(17.9)	(9.3)	(7.4)	(9.7)	(16.4)
1047 - 1047	14,676	6,512	7,710	454		14,676	474	386	7,665	1,325	1,501	3,323
	(10.6)	(10.9)	(12.0)	(3.1)		(10.6)	(43.3)	(17.9)	(9.4)	(7.4)	(9.7)	(16.4)
1048 - 1048	14,749	6,512	7,742	495		14,749	474	386	7,707	1,357	1,501	3,323
	(10.6)	(10.9)	(12.0)	(3.4)		(10.6)	(43.3)	(17.9)	(9.4)	(7.5)	(9.7)	(16.4)
1049 - 1049	14,783	6,512	7,776	495		14,783	474	386	7,707	1,357	1,501	3,357
	(10.7)	(10.9)	(12.1)	(3.4)		(10.7)	(43.3)	(17.9)	(9.4)	(7.5)	(9.7)	(16.6)
1050 - 1050	23,437	10,846	12,014	577		23,437	891	860	11,456	2,429	2,604	5,197
	(16.9)	(18.1)	(18.6)	(4.0)		(16.9)	(81.3)	(39.8)	(14.0)	(13.5)	(16.9)	(25.7)
1051 - 1051	23,683	10,846	12,259	577		23,683	891	860	11,456	2,515	2,640	5,320
	(17.1)	(18.1)	(19.0)	(4.0)		(17.1)	(81.3)	(39.8)	(14.0)	(14.0)	(17.1)	(26.3)
1052 - 1052	23,756	10,846	12,332	577		23,756	891	860	11,456	2,552	2,640	5,356
	(17.1)	(18.1)	(19.1)	(4.0)		(17.1)	(81.3)	(39.8)	(14.0)	(14.2)	(17.1)	(26.5)
1053 - 1053	23,792	10,846	12,369	577		23,792	891	860	11,456	2,552	2,640	5,393
	(17.2)	(18.1)	(19.2)	(4.0)		(17.2)	(81.3)	(39.8)	(14.0)	(14.2)	(17.1)	(26.6)
1054 - 1054	23,904	10,921	12,405	577		23,904	891	860	11,513	2,552	2,695	5,393
	(17.2)	(18.3)	(19.2)	(4.0)		(17.2)	(81.3)	(39.8)	(14.1)	(14.2)	(17.5)	(26.6)
1055 - 1055	24,515	11,152	12,662	701		24,515	891	860	11,806	2,713	2,768	5,477
	(17.7)	(18.7)	(19.6)	(4.9)		(17.7)	(81.3)	(39.8)	(14.4)	(15.1)	(17.9)	(27.1)
1056 - 1056	24,649	11,218	12,730	701		24,649	891	860	11,874	2,746	2,801	5,477
	(17.8)	(18.8)	(19.7)	(4.9)		(17.8)	(81.3)	(39.8)	(14.5)	(15.3)	(18.1)	(27.1)
1057 - 1057	24,715	11,284	12,730	701		24,715	891	860	11,940	2,746	2,801	5,477
	(17.8)	(18.9)	(19.7)	(4.9)		(17.8)	(81.3)	(39.8)	(14.6)	(15.3)	(18.1)	(27.1)
1058 - 1058	24,842	11,411	12,730	701		24,842	891	881	12,006	2,746	2,801	5,518
	(17.9)	(19.1)	(19.7)	(4.9)		(17.9)	(81.3)	(40.7)	(14.7)	(15.3)	(18.1)	(27.3)
1059 - 1059	24,895	11,464	12,730	701		24,895	891	881	12,059	2,746	2,801	5,518
	(17.9)	(19.2)	(19.7)	(4.9)		(17.9)	(81.3)	(40.7)	(14.7)	(15.3)	(18.1)	(27.3)
1060 - 1060	25,792	11,969	12,999	825		25,792	891	881	12,423	2,781	2,925	5,892
	(18.6)	(20.0)	(20.2)	(5.7)		(18.6)	(81.3)	(40.7)	(15.2)	(15.5)	(18.9)	(29.1)
1061 - 1061	25,938	12,044	13,069	825		25,938	891	881	12,493	2,856	2,925	5,892
	(18.7)	(20.1)	(20.3)	(5.7)		(18.7)	(81.3)	(40.7)	(15.3)	(15.9)	(18.9)	(29.1)
1062 - 1062	26,039	12,110	13,105	825		26,039	891	881	12,529	2,856	2,958	5,925
	(18.8)	(20.3)	(20.3)	(5.7)		(18.8)	(81.3)	(40.7)	(15.3)	(15.9)	(19.2)	(29.3)
1063 - 1063	26,039	12,110	13,105	825		26,039	891	881	12,529	2,856	2,958	5,925
	(18.8)	(20.3)	(20.3)	(5.7)		(18.8)	(81.3)	(40.7)	(15.3)	(15.9)	(19.2)	(29.3)
1064 - 1064	26,105	12,176	13,105	825		26,105	891	881	12,529	2,921	2,958	5,925
	(18.8)	(20.4)	(20.3)	(5.7)		(18.8)	(81.3)	(40.7)	(15.3)	(16.2)	(19.2)	(29.3)
1065 - 1065	26,889	12,444	13,414	1,031		26,889	891	881	13,017	3,034	2,996	6,071
	(19.4)	(20.8)	(20.8)	(7.1)		(19.4)	(81.3)	(40.7)	(15.9)	(16.9)	(19.4)	(30.0)
1066 - 1066	27,120	12,607	13,482	1,031		27,120	891	881	13,149	3,067	3,029	6,104
	(19.5)	(21.1)	(20.9)	(7.1)		(19.5)	(81.3)	(40.7)	(16.1)	(17.0)	(19.6)	(30.1)
1067 - 1067	27,120	12,607	13,482	1,031		27,120	891	881	13,149	3,067	3,029	6,104
	(19.5)	(21.1)	(20.9)	(7.1)		(19.5)	(81.3)	(40.7)	(16.1)	(17.0)	(19.6)	(30.1)
1068 - 1068	27,280	12,627	13,622	1,031		27,280	891	881	13,205	3,102	3,029	6,173
	(19.7)	(21.1)	(21.1)	(7.1)		(19.7)	(81.3)	(40.7)	(16.1)	(17.2)	(19.6)	(30.5)
1069 - 1069	27,381	12,627	13,722	1,031		27,381	891	881	13,269	3,102	3,029	6,210
	(19.7)	(21.1)	(21.3)	(7.1)		(19.7)	(81.3)	(40.7)	(16.2)	(17.2)	(19.6)	(30.7)
1070 - 1070	27,979	12,870	13,955	1,155		27,979	891	881	13,475	3,184	3,175	6,373
	(20.2)	(21.5)	(21.6)	(8.0)		(20.2)	(81.3)	(40.7)	(16.5)	(17.7)	(20.6)	(31.5)
1071 - 1071	28,175	13,033	13,987	1,155		28,175	891	881	13,580	3,184	3,175	6,463
	(20.3)	(21.8)	(21.7)	(8.0)		(20.3)	(81.3)	(40.7)	(16.6)	(17.7)	(20.6)	(31.9)
1072 - 1072	28,175	13,033	13,987	1,155		28,175	891	881	13,580	3,184	3,175	6,463
	(20.3)	(21.8)	(21.7)	(8.0)		(20.3)	(81.3)	(40.7)	(16.6)	(17.7)	(20.6)	(31.9)
1073 - 1073	28,348	13,066	14,127	1,155		28,348	891	914	13,720	3,184	3,175	6,463
	(20.4)	(21.9)	(21.9)	(8.0)		(20.4)	(81.3)	(42.3)	(16.8)	(17.7)	(20.6)	(31.9)
1074 1074	28,705	13,066	14,484	1,155		28,705	891	914	13,828	3,184	3,318	6,571
	(20.7)	(21.9)	(22.5)	(8.0)		(20.7)	(81.3)	(42.3)	(16.9)	(17.7)	(21.5)	(32.5)
1075 1075	29,109	13,187	14,685	1,237		29,109	891	914	14,062	3,217	3,387	6,639
	(21.0)	(22.1)	(22.8)	(8.6)		(21.0)	(81.3)	(42.3)	(17.2)	(17.9)	(21.9)	(32.8)
1076 1076	29,336	13,274	14,825	1,237		29,336	891	914	14,234	3,272	3,387	6,639
	(21.1)	(22.2)	(23.0)	(8.6)		(21.1)	(81.3)	(42.3)	(17.4)	(18.2)	(21.9)	(32.8)
1077 1077	29,577	13,307	15,032	1,237		29,577	891	914	14,406	3,304	3,423	6,639
	(21.3)	(22.3)	(23.3)	(8.6)		(21.3)	(81.3)	(42.3)	(17.6)	(18.4)	(22.2)	(32.8)
1078 1078	29,577	13,307	15,032	1,237		29,577	891	914	14,406	3,304	3,423	6,639
	(21.3)	(22.3)	(23.3)	(8.6)		(21.3)	(81.3)	(42.3)	(17.6)	(18.4)	(22.2)	(32.8)
1079 1079	29,738	13,362	15,139	1,237		29,738	891	914	14,477	3,304	3,459	6,694
	(21.4)	(22.3)	(23.5)	(8.6)		(21.4)	(81.3)	(42.3)	(17.7)	(18.4)	(22.4)	(33.1)
1080 1080	31,226	13,902	15,964	1,361		31,226	891	914	15,279	3,486	3,675	6,982
	(22.5)	(23.2)	(24.8)	(9.4)		(22.5)	(81.3)	(42.3)	(18.7)	(19.4)	(23.8)	(34.5)
1081 1081	31,283	13,922	16,000	1,361		31,283	891	914	15,300	3,486	3,675	7,018
	(22.5)	(23.3)	(24.8)	(9.4)		(22.5)	(81.3)	(42.3)	(18.7)	(19.4)	(23.8)	(34.7)
1082 1082	31,391	13,995	16,035	1,361		31,391	891	914	15,408	3,486	3,675	7,018
	(22.6)	(23.4)	(24.9)	(9.4)		(22.6)	(81.3)	(42.3)	(18.8)	(19.4)	(23.8)	(34.7)
1083 1083	31,537	14,074	16,103	1,361		31,537	891	914	15,518	3,486	3,711	7,018
	(22.7)	(23.5)	(25.0)	(9.4)		(22.7)	(81.3)	(42.3)	(19.0)	(19.4)	(24.0)	(34.7)
1084 1084	31,537	14,074	16,103	1,361		31,537	891	914	15,518	3,486	3,711	7,018
	(22.7)	(23.5)	(25.0)	(9.4)		(22.7)	(81.3)	(42.3)	(19.0)	(19.4)	(24.0)	(34.7)
1085 1085	31,867	14,120	16,139	1,608		31,867	891	914	15,770	3,527	3,711	7,055
	(23.0)	(23.6)	(25.0)	(11.1)		(23.0)	(81.3)	(42.3)	(19.3)	(19.6)	(24.0)	(34.8)
1086 1086	31,975	14,190	16,176	1,608		31,975	891	914	15,808	3,527	3,711	7,125
	(23.0)	(23.7)	(25.1)	(11.1)		(23.0)	(81.3)	(42.3)	(19.3)	(19.6)	(24.0)	(35.2)
1087 1087	32,007	14,190	16,208	1,608		32,007	891	914	15,808	3,527	3,711	7,157
	(23.1)	(23.7)	(25.1)	(11.1)		(23.1)	(81.3)	(42.3)	(19.3)	(19.6)	(24.0)	(35.3)
1088 1088	32,039	14,190	16,240	1,608		32,039	891	914	15,840	3,527	3,711	7,157
	(23.1)	(23.7)	(25.2)	(11.1)		(23.1)	(81.3)	(42.3)	(19.4)	(19.6)	(24.0)	(35.3)
1089 1089	32,143	14,223	16,312	1,608		32,143	891	914	15,945	3,527	3,711	7,157
	(23.2)	(23.8)	(25.3)	(11.1)		(23.2)	(81.3)	(42.3)	(19.5)	(19.6)	(24.0)	(35.3)
1090 1090	33,051	14,802	16,475	1,773		33,051	891	914	16,463	3,602	3,797	7,385
	(23.8)	(24.8)	(25.5)	(12.3)		(23.8)	(81.3)	(42.3)	(20.1)	(20.0)	(24.6)	(36.5)

1091	1091	33,083 (23.8)	14,802 (24.8)	16,507 (25.6)	1,773 (12.3)	33,083 (23.8)	891 (81.3)	914 (42.3)	16,495 (20.2)	3,602 (20.0)	3,797 (24.6)	7,385 (36.5)
1092	1092	33,170 (23.9)	14,802 (24.8)	16,594 (25.7)	1,773 (12.3)	33,170 (23.9)	891 (81.3)	914 (42.3)	16,581 (20.3)	3,602 (20.0)	3,797 (24.6)	7,385 (36.5)
1093	1093	33,322 (24.0)	14,921 (25.0)	16,628 (25.8)	1,773 (12.3)	33,322 (24.0)	891 (81.3)	914 (42.3)	16,668 (20.4)	3,602 (20.0)	3,863 (25.0)	7,385 (36.5)
1094	1094	33,322 (24.0)	14,921 (25.0)	16,628 (25.8)	1,773 (12.3)	33,322 (24.0)	891 (81.3)	914 (42.3)	16,668 (20.4)	3,602 (20.0)	3,863 (25.0)	7,385 (36.5)
1095	1095	33,678 (24.3)	14,921 (25.0)	16,901 (26.2)	1,856 (12.8)	33,678 (24.3)	891 (81.3)	914 (42.3)	16,846 (20.6)	3,670 (20.4)	3,973 (25.7)	7,385 (36.5)
1096	1096	33,926 (24.5)	15,028 (25.1)	17,042 (26.4)	1,856 (12.8)	33,926 (24.5)	891 (81.3)	914 (42.3)	17,017 (20.8)	3,707 (20.6)	3,973 (25.7)	7,425 (36.7)
1097	1097	34,092 (24.6)	15,048 (25.2)	17,188 (26.7)	1,856 (12.8)	34,092 (24.6)	891 (81.3)	914 (42.3)	17,127 (20.9)	3,707 (20.6)	3,973 (25.7)	7,482 (37.0)
1098	1098	34,304 (24.7)	15,086 (25.2)	17,362 (26.9)	1,856 (12.8)	34,304 (24.7)	891 (81.3)	914 (42.3)	17,164 (21.0)	3,707 (20.6)	3,973 (25.7)	7,655 (37.8)
1099	1099	34,327 (24.7)	15,106 (25.3)	17,362 (26.9)	1,859 (12.9)	34,327 (24.7)	891 (81.3)	914 (42.3)	17,188 (21.0)	3,707 (20.6)	3,973 (25.7)	7,655 (37.8)
1100	1100	39,866 (28.7)	18,050 (30.2)	19,870 (30.8)	1,945 (13.5)	39,866 (28.7)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,114 (24.6)	4,298 (23.9)	4,824 (31.2)	8,717 (43.1)
1101	1101	39,963 (28.8)	18,111 (30.3)	19,907 (30.9)	1,945 (13.5)	39,963 (28.8)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,171 (24.7)	4,298 (23.9)	4,844 (31.4)	8,737 (43.2)
1102	1102	40,165 (29.0)	18,111 (30.3)	20,026 (31.1)	2,028 (14.0)	40,165 (29.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,253 (24.8)	4,385 (24.4)	4,876 (31.6)	8,737 (43.2)
1103	1103	40,283 (29.0)	18,230 (30.5)	20,026 (31.1)	2,028 (14.0)	40,283 (29.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,352 (24.9)	4,385 (24.4)	4,876 (31.6)	8,757 (43.3)
1104	1104	40,283 (29.0)	18,230 (30.5)	20,026 (31.1)	2,028 (14.0)	40,283 (29.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,352 (24.9)	4,385 (24.4)	4,876 (31.6)	8,757 (43.3)
1105	1105	40,390 (29.1)	18,263 (30.5)	20,058 (31.1)	2,069 (14.3)	40,390 (29.1)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,385 (24.9)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,757 (43.3)
1106	1106	40,442 (29.2)	18,283 (30.6)	20,090 (31.2)	2,069 (14.3)	40,442 (29.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,417 (25.0)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,778 (43.4)
1107	1107	40,534 (29.2)	18,375 (30.7)	20,090 (31.2)	2,069 (14.3)	40,534 (29.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,463 (25.0)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,824 (43.6)
1108	1108	40,611 (29.3)	18,375 (30.7)	20,125 (31.2)	2,110 (14.6)	40,611 (29.3)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,540 (25.1)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,824 (43.6)
1109	1109	40,759 (29.4)	18,375 (30.7)	20,233 (31.4)	2,152 (14.9)	40,759 (29.4)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,688 (25.3)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,824 (43.6)
1110	1110	41,300 (29.8)	18,546 (31.0)	20,561 (31.9)	2,193 (15.2)	41,300 (29.8)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,972 (25.6)	4,457 (24.8)	5,058 (32.8)	8,899 (44.0)
1111	1111	41,599 (30.0)	18,775 (31.4)	20,631 (32.0)	2,193 (15.2)	41,599 (30.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,127 (25.8)	4,492 (25.0)	5,058 (32.8)	9,008 (44.5)
1112	1112	41,599 (30.0)	18,775 (31.4)	20,631 (32.0)	2,193 (15.2)	41,599 (30.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,127 (25.8)	4,492 (25.0)	5,058 (32.8)	9,008 (44.5)
1113	1113	41,702 (30.1)	18,807 (31.5)	20,702 (32.1)	2,193 (15.2)	41,702 (30.1)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,230 (26.0)	4,492 (25.0)	5,058 (32.8)	9,008 (44.5)
1114	1114	41,908 (30.2)	18,866 (31.5)	20,808 (32.3)	2,234 (15.5)	41,908 (30.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,344 (26.1)	4,492 (25.0)	5,093 (33.0)	9,065 (44.8)
1115	1115	42,147 (30.4)	19,033 (31.8)	20,879 (32.4)	2,234 (15.5)	42,147 (30.4)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,506 (26.3)	4,536 (25.2)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1116	1116	42,182 (30.4)	19,033 (31.8)	20,915 (32.4)	2,234 (15.5)	42,182 (30.4)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,542 (26.3)	4,536 (25.2)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1117	1117	42,270 (30.5)	19,053 (31.9)	20,983 (32.5)	2,234 (15.5)	42,270 (30.5)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,598 (26.4)	4,568 (25.4)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1118	1118	42,340 (30.5)	19,053 (31.9)	21,052 (32.6)	2,234 (15.5)	42,340 (30.5)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,667 (26.5)	4,568 (25.4)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1119	1119	42,487 (30.6)	19,200 (32.1)	21,052 (32.6)	2,234 (15.5)	42,487 (30.6)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,761 (26.6)	4,588 (25.5)	5,093 (33.0)	9,131 (45.1)
1120	1120	42,924 (30.9)	19,528 (32.7)	21,121 (32.8)	2,275 (15.7)	42,924 (30.9)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,999 (26.9)	4,657 (25.9)	5,159 (33.4)	9,196 (45.4)
1121	1121	42,997 (31.0)	19,601 (32.8)	21,121 (32.8)	2,275 (15.7)	42,997 (31.0)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	21,999 (26.9)	4,677 (26.0)	5,159 (33.4)	9,229 (45.6)
1122	1122	43,124 (31.1)	19,654 (32.9)	21,153 (32.8)	2,317 (16.0)	43,124 (31.1)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	22,073 (27.0)	4,697 (26.1)	5,159 (33.4)	9,261 (45.7)
1123	1123	43,164 (31.1)	19,695 (32.9)	21,153 (32.8)	2,317 (16.0)	43,164 (31.1)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	22,113 (27.0)	4,697 (26.1)	5,159 (33.4)	9,261 (45.7)
1124	1124	43,219 (31.2)	19,749 (33.0)	21,153 (32.8)	2,317 (16.0)	43,219 (31.2)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	22,113 (27.0)	4,752 (26.4)	5,159 (33.4)	9,261 (45.7)
1125	1125	43,688 (31.5)	19,972 (33.4)	21,358 (33.1)	2,358 (16.3)	43,688 (31.5)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,290 (27.3)	4,840 (26.9)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1126	1126	43,758 (31.5)	20,005 (33.5)	21,395 (33.2)	2,358 (16.3)	43,758 (31.5)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,323 (27.3)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1127	1127	43,867 (31.6)	20,005 (33.5)	21,504 (33.3)	2,358 (16.3)	43,867 (31.6)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,433 (27.4)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1128	1128	43,888 (31.6)	20,025 (33.5)	21,504 (33.3)	2,358 (16.3)	43,888 (31.6)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,453 (27.5)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1129	1129	43,888 (31.6)	20,025 (33.5)	21,504 (33.3)	2,358 (16.3)	43,888 (31.6)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,453 (27.5)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1130	1130	44,920 (32.4)	20,434 (34.2)	22,128 (34.3)	2,358 (16.3)	44,920 (32.4)	1,096 (100.0)	1,080 (49.9)	22,965 (28.1)	4,958 (27.6)	5,361 (34.7)	9,460 (46.7)
1131	1131	45,031 (32.5)	20,434 (34.2)	22,239 (34.5)	2,358 (16.3)	45,031 (32.5)		1,144 (52.9)	22,977 (28.1)	4,958 (27.6)	5,396 (34.9)	9,460 (46.7)
1132	1132	45,191 (32.6)	20,455 (34.2)	22,379 (34.7)	2,358 (16.3)	45,191 (32.6)		1,144 (52.9)	23,066 (28.2)	4,994 (27.8)	5,430 (35.2)	9,460 (46.7)
1133	1133	45,330 (32.7)	20,515 (34.3)	22,415 (34.8)	2,399 (16.6)	45,330 (32.7)		1,144 (52.9)	23,143 (28.3)	4,994 (27.8)	5,472 (35.4)	9,481 (46.8)
1134	1134	45,386 (32.7)	20,535 (34.3)	22,452 (34.8)	2,399 (16.6)	45,386 (32.7)		1,144 (52.9)	23,143 (28.3)	4,994 (27.8)	5,508 (35.7)	9,501 (46.9)
1135	1135	45,496 (32.8)	20,645 (34.5)	22,452 (34.8)	2,399 (16.6)	45,496 (32.8)		1,144 (52.9)	23,163 (28.3)	5,039 (28.0)	5,508 (35.7)	9,546 (47.1)
1136		138,731 (100.0)	59,796 (100.0)	64,488 (100.0)	14,447 (100.0)	138,731 (100.0)		2,161 (100.0)	81,797 (100.0)	17,991 (100.0)	15,439 (100.0)	20,247 (100.0)
月平均賃金額		202,103	190,759	197,294	270,524	202,103	61,693	99,798	217,667	225,211	193,380	143,870
時間当平均賃		1,473	1,491	1,426	1,607	1,473	1,063	1,114	1,492	1,558	1,454	1,394
月一人当たり		133	125	133	168	133	58	88	142	139	129	105
第1・20分		1,045	1,045	1,045	1,060	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
第1・10分		1,045	1,045	1,045	1,085	1,045	1,045	1,045	1,050	1,050	1,050	1,045
第1・4分		1,100	1,096	1,085	1,200	1,100	1,045	1,050	1,107	1,115	1,093	1,050
中位係数		1,290	1,278	1,250	1,490	1,290	1,050	1,131	1,349	1,378	1,225	1,184
四分位偏差係		0.2136	0.2171	0.2060	0.1983	0.2136	0.0024	0.0486	0.2131	0.2438	0.2094	0.1892

【上段】累積労働者数

【下段】累積構成比

08年 賃金分布表(2) 賃金額階級別、性別年齢別表 地域：(全て) 産業：地域別最低賃金対象産業 就業形態：(全て) 規模 (全て) 産別適用除外含む全労働者

階級 (3手当を除く)	合計		男				女								
	計	男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
1.041 - 1.044	138,731 2,224 (1.6)	60,527 826 (1.4)	348 (1.4)	741 (1.6)	37,963 581 (1.6)	7,298 33 (0.5)	6,038 131 (2.2)	8,138 81 (1.9)	78,204 1,398 (2.3)	748 (2.5)	1,421 (9.3)	43,834 835 (1.9)	10,693 250 (2.3)	9,401 141 (1.5)	12,109 135 (1.1)
1.045 - 1.048	12,399 33 (0.0)	3,429 33 (0.0)	140 (40.2)	175 (23.6)	2,134 33 (5.6)	137 (1.9)	270 (4.5)	573 (7.0)	8,970 334 (9.9)	334 (44.7)	176 (12.4)	4,095 905 (8.5)	905 (8.5)	926 (9.9)	2,534 (20.9)
1.046 - 1.048	1,046 (0.0)	1,046 (0.0)							33 (0.0)					33 (0.4)	
1.047 - 1.047	1,047 (0.0)	1,047 (0.0)							20 (0.0)			20 (0.0)			
1.048 - 1.048	1,048 (0.1)	1,048 (0.1)							41 (0.1)			41 (0.1)			
1.049 - 1.049	1,049 (0.0)	1,049 (0.0)													
1.050 - 1.050	8,854 (2.9)	1,746 (2.9)	72 (20.5)	123 (16.6)	850 (2.2)	67 (0.9)	170 (2.8)	464 (1.7)	6,908 (6.9)	345 (46.1)	351 (24.7)	2,899 (6.6)	1,005 (8.1)	933 (9.9)	1,375 (11.4)
1.051 - 1.051	1,051 (0.2)	1,051 (0.3)							(0.1)				(0.8)		
1.052 - 1.052	1,052 (0.1)	1,052 (0.1)							73 (0.1)				37 (0.3)		37 (0.3)
1.053 - 1.053	1,053 (0.0)	1,053 (0.1)							55 (0.1)					55 (0.6)	
1.054 - 1.054	1,054 (0.1)	1,054 (0.1)							49 (0.1)				129 (1.2)		32 (0.3)
1.055 - 1.055	1,055 (0.4)	1,055 (0.2)							134 (0.6)				68 (0.3)	33 (0.8)	
1.056 - 1.056	1,056 (0.1)	1,056 (0.1)							(0.2)				(0.3)		
1.057 - 1.057	1,057 (0.0)	1,057 (0.1)							33 (0.1)						
1.058 - 1.058	1,058 (0.1)	1,058 (0.1)							20 (1.4)						40 (0.3)
1.059 - 1.059	1,059 (0.1)	1,059 (0.1)													
1.060 - 1.060	1,060 (0.6)	1,060 (0.3)							725 (0.9)			364 (0.8)	35 (0.3)	79 (0.8)	247 (2.0)
1.061 - 1.061	1,061 (0.1)	1,061 (0.1)							110 (0.1)			35 (0.1)	75 (0.7)		
1.062 - 1.062	1,062 (0.1)	1,062 (0.1)							33 (0.0)					33 (0.4)	
1.063 - 1.063	1,063 (0.0)	1,063 (0.0)													
1.064 - 1.064	1,064 (0.0)	1,064 (0.0)							66 (0.1)				66 (0.6)		
1.065 - 1.065	1,065 (0.6)	1,065 (0.4)							565 (1.2)			370 (0.8)	113 (1.1)	38 (0.4)	44 (0.4)
1.066 - 1.066	1,066 (0.2)	1,066 (0.1)							165 (0.2)			132 (0.3)			33 (0.3)
1.067 - 1.067	1,067 (0.1)	1,067 (0.1)													
1.068 - 1.068	1,068 (0.1)	1,068 (0.2)							56 (0.1)			56 (0.1)			
1.069 - 1.069	1,069 (0.1)	1,069 (0.1)							32 (0.0)			32 (0.1)			
1.070 - 1.070	1,070 (0.4)	1,070 (0.2)							464 (0.6)			161 (0.4)	82 (0.8)	110 (1.2)	110 (0.9)
1.071 - 1.071	1,071 (0.1)	1,071 (0.1)							118 (0.2)			72 (0.2)		46 (0.4)	
1.072 - 1.072	1,072 (0.1)	1,072 (0.1)													
1.073 - 1.073	1,073 (0.1)	1,073 (0.1)							102 (0.1)			69 (0.2)			
1.074 - 1.074	1,074 (0.3)	1,074 (0.3)							358 (0.5)			107 (0.2)		143 (1.5)	107 (0.9)
1.075 - 1.075	1,075 (0.3)	1,075 (0.3)							220 (0.3)			152 (0.3)		68 (0.7)	
1.076 - 1.076	1,076 (0.3)	1,076 (0.3)							(0.2)				55 (0.5)		
1.077 - 1.077	1,077 (0.1)	1,077 (0.1)							205 (0.3)			136 (0.3)	32 (0.3)	37 (0.4)	
1.078 - 1.078	1,078 (0.2)	1,078 (0.2)													
1.079 - 1.079	1,079 (0.1)	1,079 (0.1)							126 (0.2)			36 (0.1)		36 (0.4)	55 (0.5)
1.080 - 1.080	1,080 (1.1)	1,080 (0.2)							1,338 (7.1)			182 (1.7)		299 (2.3)	182 (1.9)
1.081 - 1.081	1,081 (0.0)	1,081 (0.0)							51 (0.1)						37 (0.3)
1.082 - 1.082	1,082 (0.1)	1,082 (0.1)							73 (0.1)			73 (0.2)			
1.083 - 1.083	1,083 (0.1)	1,083 (0.1)							58 (0.1)			58 (0.1)			
1.084 - 1.084	1,084 (0.2)	1,084 (0.2)													
1.085 - 1.085	1,085 (0.2)	1,085 (0.1)							211 (0.3)			170 (0.4)	41 (0.4)		
1.086 - 1.086	1,086 (0.1)	1,086 (0.1)							71 (0.1)			38 (0.1)			33 (0.3)
1.087 - 1.087	1,087 (0.0)	1,087 (0.0)							32 (0.0)						32 (0.3)
1.088 - 1.088	1,088 (0.0)	1,088 (0.0)							32 (0.1)						
1.089 - 1.089	1,089 (0.1)	1,089 (0.1)							69 (0.1)						
1.090 - 1.090	1,090 (0.7)	1,090 (0.2)							758 (1.0)			430 (1.0)	75 (0.7)	86 (0.9)	167 (1.4)

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表 (令和8年)					
件名	和歌山県最低賃金				
業種	全産業 (特定最低賃金対象産業除く)				
現行最低賃金	1045円				
未満率	1.60%				
未満労働者数	2,224				
引上げ後 時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率	影響率	該当労働者数 (人)	下回る労働者数 (人)
1,045	0	0.00%	1.6%	12,399	2,224
1,046	1	0.10%	10.5%	33	14,623
1,047	2	0.19%	10.6%	20	14,656
1,048	3	0.29%	10.6%	73	14,676
1,049	4	0.38%	10.6%	34	14,749
1,050	5	0.48%	10.7%	8,654	14,783
1,051	6	0.57%	16.9%	246	23,437
1,052	7	0.67%	17.1%	73	23,683
1,053	8	0.77%	17.1%	36	23,756
1,054	9	0.86%	17.1%	112	23,792
1,055	10	0.96%	17.2%	611	23,904
1,056	11	1.05%	17.7%	134	24,515
1,057	12	1.15%	17.8%	66	24,649
1,058	13	1.24%	17.8%	127	24,715
1,059	14	1.34%	17.9%	53	24,842
1,060	15	1.44%	17.9%	897	24,895
1,061	16	1.53%	18.6%	146	25,792
1,062	17	1.63%	18.7%	101	25,938
1,063	18	1.72%	18.8%	0	26,039
1,064	19	1.82%	18.8%	66	26,039
1,065	20	1.91%	18.8%	784	26,105
1,066	21	2.01%	19.4%	231	26,889
1,067	22	2.11%	19.5%	0	27,120
1,068	23	2.20%	19.5%	160	27,120
1,069	24	2.30%	19.7%	101	27,280
1,070	25	2.39%	19.7%	598	27,381
1,071	26	2.49%	20.2%	196	27,979
1,072	27	2.58%	20.3%	0	28,175
1,073	28	2.68%	20.3%	173	28,175
1,074	29	2.78%	20.4%	357	28,348
1,075	30	2.87%	20.7%	404	28,705
1,076	31	2.97%	21.0%	227	29,109
1,077	32	3.06%	21.1%	241	29,336
1,078	33	3.16%	21.3%	0	29,577
1,079	34	3.25%	21.3%	161	29,577
1,080	35	3.35%	21.4%	1,488	29,738
1,081	36	3.44%	22.5%	57	31,226
1,082	37	3.54%	22.5%	108	31,283
1,083	38	3.64%	22.6%	146	31,391
1,084	39	3.73%	22.7%	0	31,537
1,085	40	3.83%	22.7%	330	31,537
1,086	41	3.92%	23.0%	108	31,867
1,087	42	4.02%	23.0%	32	31,975

1,088	43	4.11%	23.1%	32	32,007
1,089	44	4.21%	23.1%	104	32,039
1,090	45	4.31%	23.2%	908	32,143
1,091	46	4.40%	23.8%	32	33,051
1,092	47	4.50%	23.8%	87	33,083
1,093	48	4.59%	23.9%	152	33,170
1,094	49	4.69%	24.0%	0	33,322
1,095	50	4.78%	24.0%	356	33,322
1,096	51	4.88%	24.3%	248	33,678
1,097	52	4.98%	24.5%	166	33,926
1,098	53	5.07%	24.6%	212	34,092
1,099	54	5.17%	24.7%	23	34,304
1,100	55	5.26%	24.7%	5,539	34,327
1,101	56	5.36%	28.7%	97	39,866
1,102	57	5.45%	28.8%	202	39,963
1,103	58	5.55%	29.0%	118	40,165
1,104	59	5.65%	29.0%	0	40,283
1,105	60	5.74%	29.0%	107	40,283
1,106	61	5.84%	29.1%	52	40,390
1,107	62	5.93%	29.2%	92	40,442
1,108	63	6.03%	29.2%	77	40,534
1,109	64	6.12%	29.3%	148	40,611
1,110	65	6.22%	29.4%	541	40,759
1,111	66	6.32%	29.8%	299	41,300
1,112	67	6.41%	30.0%	0	41,599
1,113	68	6.51%	30.0%	103	41,599
1,114	69	6.60%	30.1%	206	41,702
1,115	70	6.70%	30.2%	239	41,908
1,116	71	6.79%	30.4%	35	42,147
1,117	72	6.89%	30.4%	88	42,182
1,118	73	6.99%	30.5%	70	42,270
1,119	74	7.08%	30.5%	147	42,340
1,120	75	7.18%	30.6%	437	42,487
1,121	76	7.27%	30.9%	73	42,924
1,122	77	7.37%	31.0%	127	42,997
1,123	78	7.46%	31.1%	40	43,124
1,124	79	7.56%	31.1%	55	43,164
1,125	80	7.66%	31.2%	469	43,219
1,126	81	7.75%	31.5%	70	43,688
1,127	82	7.85%	31.5%	109	43,758
1,128	83	7.94%	31.6%	21	43,867
1,129	84	8.04%	31.6%	0	43,888
1,130	85	8.13%	31.6%	1,032	43,888
1,131	86	8.23%	32.4%	111	44,920
1,132	87	8.33%	32.5%	160	45,031
1,133	88	8.42%	32.6%	139	45,191
1,134	89	8.52%	32.7%	56	45,330
1,135	90	8.61%	32.7%	110	45,386

※1円刻み (労働者数復元による数値)

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

08年		総括表（１）				産業・地域別最低賃金と就業形態：（全て）				最低賃金：1045円				産別適用除外含む全労働者			
時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）		合計	規模別			地域別		年齢別									
			１～９人	１０～２９人	３０～９９人	和歌山県全県	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上					
計		138,731	59,796	64,488	14,447	138,731	1,096	2,161	81,797	17,991	15,439	20,247					
	円	2,093	653	1,192	247	2,093		36	1,352	250	272	183					
- 1034	(1.5)	(1.1)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.5)		(1.7)	(1.7)	(1.4)	(1.8)	(0.9)					
1035 - 1035	(1.5)	(1.1)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.5)		(1.7)	(1.7)	(1.4)	(1.8)	(0.9)					
1036 - 1036	(1.5)	(1.1)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.5)		(1.7)	(1.7)	(1.4)	(1.8)	(0.9)					
1037 - 1037	(1.5)	(1.1)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.5)		(1.7)	(1.7)	(1.4)	(1.8)	(0.9)					
1038 - 1038	(1.5)	(1.1)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.5)		(1.7)	(1.7)	(1.4)	(1.8)	(0.9)					
1039 - 1039	(1.6)	(1.1)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(0.9)					
1040 - 1040	(1.6)	(1.2)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(0.9)					
1041 - 1041	(1.6)	(1.2)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(0.9)					
1042 - 1042	(1.6)	(1.2)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(0.9)					
1043 - 1043	(1.6)	(1.3)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(1.1)					
1044 - 1044	(1.6)	(1.3)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.6)		(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(1.1)					
1045 - 1045	(10.5)	(10.8)	(12.0)	(4.5)	(3.1)	(10.5)	474	(43.3)	386	7,645	1,325	1,468	3,323				
1046 - 1046	(10.6)	(10.9)	(12.0)	(4.5)	(3.1)	(10.6)	474	(43.3)	386	7,645	1,325	1,501	3,323				
1047 - 1047	(10.6)	(10.9)	(12.0)	(4.5)	(3.1)	(10.6)	474	(43.3)	386	7,665	1,325	1,501	3,323				
1048 - 1048	(10.6)	(10.9)	(12.0)	(4.5)	(3.1)	(10.6)	474	(43.3)	386	7,707	1,357	1,501	3,323				
1049 - 1049	(10.7)	(10.9)	(12.1)	(4.5)	(3.1)	(10.7)	474	(43.3)	386	7,707	1,357	1,501	3,357				
1050 - 1050	(16.9)	(18.1)	(18.6)	(4.0)	(16.9)	(16.9)	891	(81.3)	860	11,456	2,429	2,604	5,197				
1051 - 1051	(17.1)	(18.1)	(19.0)	(4.0)	(17.1)	(17.1)	891	(81.3)	860	11,456	2,515	2,640	5,320				
1052 - 1052	(17.1)	(18.1)	(19.1)	(4.0)	(17.1)	(17.1)	891	(81.3)	860	11,456	2,552	2,640	5,356				
1053 - 1053	(17.2)	(18.1)	(19.2)	(4.0)	(17.2)	(17.2)	891	(81.3)	860	11,456	2,552	2,640	5,393				
1054 - 1054	(17.2)	(18.3)	(19.2)	(4.0)	(17.2)	(17.2)	891	(81.3)	860	11,513	2,552	2,695	5,393				
1055 - 1055	(17.7)	(18.7)	(19.6)	(4.9)	(17.7)	(17.7)	891	(81.3)	860	11,806	2,713	2,768	5,477				
1056 - 1056	(17.8)	(18.8)	(19.7)	(4.9)	(17.8)	(17.8)	891	(81.3)	860	11,874	2,746	2,801	5,477				
1057 - 1057	(17.8)	(18.9)	(19.7)	(4.9)	(17.8)	(17.8)	891	(81.3)	860	11,940	2,746	2,801	5,477				
1058 - 1058	(17.9)	(19.1)	(19.7)	(4.9)	(17.9)	(17.9)	891	(81.3)	881	12,006	2,746	2,801	5,518				
1059 - 1059	(17.9)	(19.2)	(19.7)	(4.9)	(17.9)	(17.9)	891	(81.3)	40.7	12,059	2,746	2,801	5,518				
1060 - 1060	(18.6)	(20.0)	(20.2)	(5.7)	(18.6)	(18.6)	891	(81.3)	40.7	12,423	2,781	2,925	5,892				
1061 - 1061	(18.7)	(20.1)	(20.3)	(5.7)	(18.7)	(18.7)	891	(81.3)	40.7	12,493	2,856	2,925	5,892				
1062 - 1062	(18.8)	(20.3)	(20.3)	(5.7)	(18.8)	(18.8)	891	(81.3)	881	12,529	2,856	2,958	5,925				
1063 - 1063	(18.8)	(20.3)	(20.5)	(5.7)	(18.8)	(18.8)	891	(81.3)	881	12,529	2,856	2,958	5,925				
1064 - 1064	(18.8)	(20.4)	(20.3)	(5.7)	(18.8)	(18.8)	891	(81.3)	881	12,529	2,921	2,958	5,925				
1065 - 1065	(19.4)	(20.8)	(20.8)	(7.1)	(19.4)	(19.4)	891	(81.3)	881	13,017	3,034	2,996	6,071				
1066 - 1066	(19.5)	(21.1)	(20.9)	(7.1)	(19.5)	(19.5)	891	(81.3)	881	13,149	3,067	3,029	6,104				
1067 - 1067	(19.5)	(21.1)	(20.9)	(7.1)	(19.5)	(19.5)	891	(81.3)	881	13,149	3,067	3,029	6,104				
1068 - 1068	(19.7)	(21.1)	(21.1)	(7.1)	(19.7)	(19.7)	891	(81.3)	881	13,205	3,102	3,029	6,173				
1069 - 1069	(21.1)	(21.1)	(21.3)	(7.1)	(19.7)	(19.7)	891	(81.3)	881	13,269	3,102	3,029	6,210				
1070 - 1070	(20.2)	(21.6)	(21.6)	(8.0)	(20.2)	(20.2)	891	(81.3)	881	13,475	3,184	3,175	6,373				
1071 - 1071	(20.3)	(21.7)	(21.7)	(8.0)	(20.3)	(20.3)	891	(81.3)	881	13,580	3,184	3,175	6,463				
1072 - 1072	(20.3)	(21.8)	(21.7)	(8.0)	(20.3)	(20.3)	891	(81.3)	881	13,580	3,184	3,175	6,463				
1073 - 1073	(20.4)	(21.9)	(21.9)	(8.0)	(20.4)	(20.4)	891	(81.3)	914	13,720	3,184	3,175	6,463				
1074 - 1074	(20.7)	(22.5)	(22.5)	(8.0)	(20.7)	(20.7)	891	(81.3)	914	13,828	3,184	3,318	6,571				
1075 - 1075	(21.0)	(22.1)	(22.8)	(8.6)	(21.0)	(21.0)	891	(81.3)	914	14,062	3,217	3,387	6,639				
1076 - 1076	(21.1)	(22.2)	(23.0)	(8.6)	(21.1)	(21.1)	891	(81.3)	914	14,234	3,272	3,387	6,639				
1077 - 1077	(21.3)	(23.0)	(23.3)	(8.6)	(21.3)	(21.3)	891	(81.3)	914	14,406	3,304	3,423	6,639				
1078 - 1078	(21.3)	(23.2)	(23.3)	(8.6)	(21.3)	(21.3)	891	(81.3)	914	14,406	3,304	3,423	6,639				
1079 - 1079	(21.4)	(23.3)	(23.5)	(8.6)	(21.4)	(21.4)	891	(81.3)	914	14,477	3,304	3,459	6,694				
1080 - 1080	(22.5)	(23.2)	(24.8)	(9.4)	(22.5)	(22.5)	891	(81.3)	914	15,279	3,486	3,675	6,982				
1081 - 1081	(22.5)	(23.3)	(24.8)	(9.4)	(22.5)	(22.5)	891	(81.3)	914	15,300	3,486	3,675	7,018				
1082 - 1082	(22.6)	(23.4)	(24.9)	(9.4)	(22.6)	(22.6)	891	(81.3)	914	15,408	3,486	3,675	7,018				
1083 - 1083	(22.7)	(23.5)	(25.0)	(9.4)	(22.7)	(22.7)	891	(81.3)	914	15,518	3,486	3,711	7,018				
1084 - 1084	(22.7)	(23.5)	(25.0)	(9.4)	(22.7)	(22.7)	891	(81.3)	914	15,518	3,486	3,711	7,018				
1085 - 1085	(23.0)	(23.6)	(25.0)	(11.1)	(23.0)	(23.0)	891	(81.3)	914	15,770	3,527	3,711	7,055				
1086 - 1086	(23.0)	(23.7)	(25.1)	(11.1)	(23.0)	(23.0)	891	(81.3)	914	15,808	3,527	3,711	7,125				
1087 - 1087	(23.1)	(23.7)	(25.1)	(11.1)	(23.1)	(23.1)	891	(81.3)	914	15,808	3,527	3,711	7,157				
1088 - 1088	(23.1)	(23.7)	(25.2)	(11.1)	(23.1)	(23.1)	891	(81.3)	914	15,840	3,527	3,711	7,157				
1089 - 1089	(23.2)	(23.8)	(25.3)	(11.1)	(23.2)	(23.2)	891	(81.3)	914	15,945	3,527	3,711	7,157				
1090 - 1090	(23.8)	(24.8)	(25.5)	(12.3)	(23.8)	(23.8)	891	(81.3)	914	16,463	3,602	3,797	7,385				
1091 - 1091	(23.8)	(24.8)	(25.6)	(12.3)	(23.8)	(23.8)	891	(81.3)	914	16,495	3,602	3,797	7,385				
1092 - 1092	(23.9)	(24.8)	(25.9)	(12.3)	(23.9)	(23.9)	891	(81.3)	914	16,581	3,602	3,797	7,385				
1093 - 1093	(24.0)	(25.0)	(25.8)	(12.3)	(24.0)	(24.0)	891	(81.3)	914	16,668	3,602	3,863	7,385				
1094 - 1094	(24.0)	(25.0)	(25.8)	(12.3)	(24.0)	(24.0)	891	(81.3)	914	16,668	3,602	3,863	7,385				
1095 - 1095	(24.3)	(25.0)	(26.2)	(12.8)	(24.3)	(24.3)	891	(81.3)	914	16,846	3,670	3,973	7,385				
1096 - 1096	(24.5)	(25.1)	(26.4)	(12.8)	(24.5)	(24.5)	891	(81.3)	914	17,017	3,707	3,973	7,425				
1097 - 1097	(24.6)	(25.2)	(26.7)	(12.8)	(24.6)	(24.6)	891	(81.3)	914	17,127	3,707	3,973	7,482				

1098	1098	34,304 (24.7)	15,086 (25.2)	17,362 (26.9)	1,856 (12.8)	34,304 (24.7)	891 (81.3)	914 (42.3)	17,164 (21.0)	3,707 (20.6)	3,973 (25.7)	7,655 (37.8)
1099	1099	34,327 (24.7)	15,106 (25.3)	17,362 (26.9)	1,859 (12.9)	34,327 (24.7)	891 (81.3)	914 (42.3)	17,188 (21.0)	3,707 (20.6)	3,973 (25.7)	7,655 (37.8)
1100	1100	39,866 (30.2)	18,050 (30.2)	19,876 (31.5)	1,945 (13.5)	39,866 (30.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,114 (24.6)	4,298 (23.9)	4,824 (31.2)	8,717 (43.1)
1101	1101	39,963 (28.8)	18,111 (30.3)	19,907 (30.9)	1,945 (13.5)	39,963 (28.8)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,171 (24.7)	4,298 (23.9)	4,844 (31.4)	8,737 (43.2)
1102	1102	40,165 (29.0)	18,111 (30.3)	20,026 (31.1)	2,028 (14.0)	40,165 (29.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,253 (24.8)	4,385 (24.4)	4,876 (31.6)	8,737 (43.2)
1103	1103	40,283 (29.0)	18,230 (30.5)	20,026 (31.1)	2,028 (14.0)	40,283 (29.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,352 (24.9)	4,385 (24.4)	4,876 (31.6)	8,757 (43.3)
1104	1104	40,283 (29.0)	18,230 (30.5)	20,026 (31.1)	2,028 (14.0)	40,283 (29.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,352 (24.9)	4,385 (24.4)	4,876 (31.6)	8,757 (43.3)
1105	1105	40,390 (29.1)	18,263 (30.5)	20,058 (31.1)	2,069 (14.3)	40,390 (29.1)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,385 (24.9)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,757 (43.3)
1106	1106	40,442 (29.2)	18,283 (30.6)	20,090 (31.2)	2,069 (14.3)	40,442 (29.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,417 (25.0)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,778 (43.4)
1107	1107	40,534 (29.2)	18,375 (30.7)	20,090 (31.2)	2,069 (14.3)	40,534 (29.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,463 (25.0)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,824 (43.6)
1108	1108	40,611 (29.3)	18,375 (30.7)	20,125 (31.2)	2,110 (14.6)	40,611 (29.3)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,540 (25.1)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,824 (43.6)
1109	1109	40,759 (29.4)	18,375 (30.7)	20,233 (31.4)	2,152 (14.9)	40,759 (29.4)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,688 (25.3)	4,385 (24.4)	4,949 (32.1)	8,824 (43.6)
1110	1110	41,300 (29.8)	18,546 (31.0)	20,561 (31.9)	2,193 (15.2)	41,300 (29.8)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	20,972 (25.6)	4,457 (24.8)	5,058 (32.8)	8,899 (44.0)
1111	1111	41,599 (30.0)	18,775 (31.4)	20,631 (32.0)	2,193 (15.2)	41,599 (30.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,127 (25.8)	4,492 (25.0)	5,058 (32.8)	9,008 (44.5)
1112	1112	41,599 (30.0)	18,775 (31.4)	20,631 (32.0)	2,193 (15.2)	41,599 (30.0)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,127 (25.8)	4,492 (25.0)	5,058 (32.8)	9,008 (44.5)
1113	1113	41,702 (30.1)	18,807 (31.5)	20,702 (32.1)	2,193 (15.2)	41,702 (30.1)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,230 (26.0)	4,492 (25.0)	5,058 (32.8)	9,008 (44.5)
1114	1114	41,908 (30.2)	18,866 (31.5)	20,808 (32.3)	2,234 (15.5)	41,908 (30.2)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,344 (26.1)	4,492 (25.0)	5,093 (33.0)	9,065 (44.8)
1115	1115	42,147 (30.4)	19,033 (31.8)	20,879 (32.4)	2,234 (15.5)	42,147 (30.4)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,506 (26.3)	4,536 (25.2)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1116	1116	42,182 (30.4)	19,033 (31.8)	20,915 (32.4)	2,234 (15.5)	42,182 (30.4)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,542 (26.3)	4,536 (25.2)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1117	1117	42,270 (30.5)	19,053 (31.9)	20,983 (32.5)	2,234 (15.5)	42,270 (30.5)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,598 (26.4)	4,568 (25.4)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1118	1118	42,340 (30.5)	19,053 (31.9)	21,052 (32.6)	2,234 (15.5)	42,340 (30.5)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,667 (26.5)	4,568 (25.4)	5,093 (33.0)	9,098 (44.9)
1119	1119	42,487 (30.6)	19,200 (32.1)	21,052 (32.6)	2,234 (15.5)	42,487 (30.6)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,761 (26.6)	4,588 (25.5)	5,093 (33.0)	9,131 (45.1)
1120	1120	42,924 (30.9)	19,528 (32.7)	21,121 (32.8)	2,275 (15.7)	42,924 (30.9)	891 (81.3)	1,023 (47.3)	21,999 (26.9)	4,657 (25.9)	5,159 (33.4)	9,196 (45.4)
1121	1121	42,997 (31.0)	19,601 (32.8)	21,121 (32.8)	2,275 (15.7)	42,997 (31.0)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	21,999 (26.9)	4,677 (26.0)	5,159 (33.4)	9,229 (45.6)
1122	1122	43,124 (31.1)	19,654 (32.9)	21,153 (32.8)	2,317 (16.0)	43,124 (31.1)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	22,073 (27.0)	4,697 (26.1)	5,159 (33.4)	9,261 (45.7)
1123	1123	43,164 (31.1)	19,695 (32.9)	21,153 (32.8)	2,317 (16.0)	43,164 (31.1)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	22,113 (27.0)	4,697 (26.1)	5,159 (33.4)	9,261 (45.7)
1124	1124	43,219 (31.2)	19,749 (33.0)	21,153 (32.8)	2,317 (16.0)	43,219 (31.2)	891 (81.3)	1,043 (48.3)	22,113 (27.0)	4,752 (26.4)	5,159 (33.4)	9,261 (45.7)
1125	1125	43,688 (31.5)	19,972 (33.4)	21,358 (33.1)	2,358 (16.3)	43,688 (31.5)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,290 (27.3)	4,840 (26.9)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1126	1126	43,758 (31.5)	20,005 (33.5)	21,395 (33.2)	2,358 (16.3)	43,758 (31.5)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,323 (27.3)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1127	1127	43,867 (31.6)	20,005 (33.5)	21,504 (33.3)	2,358 (16.3)	43,867 (31.6)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,433 (27.4)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1128	1128	43,888 (31.6)	20,025 (33.5)	21,504 (33.3)	2,358 (16.3)	43,888 (31.6)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,453 (27.5)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1129	1129	43,888 (31.6)	20,025 (33.5)	21,504 (33.3)	2,358 (16.3)	43,888 (31.6)	891 (81.3)	1,080 (49.9)	22,453 (27.5)	4,876 (27.1)	5,236 (33.9)	9,352 (46.2)
1130	1130	44,920 (32.4)	20,434 (34.2)	22,128 (34.3)	2,358 (16.3)	44,920 (32.4)	1,096 (100.0)	1,080 (49.9)	22,965 (28.1)	4,958 (27.6)	5,361 (34.7)	9,460 (46.7)
1131	1131	45,031 (32.5)	20,434 (34.2)	22,239 (34.5)	2,358 (16.3)	45,031 (32.5)		1,144 (52.9)	22,977 (28.1)	4,958 (27.6)	5,396 (34.9)	9,460 (46.7)
1132	1132	45,191 (32.6)	20,455 (34.2)	22,379 (34.7)	2,358 (16.3)	45,191 (32.6)		1,144 (52.9)	23,066 (28.2)	4,994 (27.8)	5,430 (35.2)	9,460 (46.7)
1133	1133	45,330 (32.7)	20,515 (34.3)	22,415 (34.8)	2,399 (16.6)	45,330 (32.7)		1,144 (52.9)	23,143 (28.3)	4,994 (27.8)	5,472 (35.4)	9,481 (46.8)
1134	1134	45,386 (32.7)	20,535 (34.8)	22,452 (34.8)	2,399 (16.6)	45,386 (32.7)		1,144 (52.9)	23,143 (28.3)	4,994 (27.8)	5,508 (35.7)	9,501 (46.9)
1135	1135	45,496 (32.8)	20,645 (34.8)	22,452 (34.8)	2,399 (16.6)	45,496 (32.8)		1,144 (52.9)	23,163 (28.3)	5,039 (28.0)	5,508 (35.7)	9,546 (47.1)
1136	1136	45,712 (33.0)	20,757 (34.7)	22,556 (35.0)	2,399 (16.6)	45,712 (33.0)		1,144 (52.9)	23,347 (28.5)	5,072 (28.2)	5,546 (35.7)	9,546 (47.1)
1137	1137	45,745 (33.0)	20,790 (34.8)	22,556 (35.0)	2,399 (16.6)	45,745 (33.0)		1,144 (52.9)	23,380 (28.6)	5,072 (28.6)	5,508 (35.7)	9,546 (47.1)
1138	1138	45,802 (33.0)	20,810 (34.8)	22,593 (35.0)	2,399 (16.6)	45,802 (33.0)		1,144 (52.9)	23,400 (28.6)	5,108 (28.6)	5,508 (35.7)	9,546 (47.1)
1139	1139	45,839 (33.0)	20,810 (34.8)	22,629 (35.1)	2,399 (16.6)	45,839 (33.0)		1,144 (52.9)	23,436 (28.7)	5,108 (28.4)	5,508 (35.7)	9,546 (47.1)
1140	1140	46,060 (33.2)	20,958 (35.0)	22,703 (35.2)	2,399 (16.6)	46,060 (33.2)		1,144 (52.9)	23,605 (28.9)	5,108 (28.4)	5,541 (35.9)	9,566 (47.2)
1141	1141	46,183 (33.3)	20,999 (35.1)	22,703 (35.2)	2,481 (17.2)	46,183 (33.3)		1,144 (52.9)	23,687 (28.5)	5,128 (28.5)	5,541 (35.9)	9,586 (47.3)
1142	1142	46,519 (33.5)	21,198 (35.5)	22,840 (35.4)	2,481 (17.2)	46,519 (33.5)		1,180 (54.6)	23,862 (29.2)	5,165 (29.2)	5,629 (36.5)	9,586 (47.3)
1143	1143	46,519 (33.5)	21,198 (35.5)	22,840 (35.4)	2,481 (17.2)	46,519 (33.5)		1,180 (54.6)	23,862 (29.2)	5,165 (29.2)	5,629 (36.5)	9,586 (47.3)
1144	1144	46,519 (33.5)	21,198 (35.5)	22,840 (35.4)	2,481 (17.2)	46,519 (33.5)		1,180 (54.6)	23,862 (29.2)	5,165 (29.2)	5,629 (36.5)	9,586 (47.3)
1145	1145	46,661 (33.6)	21,198 (35.5)	22,940 (35.6)	2,523 (17.5)	46,661 (33.6)		1,180 (54.6)	23,972 (29.3)	5,165 (29.3)	5,629 (36.5)	9,618 (47.5)
1146	1149	46,824 (33.8)	21,251 (35.7)	23,050 (35.7)	2,523 (17.5)	46,824 (33.8)		1,180 (54.6)	24,025 (29.4)	5,165 (29.4)	5,702 (36.9)	9,655 (47.7)
1150	1159	49,525 (37.1)	22,329 (37.3)	24,591 (38.1)	2,605 (18.0)	49,525 (37.1)		1,621 (75.0)	25,748 (29.4)	5,292 (29.4)	5,865 (38.9)	9,903 (48.9)
1160	1169	51,456 (37.1)	22,873 (38.3)	25,627 (39.7)	2,935 (20.3)	51,456 (37.1)		1,794 (83.0)	26,846 (32.8)	5,583 (31.0)	6,193 (40.1)	9,923 (49.0)
1170	1179	52,572 (37.9)	23,465 (39.2)	26,008 (40.3)	3,100 (21.5)	52,572 (37.9)		1,863 (86.2)	27,596 (33.7)	5,734 (31.9)	6,238 (40.4)	10,046 (49.6)
1180	1189	53,955 (38.9)	24,139 (40.4)	26,547 (41.2)	3,269 (22.6)	53,955 (38.9)		1,899 (87.8)	28,283 (34.6)	5,877 (32.7)	6,616 (42.9)	10,185 (50.3)
1190	1199	55,688 (40.1)	24,797 (41.5)	27,499 (42.6)	3,392 (23.5)	55,688 (40.1)		1,934 (89.5)	29,151 (35.6)	6,072 (33.7)	6,883 (44.6)	10,552 (52.1)
1200	1299	70,569 (50.9)	30,429 (50.9)	35,422 (54.9)	4,719 (32.7)	70,569 (50.9)		2,161 (100.0)	37,221 (45.5)	7,727 (42.9)	8,988 (58.2)	13,376 (66.1)
1300	1399	80,922 (58.3)	35,338 (59.1)	39,806 (61.7)	5,778 (40.0)	80,922 (58.3)			44,397 (54.3)	9,270 (51.5)	9,699 (62.8)	14,299 (70.6)
1400	1499	89,631 (64.6)	38,749 (64.8)	43,571 (67.6)	7,311 (50.6)	89,631 (64.6)			50,527 (61.8)	10,233 (56.9)	10,357 (67.1)	15,256 (75.3)
1500	1599	99,689 (71.9)	42,640 (71.3)	48,357 (75.0)	8,693 (60.2)	99,689 (71.9)			57,147 (69.9)	11,632 (64.7)	11,355 (73.6)	16,298 (80.5)
1600	1699	107,609 (77.6)	46,241 (77.3)	51,462 (79.8)	9,906 (68.6)	107,609 (77.6)			62,450 (76.3)	12,545 (69.7)	12,147 (78.7)	17,209 (85.0)
1700	1799	113,135 (81.5)	48,158 (80.5)	54,026 (83.8)	10,951 (75.8)	113,135 (81.5)</						

総括表（２）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）

08年		総括表（２）		産業：地域別最低賃金対象産業		就業形態：（全て）		最低賃金：1045円		産別適用除外含む全労働者					
時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	男							女						
		男性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上	女性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	138,731	60,527	348	741	37,963	7,298	6,038	8,138	78,204	748	1,421	43,834	10,693	9,401	12,109
円	2,093	793			549	33	131	81	1,300		36	803	217	141	102
- 1.034	(1.5)	(1.3)			(1.4)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.8)	(2.0)	(1.5)	(0.8)
1.035 - 1.035	2,093	793			549	33	131	81	1,300		36	803	217	141	102
(1.5)	(1.5)	(1.3)			(1.4)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.8)	(2.0)	(1.5)	(0.8)
2,093	793				549	33	131	81	1,300		36	803	217	141	102
1.036 - 1.036	(1.5)	(1.3)			(1.4)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.8)	(2.0)	(1.5)	(0.8)
2,125	793				549	33	131	81	1,332		36	835	217	141	102
1.037 - 1.037	(1.5)	(1.3)			(1.4)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.9)	(2.0)	(1.5)	(0.8)
2,125	793				549	33	131	81	1,332		36	835	217	141	102
1.038 - 1.038	(1.5)	(1.3)			(1.4)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.9)	(2.0)	(1.5)	(0.8)
2,158	793				549	33	131	81	1,365		36	835	250	141	102
1.039 - 1.039	(1.6)	(1.3)			(1.4)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.9)	(2.3)	(1.5)	(0.8)
2,191	826				581	33	131	81	1,365		36	835	250	141	102
1.040 - 1.040	(1.6)	(1.4)			(1.5)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.9)	(2.3)	(1.5)	(0.8)
2,191	826				581	33	131	81	1,365		36	835	250	141	102
1.041 - 1.041	(1.6)	(1.4)			(1.5)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.9)	(2.3)	(1.5)	(0.8)
2,191	826				581	33	131	81	1,365		36	835	250	141	102
1.042 - 1.042	(1.6)	(1.4)			(1.5)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.7)		(2.5)	(1.9)	(2.3)	(1.5)	(0.8)
2,224	826				581	33	131	81	1,398		36	835	250	141	102
1.043 - 1.043	(1.6)	(1.4)			(1.5)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.8)		(2.5)	(1.9)	(2.3)	(1.5)	(1.1)
2,224	826				581	33	131	81	1,398		36	835	250	141	135
1.044 - 1.044	(1.6)	(1.4)			(1.5)	(0.5)	(2.2)	(1.0)	(1.8)		(2.5)	(1.9)	(2.3)	(1.5)	(1.1)
14,623	4,255	140	175	2,715	170	401	654	10,367	334	212	4,930	1,155	1,067	2,669	
1.045 - 1.045	(10.5)	(7.0)	(40.2)	(23.6)	(7.2)	(2.3)	(6.6)	(8.0)	(13.3)	(44.7)	(14.9)	(11.2)	(10.8)	(11.4)	(22.0)
14,656	4,255	140	175	2,715	170	401	654	10,400	334	212	4,930	1,155	1,100	2,669	
1.046 - 1.046	(10.6)	(7.0)	(40.2)	(23.6)	(7.2)	(2.3)	(6.6)	(8.0)	(13.3)	(44.7)	(14.9)	(11.2)	(10.8)	(11.7)	(22.0)
14,676	4,255	140	175	2,715	170	401	654	10,421	334	212	4,950	1,155	1,100	2,669	
1.047 - 1.047	(10.6)	(7.0)	(40.2)	(23.6)	(7.2)	(2.3)	(6.6)	(8.0)	(13.3)	(44.7)	(14.9)	(11.3)	(10.8)	(11.7)	(22.0)
14,749	4,287	140	175	2,715	202	401	654	10,462	334	212	4,991	1,155	1,100	2,669	
1.048 - 1.048	(10.6)	(7.1)	(40.2)	(23.6)	(7.2)	(2.8)	(6.6)	(8.0)	(13.4)	(44.7)	(14.9)	(11.4)	(10.8)	(11.7)	(22.0)
14,783	4,321	140	175	2,715	202	401	688	10,462	334	212	4,991	1,155	1,100	2,669	
1.049 - 1.049	(10.7)	(7.1)	(40.2)	(23.6)	(7.2)	(2.8)	(6.6)	(8.5)	(13.4)	(44.7)	(14.9)	(11.4)	(10.8)	(11.7)	(22.0)
23,437	6,067	211	298	3,566	269	571	1,152	17,370	680	562	7,890	2,160	2,033	4,045	
1.050 - 1.050	(16.9)	(10.0)	(60.7)	(40.2)	(9.4)	(3.7)	(9.5)	(14.2)	(22.2)	(90.9)	(39.6)	(18.0)	(20.2)	(21.6)	(33.4)
23,683	6,226	211	298	3,566	269	607	1,275	17,456	680	562	7,890	2,246	2,033	4,045	
1.051 - 1.051	(17.1)	(10.3)	(60.7)	(40.2)	(9.4)	(3.7)	(10.1)	(15.7)	(22.3)	(90.9)	(39.6)	(18.0)	(21.0)	(21.6)	(33.4)
23,756	6,226	211	298	3,566	269	607	1,275	17,530	680	562	7,890	2,283	2,033	4,081	
1.052 - 1.052	(17.1)	(10.3)	(60.7)	(40.2)	(9.4)	(3.7)	(10.1)	(15.7)	(22.4)	(90.9)	(39.6)	(18.0)	(21.4)	(21.6)	(33.7)
23,792	6,263	211	298	3,566	269	607	1,312	17,530	680	562	7,890	2,283	2,033	4,081	
1.053 - 1.053	(17.2)	(10.3)	(60.7)	(40.2)	(9.4)	(3.7)	(10.1)	(16.1)	(22.4)	(90.9)	(39.6)	(18.0)	(21.4)	(21.6)	(33.7)
23,904	6,320	211	298	3,623	269	607	1,312	17,584	680	562	7,890	2,283	2,088	4,081	
1.054 - 1.054	(17.2)	(10.4)	(60.7)	(40.2)	(9.5)	(3.7)	(10.1)	(16.1)	(22.5)	(90.9)	(39.6)	(18.0)	(21.4)	(22.2)	(33.7)
24,515	6,436	211	298	3,655	301	607	1,364	18,079	680	562	8,151	2,412	2,161	4,113	
1.055 - 1.055	(17.7)	(10.6)	(60.7)	(40.2)	(9.6)	(4.1)	(10.1)	(16.8)	(23.3)	(90.9)	(39.6)	(18.6)	(22.6)	(23.0)	(34.0)
24,649	6,436	211	298	3,655	301	607	1,364	18,213	680	562	8,219	2,445	2,194	4,113	
1.056 - 1.056	(17.8)	(10.6)	(60.7)	(40.2)	(9.6)	(4.1)	(10.1)	(16.8)	(23.3)	(90.9)	(39.6)	(18.8)	(22.9)	(23.3)	(34.0)
24,715	6,469	211	298	3,687	301	607	1,364	18,246	680	562	8,252	2,445	2,194	4,113	
1.057 - 1.057	(17.8)	(10.7)	(60.7)	(40.2)	(9.7)	(4.1)	(10.1)	(16.8)	(23.3)	(90.9)	(39.6)	(18.8)	(22.9)	(23.3)	(34.0)
24,842	6,469	211	298	3,687	301	607	1,364	18,373	680	583	8,318	2,445	2,194	4,154	
1.058 - 1.058	(17.9)	(10.7)	(60.7)	(40.2)	(9.7)	(4.1)	(10.1)	(16.8)	(23.5)	(90.9)	(41.0)	(19.0)	(22.9)	(23.3)	(34.3)
24,895	6,502	211	298	3,720	301	607	1,364	18,393	680	583	8,338	2,445	2,194	4,154	
1.059 - 1.059	(17.9)	(10.7)	(60.7)	(40.2)	(9.8)	(4.1)	(10.1)	(16.8)	(23.5)	(90.9)	(41.0)	(19.0)	(22.9)	(23.3)	(34.3)
25,792	6,675	211	298	3,720	301	652	1,492	19,118	680	583	8,702	2,480	2,273	4,401	
1.060 - 1.060	(18.6)	(11.0)	(60.7)	(40.2)	(9.8)	(4.1)	(10.8)	(18.3)	(24.4)	(90.9)	(41.0)	(19.9)	(23.2)	(24.2)	(36.3)
25,986	6,710	211	298	3,756	301	687	1,482	19,227	680	583	8,737	2,554	2,273	4,401	
1.061 - 1.061	(18.7)	(11.1)	(60.7)	(40.2)	(9.9)	(4.1)	(10.8)	(18.3)	(24.6)	(90.9)	(41.0)	(19.9)	(23.2)	(24.2)	(36.3)
26,039	6,779	211	298	3,792	301	652	1,525	19,260	680	583	8,737	2,554	2,306	4,401	
1.062 - 1.062	(18.8)	(11.2)	(60.7)	(40.2)	(10.0)	(4.1)	(10.8)	(18.7)	(24.6)	(90.9)	(41.0)	(19.9)	(23.9)	(24.5)	(36.3)
26,039	6,779	211	298	3,792	301	652	1,525	19,260	680	583	8,737	2,554	2,306	4,401	
1.063 - 1.063	(18.8)	(11.2)	(60.7)	(40.2)	(10.0)	(4.1)	(10.8)	(18.7)	(24.6)	(90.9)	(41.0)	(19.9)	(23.9)	(24.5)	(36.3)
26,105	6,779	211	298	3,792	301	652	1,525	19,326	680	583	8,737	2,620	2,306	4,401	
1.064 - 1.064	(18.8)	(11.2)	(60.7)	(40.2)	(10.0)	(4.1)	(10.8)	(18.7)	(24.7)	(90.9)	(41.0)	(19.9)	(24.5)	(24.5)	(36.3)
26,889	6,997	211	298	3,909	301	652	1,626	19,892	680	583	9,108	2,733	2,343	4,445	
1.065 - 1.065	(19.4)	(11.6)	(60.7)	(40.2)	(10.3)	(4.1)	(10.8)	(20.0)	(25.4)	(90.9)	(41.0)	(20.8)	(25.6)	(24.9)	(36.7)
27,120	7,063	211	298	3,909	334	685	1,626	20,056	680	583	9,240	2,733	2,343	4,478	
1.066 - 1.066	(19.5)	(11.7)	(60.7)	(40.2)	(10.3)	(4.6)	(11.3)	(20.0)	(25.6)	(90.9)	(41.0)	(21.1)	(25.6)	(24.9)	(37.0)
27,120	7,063	211	298	3,909	334	685	1,626	20,056	680	583	9,240	2,733	2,343	4,478	
1.067 - 1.067	(19.5)	(11.7)	(60.7)	(40.2)	(10.3)	(4.6)	(11.3)	(20.0)	(25.6)	(90.9)	(41.0)	(21.1)	(25.6)	(24.9)	(37.0)
27,280	7,168	211	298	3,909	369	685	1,695	20,112	680	583	9,296	2,733	2,343	4,478	
1.068 - 1.068	(19.7)	(11.8)	(60.7)	(40.2)	(10.3)	(5.1)	(11.3)	(20.8)	(25.7)	(90.9)	(41.0)	(21.2)	(25.6)	(24.9)	(37.0)
27,381	7,236	211	298	3,941	369	685	1,732	20,144	680	583	9,328	2,733	2,343	4,478	
1.069 - 1.069	(19.7)	(12.0)	(60.7)	(40.2)	(10.4)	(5.1)	(11.3)	(21.3)	(25.8)	(90.9)	(41.0)	(21.3)	(25.6)	(24.9)	(37.0)
27,979	7,371	211	298	3,986	369	722	1,785	20,608	680	583	9,489	2,816	2,454	4,588	
1.070 - 1.070	(20.2)	(12.2)	(60.7)	(40.2)	(10.5)	(5.1)	(12.0)	(21.9)	(26.4)	(90.9)	(41.0)	(21.6)	(26.3)	(26.1)	(37.9)
28,175	7,448	211	298	4,019	369	722	1,829	20,726	680	583	9,561	2,816	2,454	4,634	
1.071 - 1.071	(20.3)	(12.3)	(60.7)	(40.2)	(10.6)	(5.1)	(12.0)	(22.5)	(26.5)	(90.9)	(41.0)	(21.8)	(26.3)	(26.1)	(38.3)
28,175	7,448	211	298	4,019	369	722	1,829	20,726	680	583	9,561	2,816	2,454	4,634	
1.072 - 1.072	(20.3)	(12.3)	(60.7)	(40.2)	(10.6)	(5.1)	(12.0)	(22.5)	(26.5)	(90.9)	(41.0)	(21.8)	(26.3)	(26.1)	(38.3)
28,348	7,520	211	298	4,091	369	722	1,829	20,828	680	616	9,630	2,816	2,454	4,634	
1.073 - 1.073	(20.4)	(12.4)	(60.7)	(40.2)	(10.6)	(5.1)	(12.0)	(22.5)	(26.5)	(90.9)	(41.0)	(21.8)	(26.3)	(26.1)	(38.3)
28,705	7,520	211	298	4,091	369	722	1,829	21,186	680	616	9,737	2,816	2,597	4,741	
1.074 - 1.074	(20.7)	(													

1,099	1,099	34,327 (24.7)	8,743 (14.4)	211 (60.7)	298 (40.2)	4,791 (12.6)	402 (5.5)	865 (14.3)	2,176 (26.7)	25,585 (32.7)	680 (90.9)	616 (43.3)	12,397 (28.3)	3,305 (30.9)	3,108 (33.1)	5,480 (45.3)
1,100	1,100	39,866 (28.7)	9,666 (16.0)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,143 (13.5)	402 (5.5)	1,062 (17.6)	2,549 (31.3)	30,200 (38.6)	680 (90.9)	725 (51.0)	14,970 (34.2)	3,896 (36.4)	3,762 (40.0)	6,168 (50.9)
1,101	1,101	39,963 (28.8)	9,666 (16.0)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,143 (13.5)	402 (5.5)	1,062 (17.6)	2,549 (31.3)	30,298 (38.7)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,027 (34.3)	3,896 (36.4)	3,782 (40.2)	6,188 (51.1)
1,102	1,102	40,165 (29.0)	9,698 (16.0)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,143 (13.5)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,549 (31.3)	30,467 (39.2)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,110 (34.5)	3,983 (37.2)	3,782 (40.2)	6,188 (51.1)
1,103	1,103	40,283 (29.0)	9,718 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,549 (31.3)	30,565 (39.1)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,188 (34.6)	3,983 (37.2)	3,782 (40.2)	6,208 (51.3)
1,104	1,104	40,283 (29.0)	9,718 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,549 (31.3)	30,565 (39.1)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,188 (34.6)	3,983 (37.2)	3,782 (40.2)	6,208 (51.3)
1,105	1,105	40,390 (29.1)	9,718 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,549 (31.3)	30,671 (39.2)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,221 (34.7)	3,983 (37.2)	3,855 (41.0)	6,208 (51.3)
1,106	1,106	40,442 (29.2)	9,718 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,549 (31.3)	30,724 (39.3)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,253 (34.8)	3,983 (37.2)	3,855 (41.0)	6,228 (51.4)
1,107	1,107	40,534 (29.2)	9,764 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	30,770 (39.3)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,299 (34.9)	3,983 (37.2)	3,855 (41.0)	6,228 (51.4)
1,108	1,108	40,611 (29.3)	9,764 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	30,847 (39.4)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,376 (35.1)	3,983 (37.2)	3,855 (41.0)	6,228 (51.4)
1,109	1,109	40,759 (29.4)	9,764 (16.1)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,163 (13.6)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	30,995 (39.6)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,525 (35.4)	3,983 (37.2)	3,855 (41.0)	6,228 (51.4)
1,110	1,110	41,300 (29.8)	9,805 (16.2)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,205 (13.7)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	31,495 (40.3)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,767 (36.0)	4,055 (37.9)	3,964 (42.2)	6,303 (52.1)
1,111	1,111	41,599 (30.0)	9,840 (16.3)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,205 (13.7)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	31,759 (40.6)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,922 (36.3)	4,055 (37.9)	3,964 (42.2)	6,413 (53.0)
1,112	1,112	41,599 (30.0)	9,840 (16.3)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,205 (13.7)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	31,759 (40.6)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,922 (36.3)	4,055 (37.9)	3,964 (42.2)	6,413 (53.0)
1,113	1,113	41,702 (30.1)	9,876 (16.3)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,241 (13.8)	402 (5.5)	1,094 (18.1)	2,595 (31.9)	31,826 (40.7)	680 (90.9)	725 (51.0)	15,990 (36.5)	4,055 (37.9)	3,964 (42.2)	6,413 (53.0)
1,114	1,114	41,908 (30.2)	9,987 (16.5)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,316 (14.0)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,595 (31.9)	31,921 (40.8)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,028 (36.6)	4,055 (37.9)	3,964 (42.2)	6,469 (53.4)
1,115	1,115	42,147 (30.4)	10,091 (16.7)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,388 (14.2)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,628 (32.3)	32,056 (41.0)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,118 (36.8)	4,100 (38.3)	3,964 (42.2)	6,469 (53.4)
1,116	1,116	42,182 (30.4)	10,091 (16.7)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,388 (14.2)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,628 (32.3)	32,091 (41.0)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,154 (36.9)	4,100 (38.3)	3,964 (42.2)	6,469 (53.4)
1,117	1,117	42,270 (30.5)	10,091 (16.7)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,388 (14.2)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,628 (32.3)	32,179 (41.1)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,210 (37.0)	4,132 (38.6)	3,964 (42.2)	6,469 (53.4)
1,118	1,118	42,340 (30.5)	10,126 (16.7)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,432 (14.3)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,628 (32.3)	32,214 (41.2)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,244 (37.1)	4,132 (38.6)	3,964 (42.2)	6,469 (53.4)
1,119	1,119	42,487 (30.6)	10,192 (16.8)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,456 (14.4)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,661 (32.7)	32,295 (41.3)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,305 (37.2)	4,152 (38.8)	3,964 (42.2)	6,469 (53.4)
1,120	1,120	42,924 (30.9)	10,409 (17.2)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,652 (14.9)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,681 (32.9)	32,515 (41.6)	680 (90.9)	725 (51.0)	16,346 (37.3)	4,221 (39.5)	4,030 (42.9)	6,515 (53.8)
1,121	1,121	42,997 (31.0)	10,429 (17.2)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,652 (14.9)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,681 (32.9)	32,569 (41.6)	680 (90.9)	745 (52.4)	16,346 (37.3)	4,221 (39.5)	4,030 (42.9)	6,547 (54.1)
1,122	1,122	43,124 (31.1)	10,470 (17.3)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,694 (15.0)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,681 (32.9)	32,654 (41.8)	680 (90.9)	745 (52.4)	16,379 (37.4)	4,241 (39.7)	4,030 (42.9)	6,580 (54.3)
1,123	1,123	43,164 (31.1)	10,470 (17.3)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,694 (15.0)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,681 (32.9)	32,694 (41.8)	680 (90.9)	745 (52.4)	16,420 (37.5)	4,241 (39.7)	4,030 (42.9)	6,580 (54.3)
1,124	1,124	43,219 (31.2)	10,470 (17.3)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,694 (15.0)	402 (5.5)	1,129 (18.7)	2,681 (32.9)	32,749 (41.9)	680 (90.9)	745 (52.4)	16,450 (37.5)	4,295 (40.2)	4,030 (42.9)	6,580 (54.3)
1,125	1,125	43,688 (31.5)	10,616 (17.5)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,726 (15.1)	402 (5.5)	1,206 (20.0)	2,718 (33.4)	33,073 (42.3)	680 (90.9)	782 (55.0)	16,565 (37.8)	4,383 (41.0)	4,030 (42.9)	6,634 (54.8)
1,126	1,126	43,758 (31.5)	10,616 (17.5)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,726 (15.1)	402 (5.5)	1,206 (20.0)	2,718 (33.4)	33,142 (42.4)	680 (90.9)	782 (55.0)	16,598 (37.9)	4,419 (41.3)	4,030 (42.9)	6,634 (54.8)
1,127	1,127	43,867 (31.6)	10,616 (17.5)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,726 (15.1)	402 (5.5)	1,206 (20.0)	2,718 (33.4)	33,252 (42.5)	680 (90.9)	782 (55.0)	16,707 (38.1)	4,419 (41.3)	4,030 (42.9)	6,634 (54.8)
1,128	1,128	43,888 (31.6)	10,616 (17.5)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,726 (15.1)	402 (5.5)	1,206 (20.0)	2,718 (33.4)	33,272 (42.5)	680 (90.9)	782 (55.0)	16,728 (38.2)	4,419 (41.3)	4,030 (42.9)	6,634 (54.8)
1,129	1,129	43,888 (31.6)	10,616 (17.5)	211 (60.7)	298 (40.2)	5,726 (15.1)	402 (5.5)	1,206 (20.0)	2,718 (33.4)	33,272 (42.5)	680 (90.9)	782 (55.0)	16,728 (38.2)	4,419 (41.3)	4,030 (42.9)	6,634 (54.8)
1,130	1,130	44,930 (32.4)	10,840 (18.1)	348 (100.0)	298 (40.2)	5,810 (15.3)	402 (5.5)	1,242 (20.6)	2,786 (34.2)	33,980 (43.5)	748 (100.0)	782 (55.0)	17,156 (39.1)	4,501 (42.1)	4,119 (43.8)	6,675 (55.1)
1,131	1,131	45,031 (32.5)	11,039 (18.2)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,810 (15.3)	402 (5.5)	1,276 (21.1)	2,786 (34.2)	33,992 (43.5)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,167 (39.2)	4,501 (42.1)	4,119 (43.8)	6,675 (55.1)
1,132	1,132	45,191 (32.6)	11,094 (18.3)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,830 (15.4)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,097 (43.6)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,236 (39.3)	4,538 (42.4)	4,119 (43.8)	6,675 (55.1)
1,133	1,133	45,330 (32.7)	11,094 (18.3)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,830 (15.4)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,236 (43.8)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,313 (39.5)	4,538 (42.4)	4,161 (44.3)	6,695 (55.3)
1,134	1,134	45,386 (32.7)	11,094 (18.3)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,830 (15.4)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,293 (43.8)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,313 (39.5)	4,538 (42.4)	4,197 (44.6)	6,715 (55.5)
1,135	1,135	45,496 (32.8)	11,094 (18.3)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,830 (15.4)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,402 (44.0)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,333 (39.5)	4,582 (42.9)	4,197 (44.6)	6,760 (55.8)
1,136	1,136	45,712 (32.9)	11,130 (18.4)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,866 (15.5)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,583 (44.2)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,481 (39.9)	4,615 (43.2)	4,197 (44.6)	6,760 (55.8)
1,137	1,137	45,745 (33.0)	11,130 (18.4)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,866 (15.5)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,616 (44.3)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,514 (40.0)	4,615 (43.2)	4,197 (44.6)	6,760 (55.8)
1,138	1,138	45,802 (33.0)	11,130 (18.4)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,866 (15.5)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,672 (44.3)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,534 (40.0)	4,652 (43.5)	4,197 (44.6)	6,760 (55.8)
1,139	1,139	45,839 (33.0)	11,130 (18.4)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,866 (15.5)	402 (5.5)	1,311 (21.7)	2,786 (34.2)	34,709 (44.4)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,571 (40.1)	4,652 (43.5)	4,197 (44.6)	6,760 (55.8)
1,140	1,140	46,060 (33.2)	11,274 (18.6)	362 (48.9)	362 (48.9)	5,977 (15.7)	402 (5.5)	1,344 (22.3)	2,786 (34.2)	34,786 (44.5)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,627 (40.2)	4,652 (43.5)	4,197 (44.6)	6,801 (56.0)
1,141	1,141	46,183 (33.3)	11,357 (18.8)	362 (48.9)	362 (48.9)	6,060 (16.0)	402 (5.5)	1,344 (22.3)	2,786 (34.2)	34,826 (44.5)	782 (55.0)	782 (55.0)	17,627 (40.2)	4,672 (43.7)	4,197 (44.6)	6,801 (56.0)
1,142	1,142	46,519 (33.5)	11,389 (18.8)	362 (48.9)	362 (48.9)	6,060 (16.0)	402 (5.5)	1,377 (22.8)	2,786 (34.2)	35,129 (44.9)	818 (57.6)	818 (57.6)	17,803 (40.6)	4,708 (44.0)	4,252 (45.2)	6,801 (56.2)
1,143	1,143	46,519 (33.5)	11,389 (18.8)	362 (48.9)	362 (48.9)	6,060 (16.0)	402 (5.5)	1,377 (22.8)	2,786 (34.2)	35,129 (44.9)	818 (57.6)	818 (57.6)	17,803 (40.6)	4,708 (44.0)	4,252 (45.2)	6,801 (56.2)
1,144	1,144	46,661 (33.5)	11,421 (18.8)	362 (48.9)	362 (48.9)	6,060 (16.0)	402 (5.5)	1,377 (22.8)</								

令和8年度 中央最低賃金審議会関係資料(抜粋)

令和8年度 中央最低賃金審議会関係資料(抜粋)目次

令和8年賃金改定状況調査結果	5
生活保護と最低賃金	17
地域別最低賃金額、未満率及び影響率	21
賃金分布に関する資料	25

主要統計資料 I 全国統計資料編

GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数

及び完全失業率	66
求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数	67
有効求人倍率、完全失業率の推移	68
春季賃上げ妥結状況等	69
消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）	72
1月あたりの消費支出額の推移（暦年）	73
地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	74

II 都道府県統計資料編

各種関連指標（ランク別・都道府県別）	76
有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）	77

失業率の推移（ランク別・都道府県別）	78
賃金・労働時間の実情と推移（ランク別・都道府県別）	79
消費者物価指数等の推移	83
労働者数等の推移	88

III 業務統計資料編

地域別最低賃金の改定状況等	92
最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	98

足下の経済状況等に関する補足資料

地域別の状況	100
消費者物価の動向	104
倒産の動向	115

2025 年度全国加重平均 66 円引上げ後の状況	120
---------------------------	-----

最低賃金の影響率の推移	121
有効求人倍率（都道府県別）	128
完全失業率（都道府県別）	129
雇用保険被保険者数（都道府県別）	130
雇用保険事業主都合資格喪失者数（都道府県別）	131
雇用保険適用事業所数（都道府県別）	132
中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等	133

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引き上げと企業行動に関する調査」(2025 年)の概要(速報)	180
株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する 実態把握のための調査」(2026 年)の概要(速報)	196

令和 8 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,541 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 5 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,711	1,729	30.3%
B ランク	6,108	2,133	34.9%
C ランク	4,722	1,684	35.7%
合計	16,541	5,546	33.5%

4. 集計労働者 33,528 人

（うち、令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 27,828 人（83.0%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 8 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 6 年度分、令和 7 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 8 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 7 年 6 月分、令和 8 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 7 年 6 月分、令和 8 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分、令和 8 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

（％）

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	52.3	0.8	25.5	21.3	100.0	49.5	0.4	34.9	15.2	100.0	51.2	1.4	24.7	22.8	100.0	58.3	0.2	22.6	18.9
B	100.0	51.8	0.3	26.1	21.7	100.0	50.5	0.1	22.4	27.0	100.0	52.0	0.5	23.9	23.6	100.0	69.0	0.0	13.7	17.3
C	100.0	55.9	0.6	20.7	22.9	100.0	49.8	0.4	17.2	32.6	100.0	54.9	0.3	21.4	23.4	100.0	63.3	1.2	16.2	19.3
計	100.0	52.5	0.5	25.2	21.7	100.0	50.0	0.3	27.1	22.7	100.0	52.1	0.8	23.8	23.3	100.0	63.1	0.2	18.4	18.3
R7年	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降も賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	40.3	0.5	29.3	29.9	100.0	38.1	0.9	44.8	16.3	100.0	72.8	0.4	7.4	19.4	100.0	53.8	1.6	21.3	23.2
B	100.0	34.7	0.0	41.3	24.0	100.0	44.0	0.3	34.9	20.8	100.0	74.9	0.6	8.5	16.0	100.0	44.9	0.2	37.7	17.2
C	100.0	46.2	0.0	27.7	26.0	100.0	46.4	0.6	27.4	25.6	100.0	76.6	0.3	9.2	13.8	100.0	56.6	2.5	22.4	18.5
計	100.0	38.5	0.2	34.8	26.5	100.0	41.9	0.6	38.0	19.5	100.0	74.2	0.5	8.1	17.2	100.0	49.7	1.0	29.8	19.5
R7年	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.2	4.2	4.0	4.4	5.1	4.6	3.7	4.8	-13.5	-10.9	-5.2	-40.0	-40.5	-26.6	-7.3	-14.9	2.1	2.0	2.0	2.5	1.8	1.5	2.7	2.3
B	4.3	4.3	3.8	4.6	6.4	6.0	3.7	3.3	-5.5	-7.9	-4.3			-10.0	-6.4	-4.3	2.2	2.2	1.9	3.2	2.2	2.6	2.7	1.5
C	4.5	3.9	4.6	3.6	5.3	5.6	3.6	4.9	-17.1	-1.5	-16.9	-37.5		-1.0	-31.2	-14.3	2.4	1.9	2.4	1.8	2.5	2.6	2.7	2.4
計	4.3	4.2	4.0	4.4	5.7	5.4	3.7	4.1	-11.9	-8.9	-5.6	-38.6	-40.5	-19.2	-9.0	-13.8	2.2	2.1	2.0	2.7	2.1	2.2	2.7	1.9
R 7 年	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.2%	3.0%	4.6%	0.57	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.9%	3.2%	5.8%	0.61
B	1.5	3.0	5.5	0.67	1.4	3.0	5.8	0.73	1.4	3.0	5.0	0.60	1.6	3.0	5.0	0.57
C	1.6	3.5	6.0	0.63	1.0	2.2	5.0	0.91	1.5	3.6	6.2	0.65	1.1	3.4	4.8	0.54
計	1.5	3.0	5.2	0.62	1.3	3.0	5.0	0.62	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	5.5	0.67
R7年	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.0%	0.63	1.3%	3.0%	5.3%	0.67	1.5%	2.8%	5.0%	0.63	1.5%	3.4%	4.8%	0.49
B	2.0	5.0	10.1	0.81	2.0	4.2	9.3	0.87	1.5	3.0	5.0	0.58	1.4	2.8	4.3	0.52
C	2.0	5.0	8.0	0.60	1.6	4.6	9.0	0.80	1.5	3.0	5.0	0.58	2.4	3.6	6.0	0.50
計	2.0	5.0	7.6	0.56	2.0	4.2	6.5	0.54	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	4.8	0.55
R7年	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	
男	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
計		1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
男	A	1,856	1,891	1.9	1.6	1,824	1,857	1.8	1.1	1,909	1,949	2.1	2.3	2,145	2,273	6.0	1.0	1,469	1,504	2.4	1.7	1,754	1,746	-0.5	-1.1	1,907	1,926	1.0	-0.3	1,941	1,912	-1.5	3.0
	B	1,631	1,681	3.1	1.8	1,681	1,721	2.4	1.6	1,637	1,708	4.3	2.4	1,984	2,049	3.3	0.4	1,319	1,357	2.9	2.7	1,442	1,495	3.7	-0.6	1,642	1,692	3.0	0.8	1,647	1,683	2.2	1.7
	C	1,500	1,540	2.7	2.3	1,508	1,539	2.1	2.3	1,501	1,551	3.3	2.1	1,851	1,882	1.7	0.7	1,217	1,234	1.4	5.0	1,333	1,364	2.3	0.3	1,534	1,596	4.0	2.8	1,547	1,580	2.1	3.0
計		1,707	1,750	2.5	1.8	1,720	1,757	2.2	1.4	1,728	1,783	3.2	2.3	2,050	2,143	4.5	0.7	1,372	1,406	2.5	2.6	1,566	1,590	1.5	-0.7	1,738	1,776	2.2	0.5	1,741	1,753	0.7	2.4
女	A	1,511	1,554	2.8	2.6	1,367	1,414	3.4	2.3	1,516	1,557	2.7	3.3	1,713	1,763	2.9	1.3	1,269	1,309	3.2	2.5	1,308	1,344	2.8	0.4	1,653	1,704	3.1	2.8	1,580	1,609	1.8	2.8
	B	1,315	1,363	3.7	3.8	1,219	1,279	4.9	3.4	1,277	1,325	3.8	3.6	1,478	1,534	3.8	3.4	1,179	1,192	1.1	3.5	1,236	1,288	4.2	2.5	1,463	1,517	3.7	4.4	1,338	1,393	4.1	4.6
	C	1,240	1,290	4.0	3.4	1,149	1,197	4.2	3.9	1,222	1,272	4.1	3.4	1,421	1,472	3.6	1.4	1,106	1,148	3.8	3.8	1,174	1,223	4.2	3.4	1,339	1,393	4.0	3.5	1,280	1,337	4.5	3.5
計		1,383	1,429	3.3	3.2	1,265	1,319	4.3	3.0	1,360	1,406	3.4	3.4	1,591	1,645	3.4	2.1	1,202	1,228	2.2	3.2	1,257	1,302	3.6	1.7	1,523	1,576	3.5	3.6	1,441	1,485	3.1	3.6

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年					
ランク	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
一般	A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	-0.2	-1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	-0.2	3.6
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
	計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	-0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9
パート	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	-0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
	計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	R7年 6月	R8年 6月	
計	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
	A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
男	B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
	C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
	計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
	A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
	B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
女	C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
	計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
	A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
	B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
	C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
一 般	計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
	A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	-1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
	B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
	C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
	計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9

（資料注）第4表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	86.5	6.0	1.6	5.8
B	100.0	79.4	9.6	2.7	8.3
C	100.0	70.9	16.1	5.2	7.8
計	100.0	81.1	9.1	2.6	7.2
R 7 年	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	34.5	3.5	14.9	39.6	7.4	100.0	23.0	4.6	23.4	46.3	2.7	100.0	40.2	1.2	11.5	40.4	6.7	100.0	43.3	0.3	11.1	43.4	2.0
B	100.0	33.2	4.7	19.0	35.5	7.5	100.0	42.9	4.0	14.9	30.4	7.8	100.0	38.8	2.9	15.5	34.8	7.9	100.0	34.5	11.5	16.9	27.3	9.8
C	100.0	38.0	5.3	17.9	29.6	9.3	100.0	47.2	4.9	17.0	17.6	13.2	100.0	34.9	8.1	15.5	32.2	9.3	100.0	34.5	0.0	7.0	38.5	20.0
計	100.0	34.3	4.3	17.3	36.5	7.7	100.0	35.0	4.4	18.6	35.8	6.2	100.0	38.8	3.0	14.0	36.5	7.6	100.0	39.5	4.0	12.6	37.5	6.3
R7年	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	36.5	2.4	15.7	33.8	11.5	100.0	20.0	1.9	23.2	50.2	4.7	100.0	46.1	15.1	4.8	22.7	11.3	100.0	31.2	5.9	11.8	36.0	15.1
B	100.0	23.3	5.1	34.5	28.8	8.3	100.0	24.3	5.3	14.6	48.1	7.7	100.0	42.5	11.0	13.6	21.1	11.9	100.0	26.8	2.8	13.6	55.1	1.7
C	100.0	40.3	1.1	28.2	23.4	7.1	100.0	38.4	6.2	17.7	34.0	3.7	100.0	40.8	6.0	11.8	28.2	13.2	100.0	32.2	6.4	15.5	39.4	6.6
計	100.0	30.3	3.6	26.8	30.0	9.3	100.0	24.0	3.9	18.6	47.4	6.0	100.0	43.9	12.3	9.4	22.6	11.7	100.0	28.8	4.2	13.2	47.2	6.6
R7年	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和7年	令和8年
40.2	41.1

2 男女別労働者数比率

	(%)	
	令和7年	令和8年
男性	41.3	41.3
女性	58.7	58.7

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)	
令和6年度	令和7年度
247.4	247.1

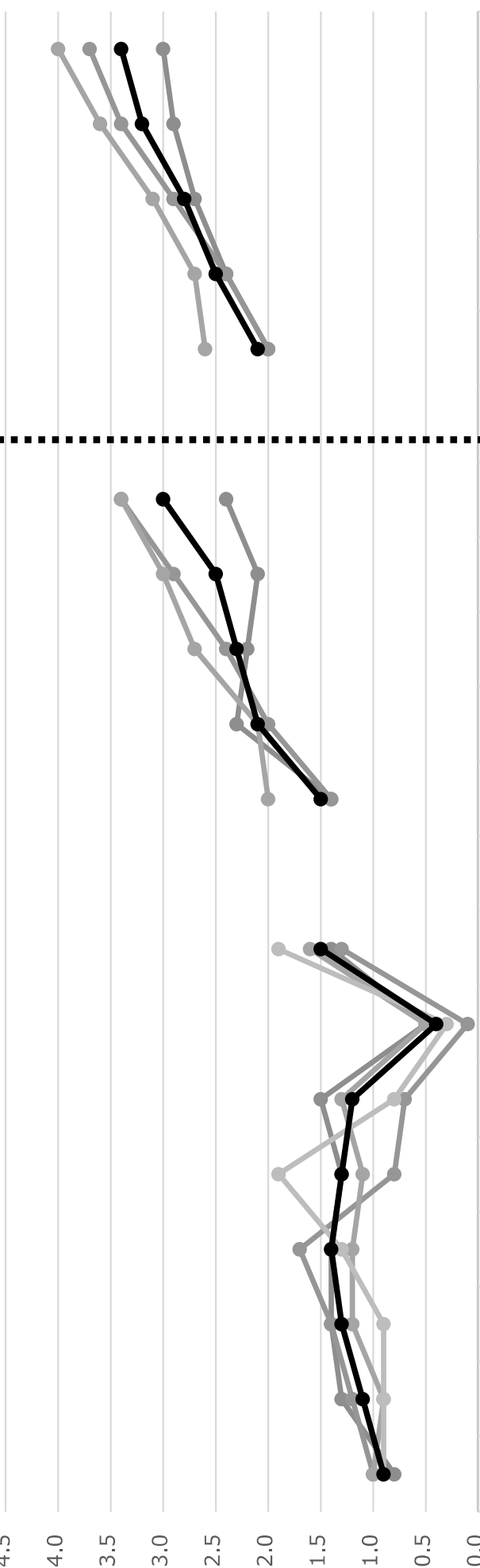
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(%) 4.5
4.0
3.5
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0

● Aランク ● Bランク ● Cランク ● Dランク ● 計



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

	2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	2.0	2.4	2.7	2.9	3.0
Bランク	2.0	2.4	2.9	3.4	3.7
Cランク	2.6	2.7	3.1	3.6	4.0
Dランク					
計	2.1	2.5	2.8	3.2	3.4

(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」

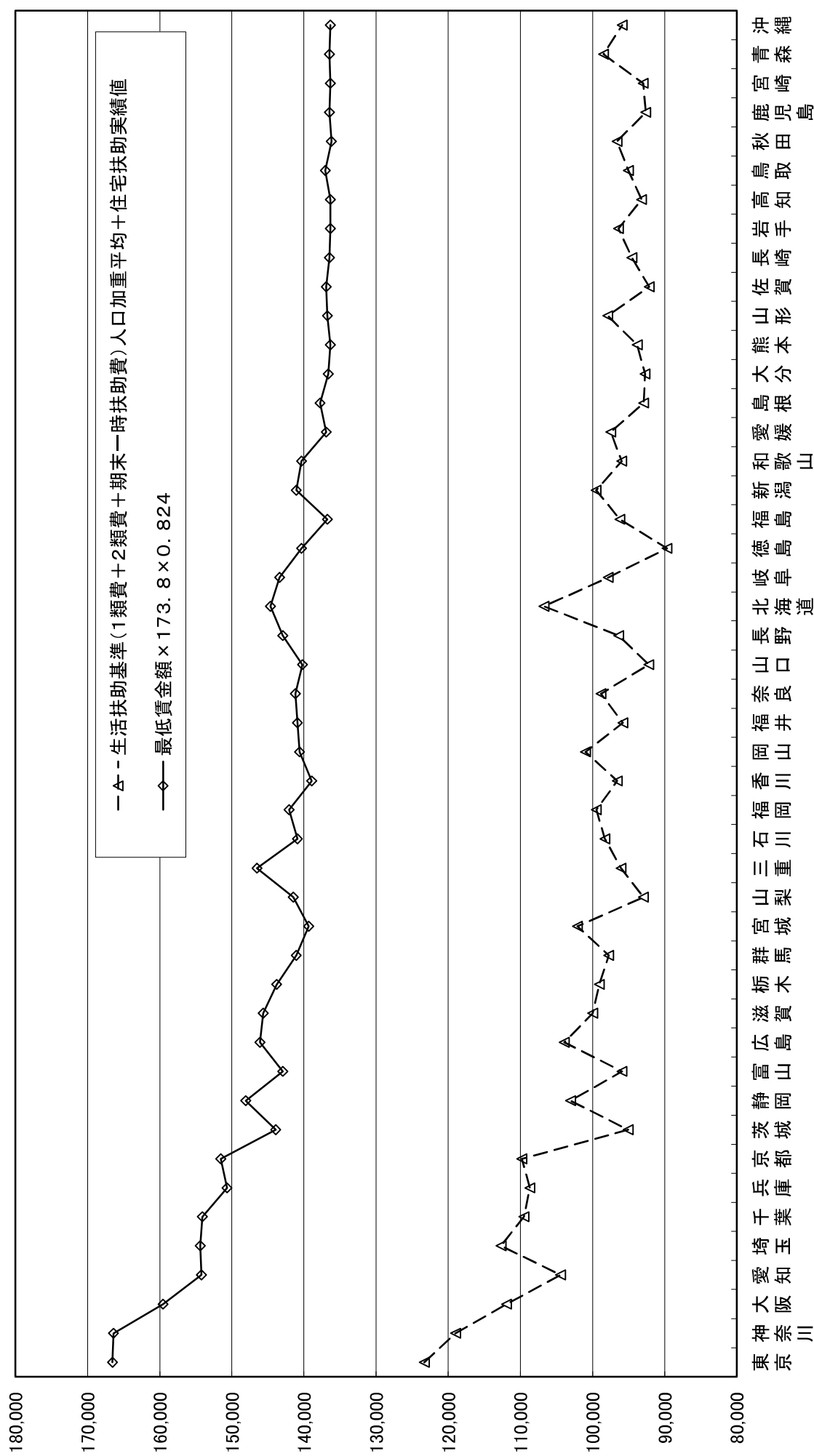
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

單位: 円



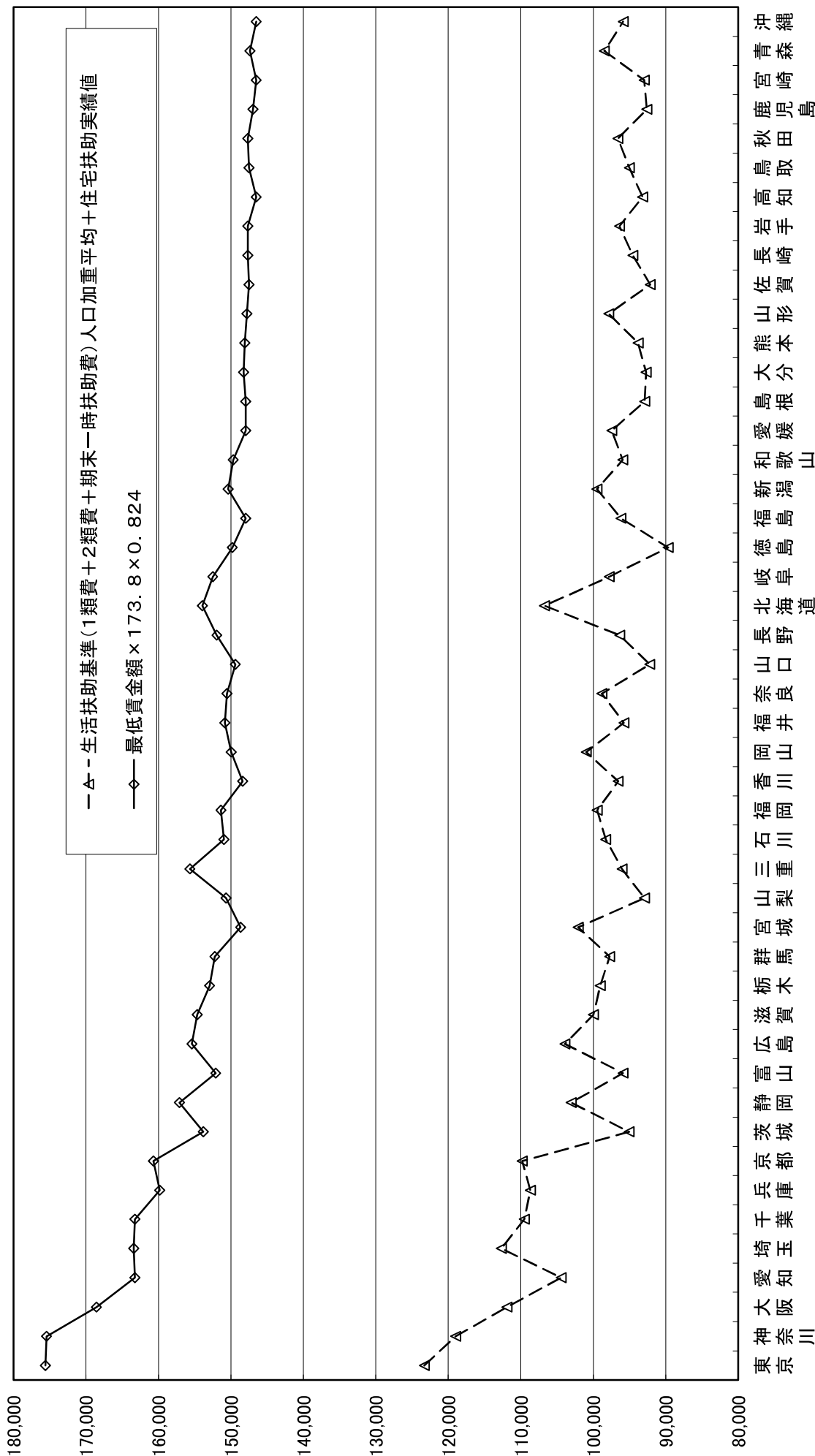
注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。

注4)0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税(所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円)が行われたことを考慮している。



なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税(所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円)が行われたことを考慮している。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2024年度 データに基 づく乖離額	2025年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.824) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△265	65	△330	△250	△80	△65	△16	0	1
青森	△265	76	△341	△251	△90	△76	△14	0	0
岩手	△279	79	△358	△266	△92	△79	△14	0	1
宮城	△260	65	△325	△246	△79	△65	△15	0	1
秋田	△276	80	△356	△264	△93	△80	△14	0	2
山形	△272	77	△349	△258	△91	△77	△14	0	1
福島	△283	78	△361	△274	△87	△78	△14	0	5
茨城	△341	69	△410	△328	△82	△69	△14	0	1
栃木	△312	64	△376	△299	△78	△64	△15	0	1
群馬	△302	78	△380	△289	△92	△78	△14	0	1
埼玉	△291	63	△354	△276	△78	△63	△17	0	1
千葉	△311	64	△375	△295	△80	△64	△16	0	0
東京	△302	63	△365	△286	△79	△63	△18	0	2
神奈川	△331	63	△394	△315	△79	△63	△17	0	1
新潟	△290	65	△355	△278	△78	△65	△15	0	2
富山	△328	64	△392	△318	△74	△64	△14	0	4
石川	△298	70	△368	△283	△84	△70	△14	0	0
福井	△315	69	△384	△303	△81	△69	△14	0	2
山梨	△339	64	△403	△324	△79	△64	△14	0	△1
長野	△325	63	△388	△313	△76	△63	△14	0	1
岐阜	△318	64	△382	△305	△77	△64	△14	0	1
静岡	△314	63	△377	△301	△76	△63	△15	0	2
愛知	△348	63	△411	△333	△78	△63	△15	0	0
三重	△352	64	△416	△338	△78	△64	△14	0	0
滋賀	△319	63	△382	△307	△74	△63	△15	0	3
京都	△291	64	△355	△276	△79	△64	△16	0	1
大阪	△332	63	△395	△316	△79	△63	△16	0	0
兵庫	△293	64	△357	△279	△78	△64	△16	0	2
奈良	△296	65	△361	△282	△79	△65	△15	0	0
和歌山	△310	65	△375	△297	△78	△65	△14	0	1
鳥取	△294	73	△367	△278	△88	△73	△14	0	△1
島根	△313	71	△384	△301	△83	△71	△14	0	2
岡山	△277	65	△342	△264	△78	△65	△15	0	2
広島	△294	65	△359	△280	△80	△65	△15	0	1
山口	△335	64	△399	△322	△77	△64	△14	0	0
徳島	△354	66	△420	△341	△79	△66	△13	0	1
香川	△296	66	△362	△281	△81	△66	△14	0	△1
愛媛	△275	77	△352	△263	△90	△77	△14	0	2
高知	△301	71	△372	△289	△84	△71	△14	0	1
福岡	△297	65	△362	△284	△79	△65	△15	0	1
佐賀	△313	74	△387	△301	△85	△74	△14	0	2
長崎	△293	78	△371	△281	△90	△78	△14	0	2
熊本	△297	82	△379	△285	△94	△82	△14	0	1
大分	△307	81	△388	△293	△95	△81	△14	0	0
宮崎	△303	71	△374	△291	△83	△71	△14	0	2
鹿児島	△306	73	△379	△294	△86	△73	△14	0	1
沖縄	△283	71	△354	△268	△86	△71	△14	0	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2016～2025年度）

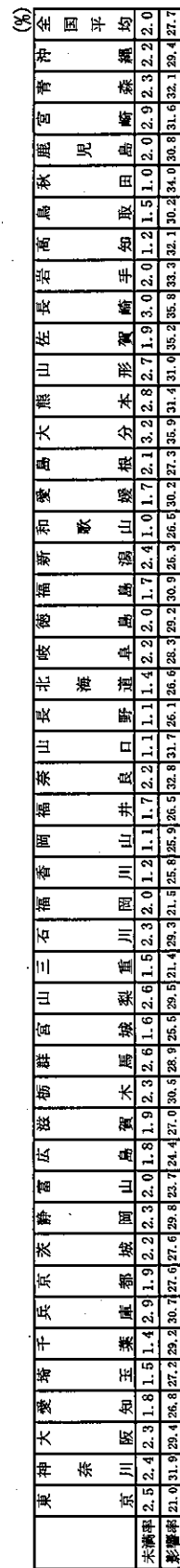
年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)	1,121 (66)
Aランク	未満率 (%) 4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0	2.1
	影響率 (%) 14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0	26.8
Bランク	未満率 (%) 1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9
	影響率 (%) 8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5	27.2
Cランク	未満率 (%) 2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5	2.3
	影響率 (%) 8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6	32.4
Dランク	未満率 (%) 1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—	—	—
	影響率 (%) 10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—	—	—
計	未満率 (%) 2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
	影響率 (%) 11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成28～令和7年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より3ランクとなっている。
 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

(1) 都道府県別未満率と影響率(2025年)

未滿率(全國加重平均) 2.0%
影響率(全國加重平均) 27.7%



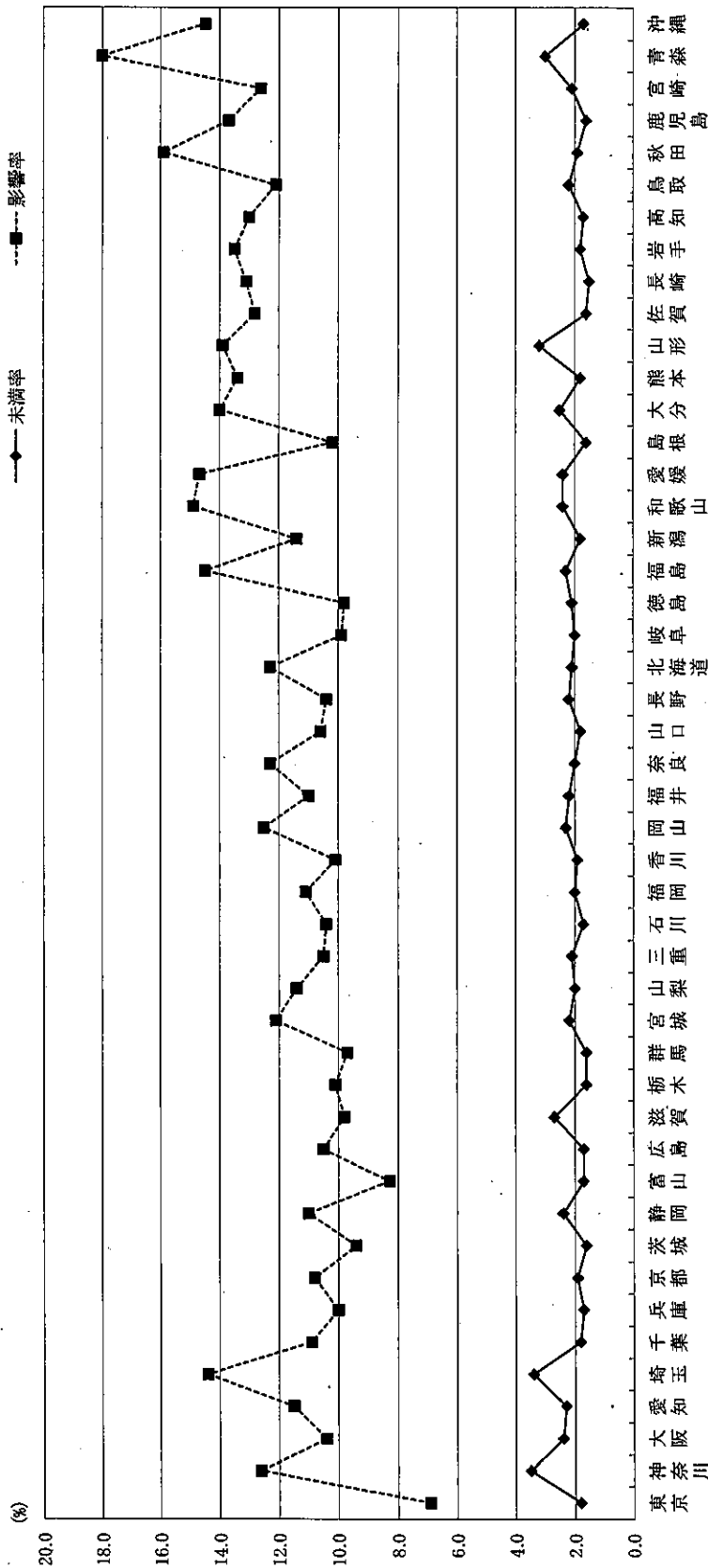
(注1) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、2025年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行ったもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(2025年)

未満率(全国加重平均) 2.2%
影響率(全国加重平均) 10.8%



	東	神	大	愛	埼	千	兵	京	茨	静	富	廣	滋	栃	群	宮	山	三	石	福	香	岡	山	井	福	奈	山	長	北	岐	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	宮	青	沖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

資料出所 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したもの。

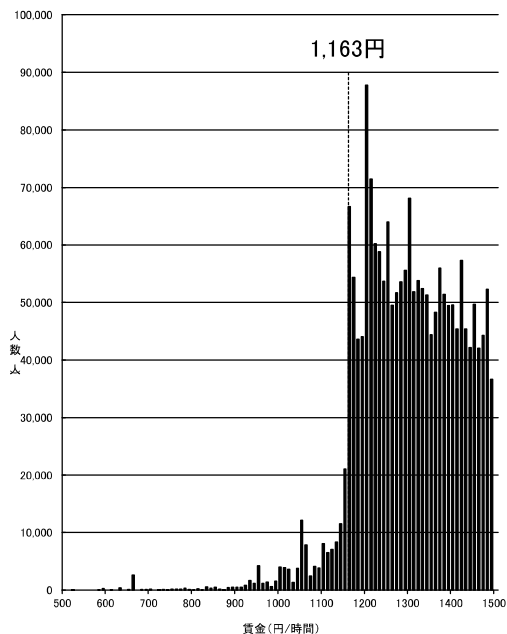
賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 5-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 5-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・ 14
資料No. 5-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・ 27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

東京(A)



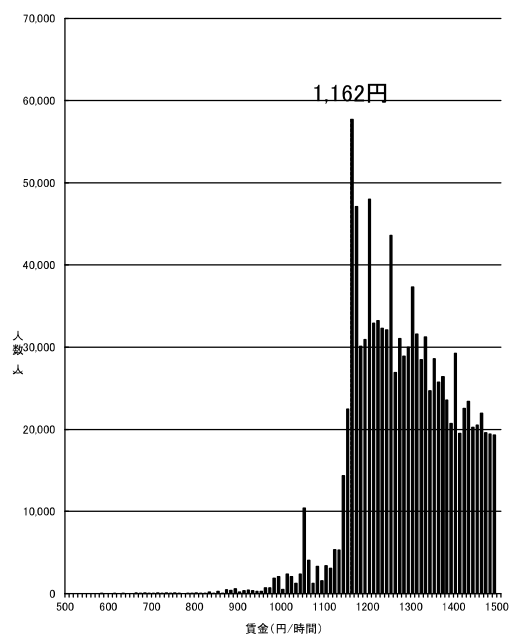
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

資料No. 5-1

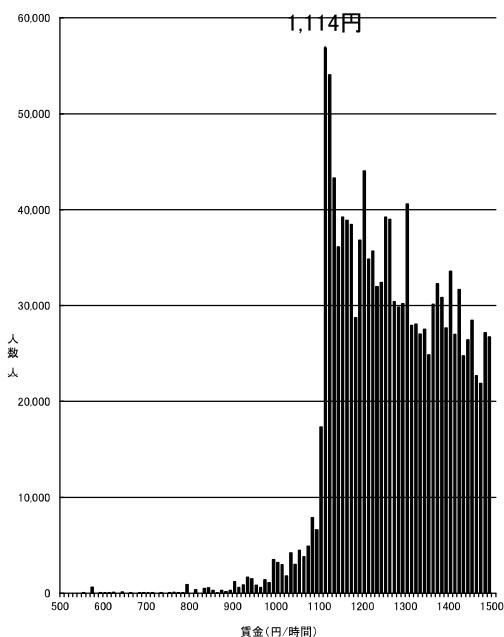


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

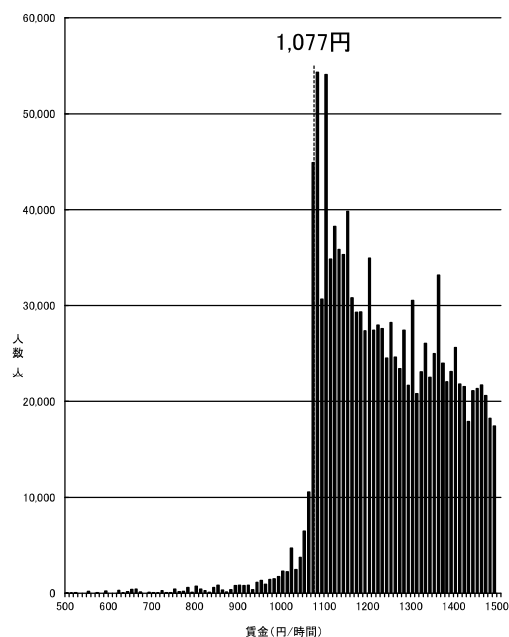


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

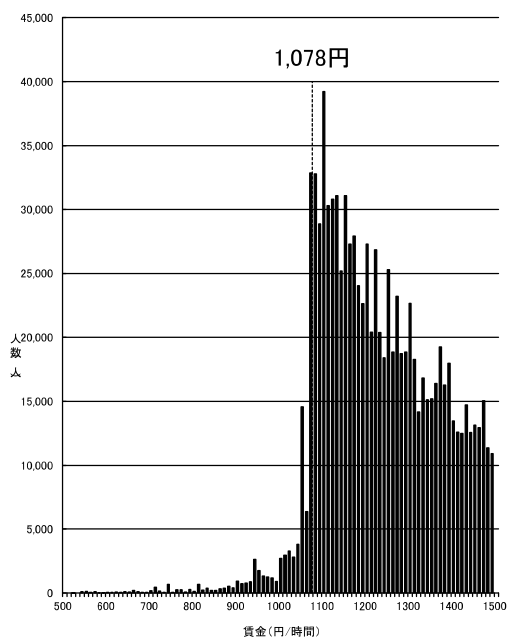


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

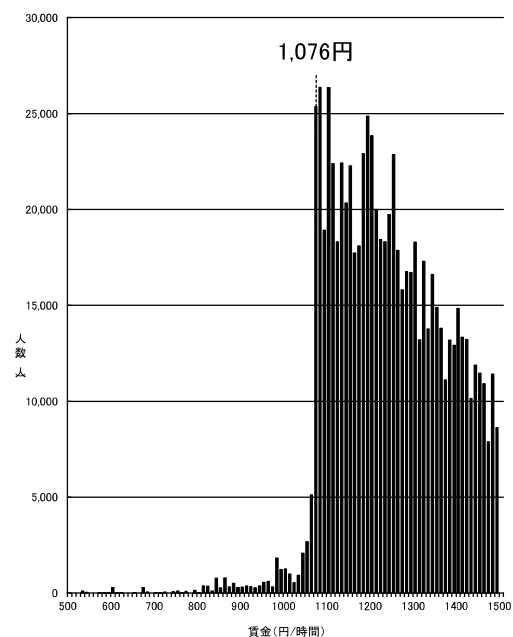


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

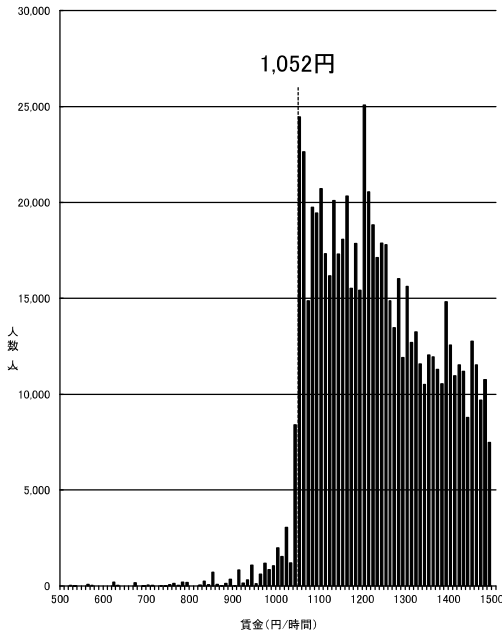


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

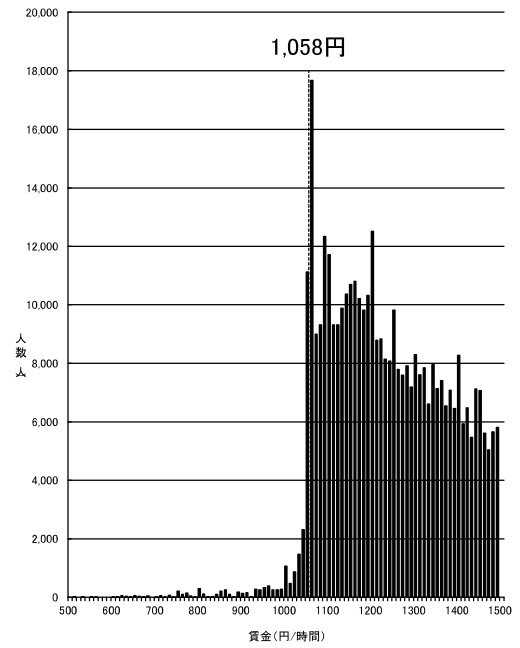


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

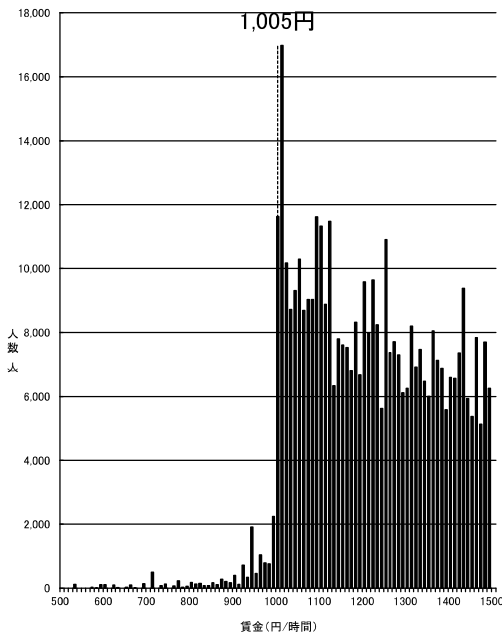


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

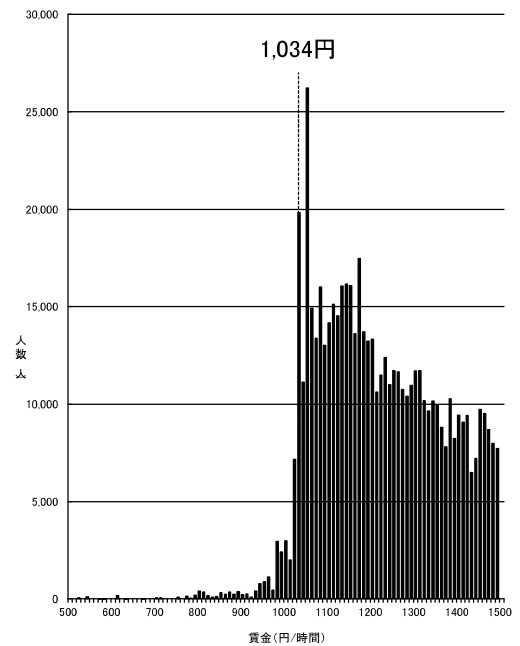


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

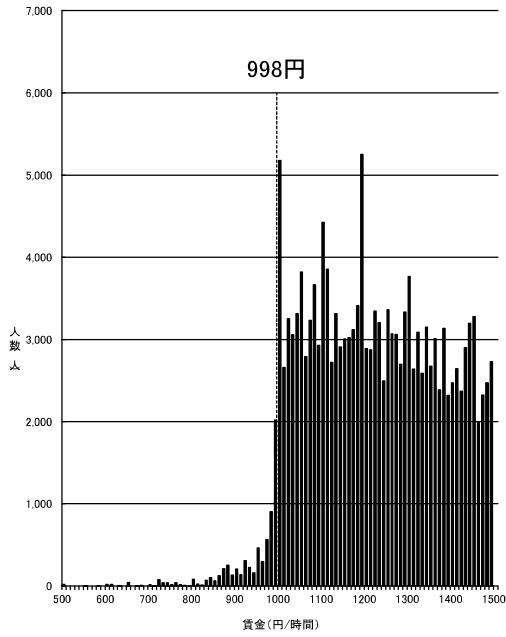


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

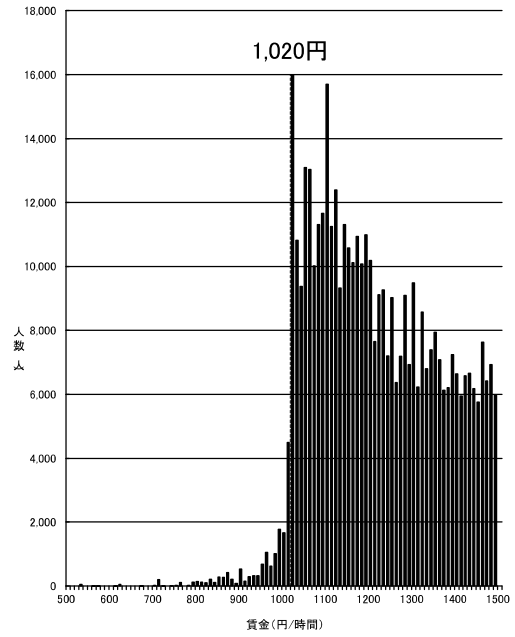


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

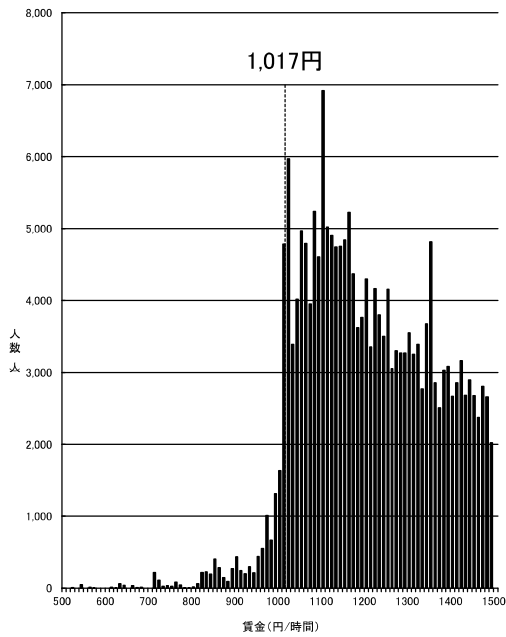


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

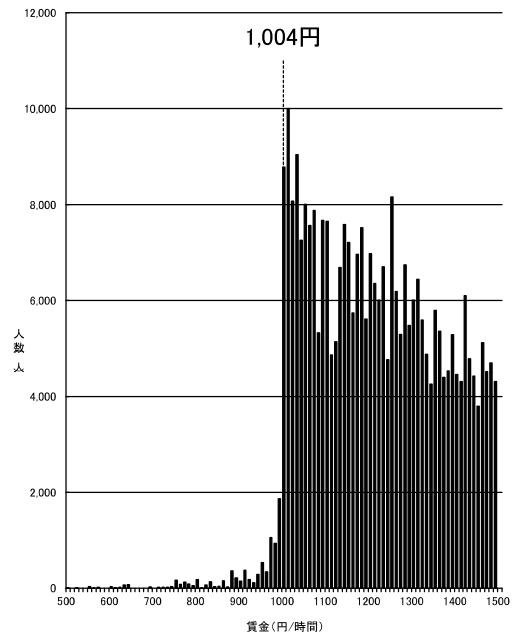


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

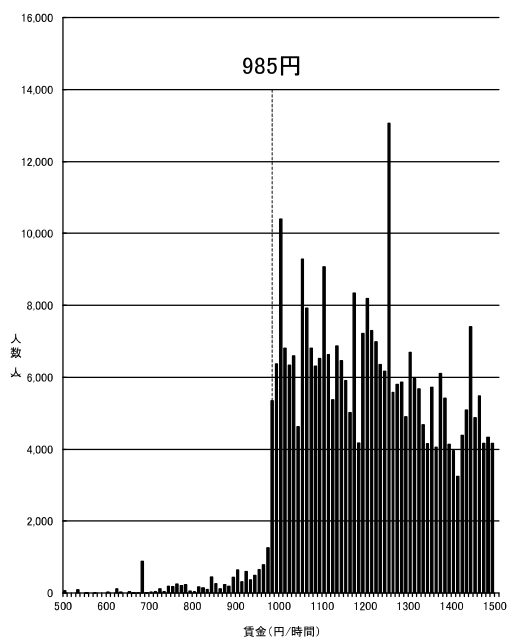


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

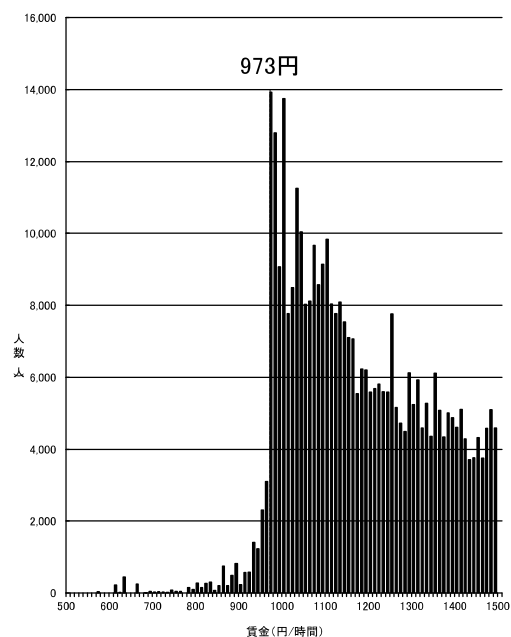


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

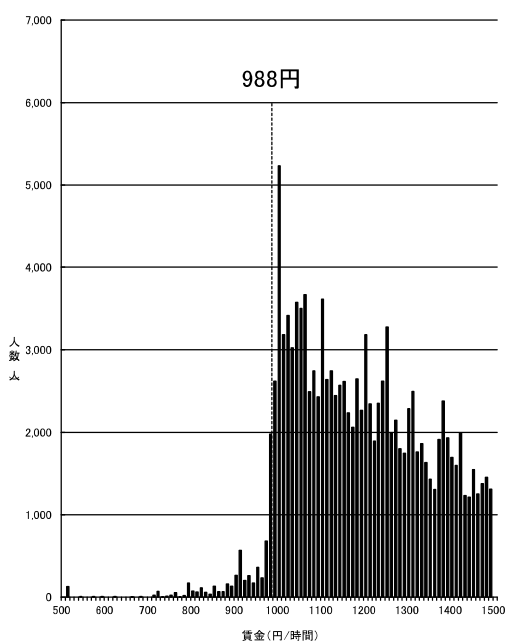


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

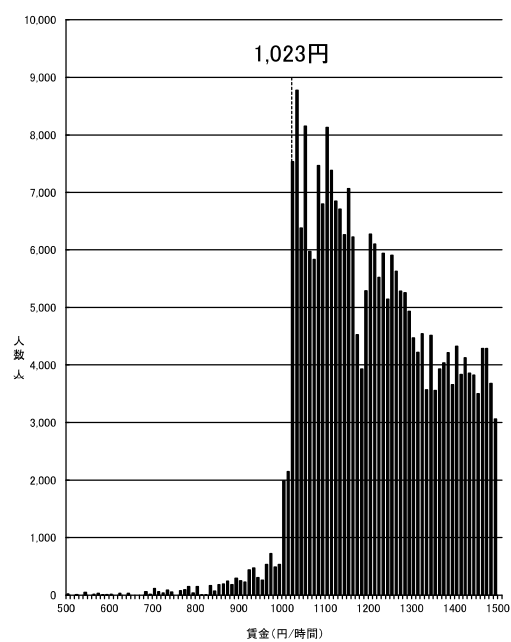


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

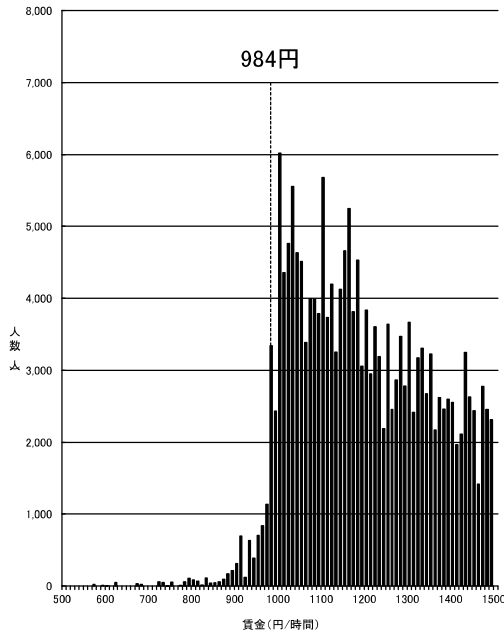


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

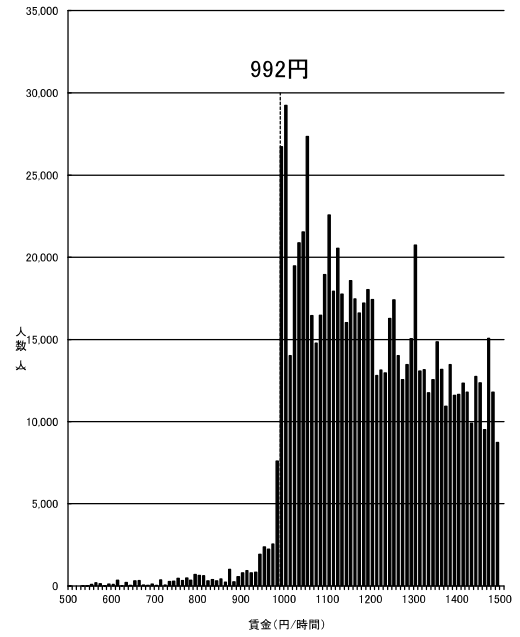


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

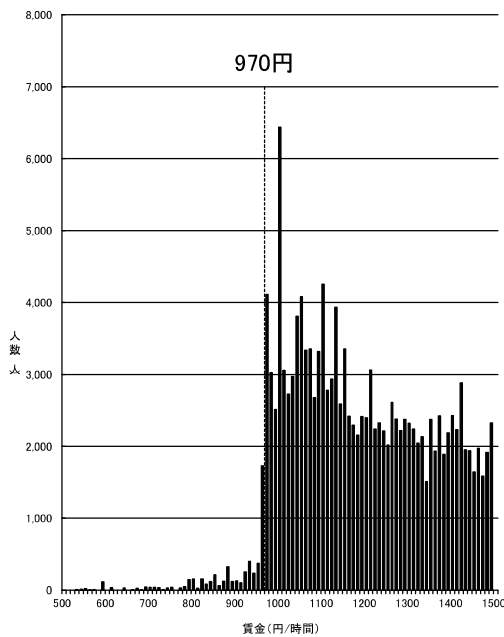


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

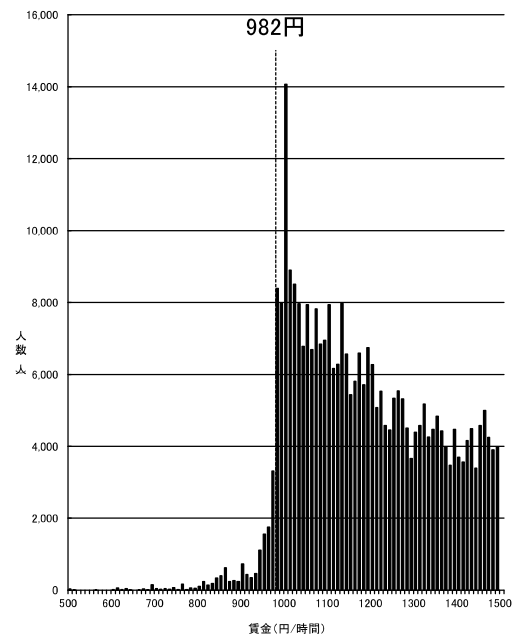


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

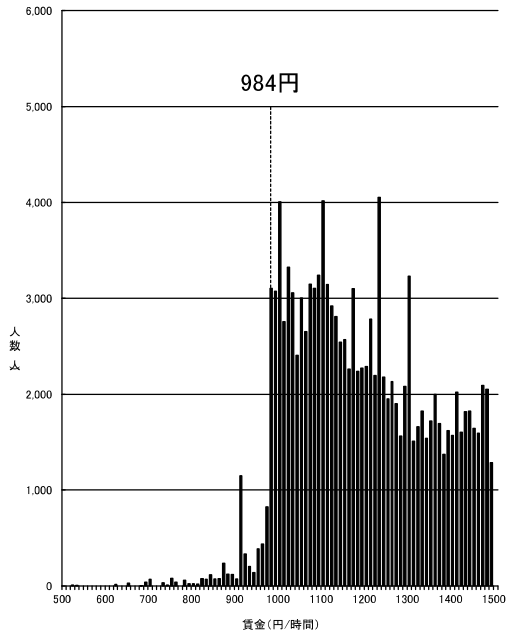


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

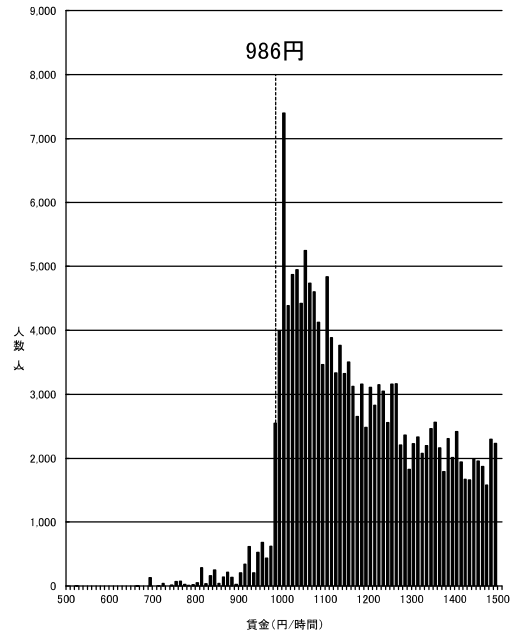


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

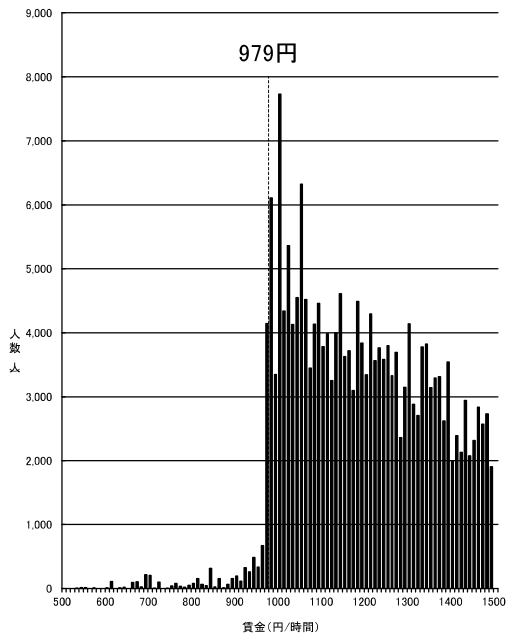


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

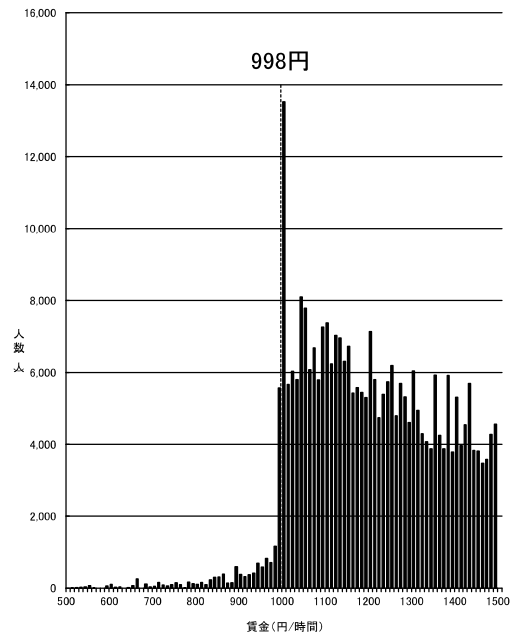


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

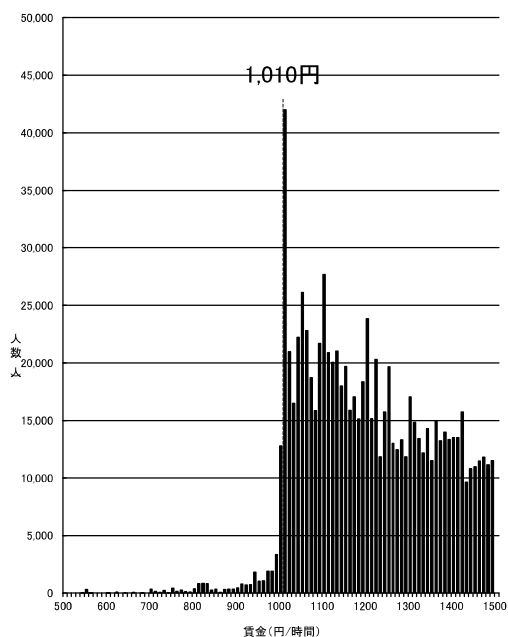


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

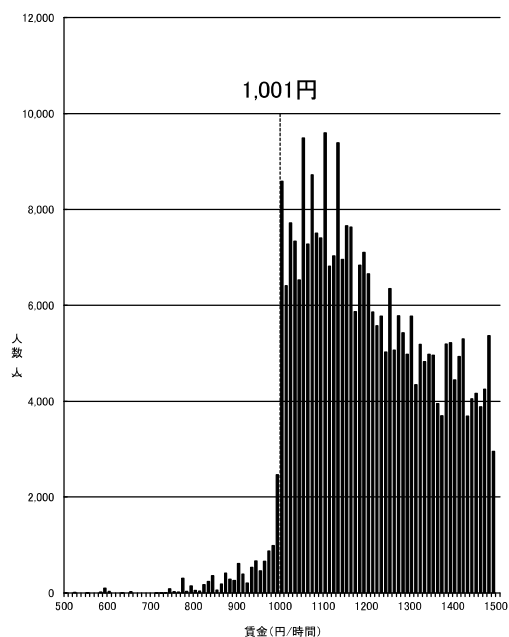


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

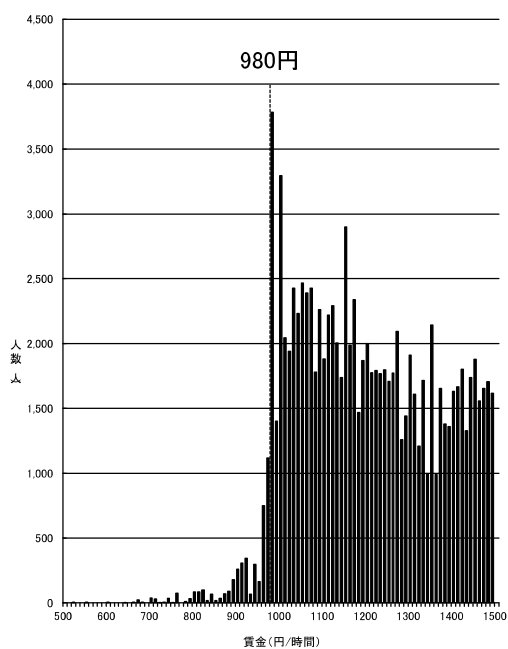


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

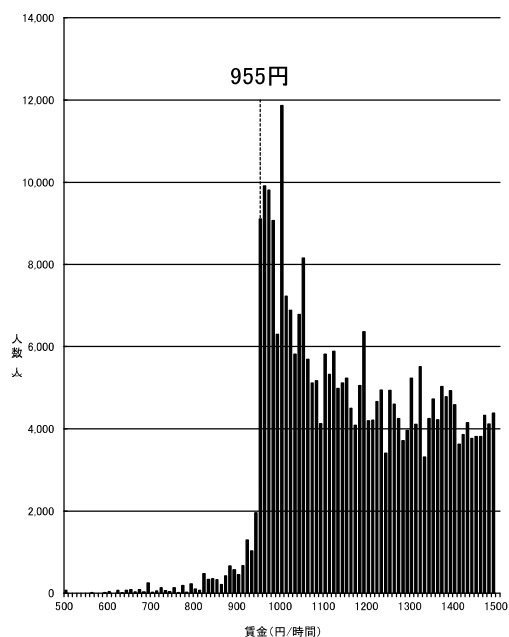


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

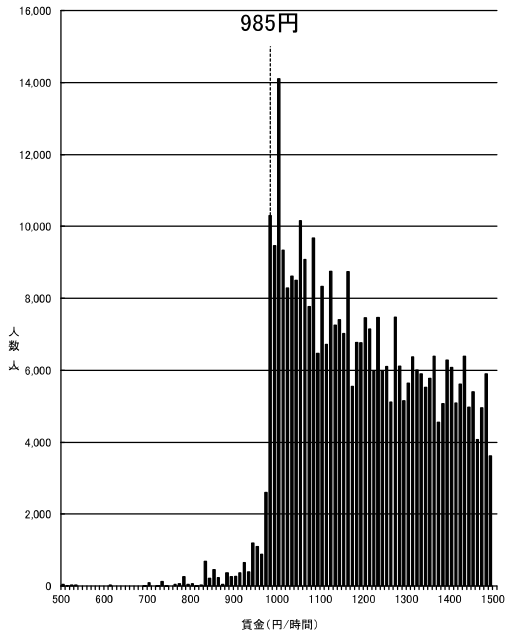


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

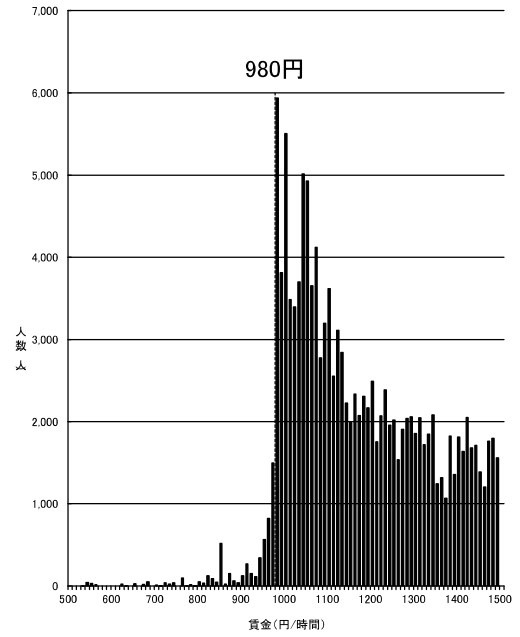


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

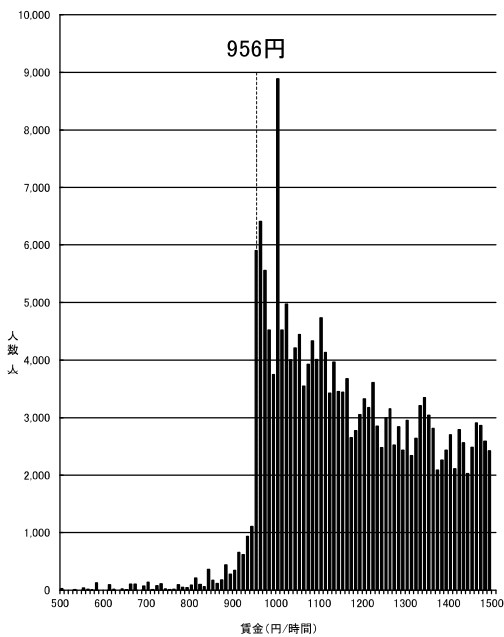


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

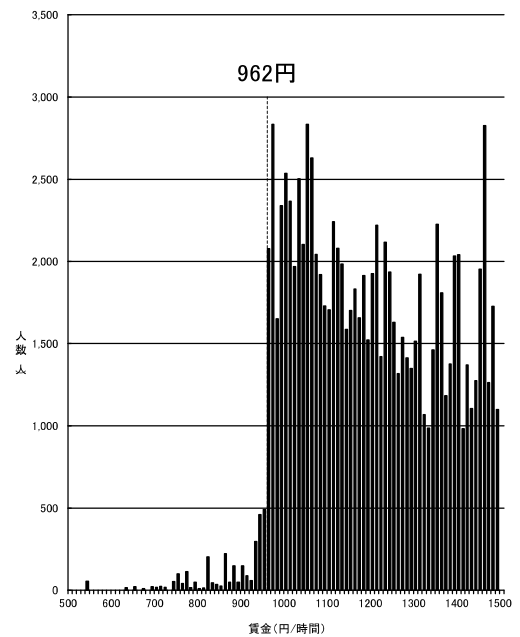


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

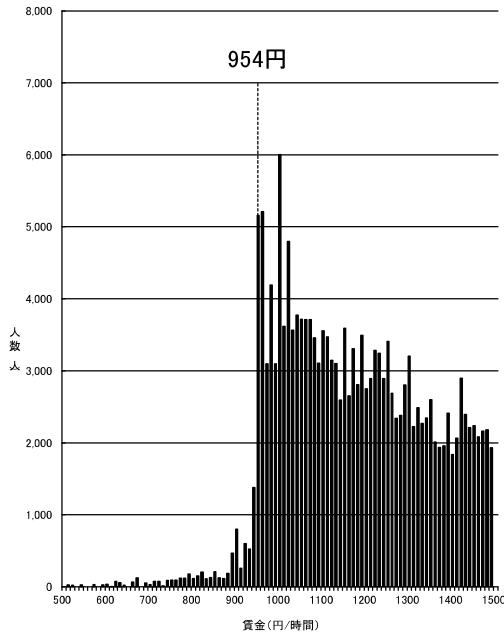


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

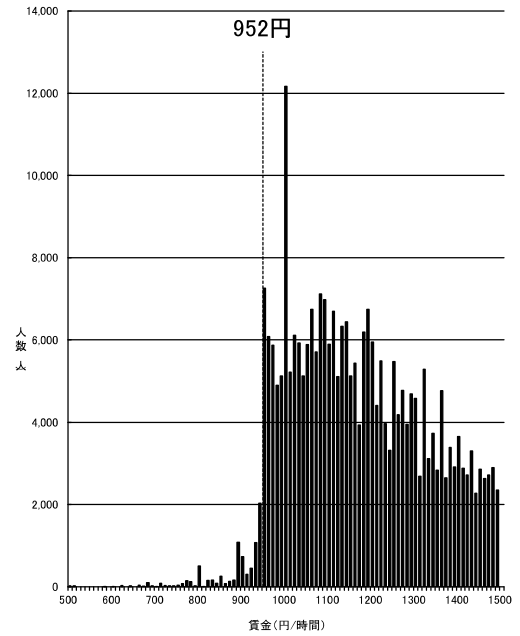


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

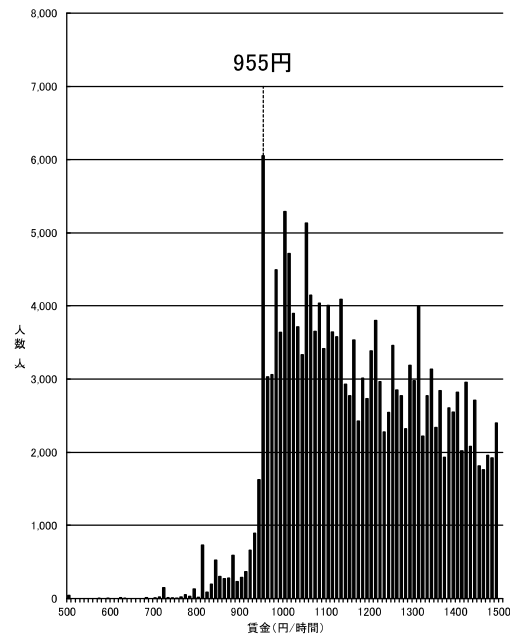


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

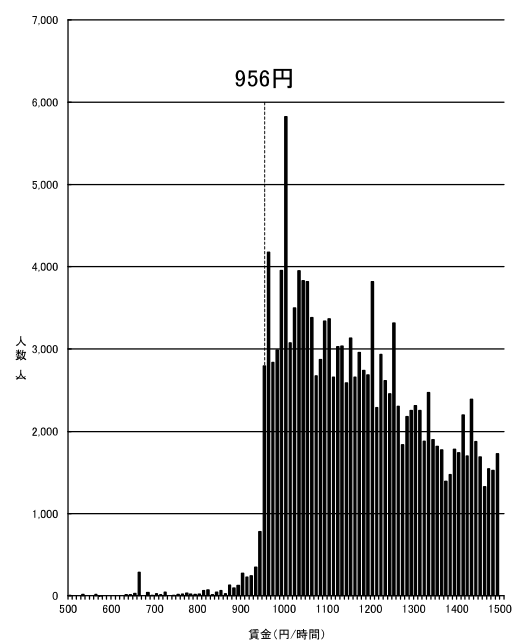


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

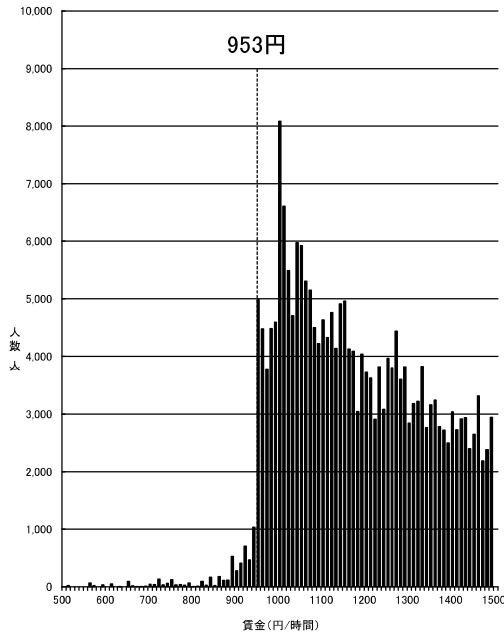


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

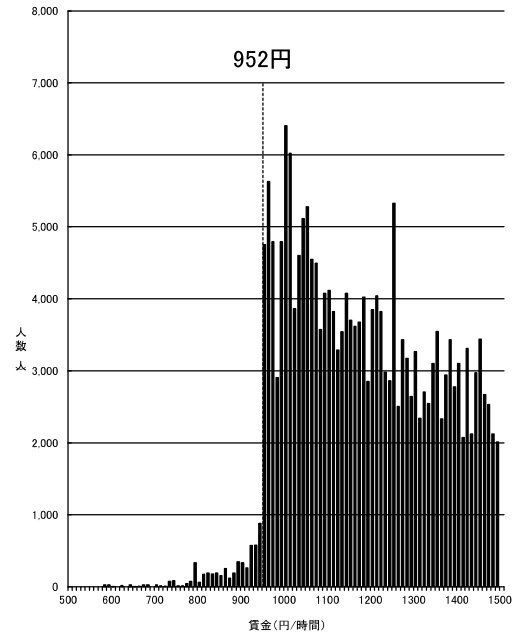


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

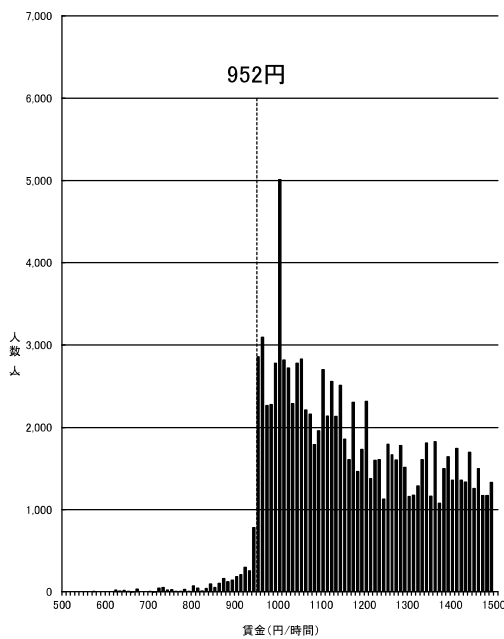


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

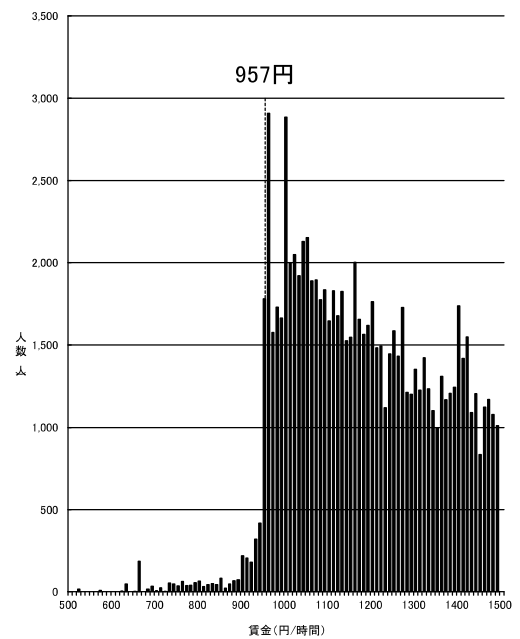


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

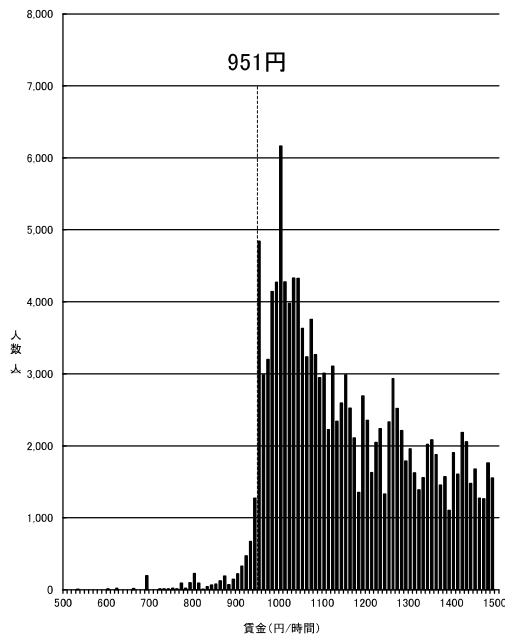


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

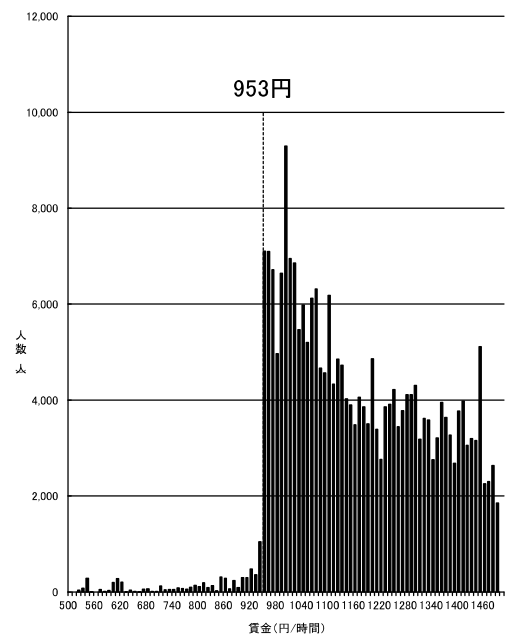


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

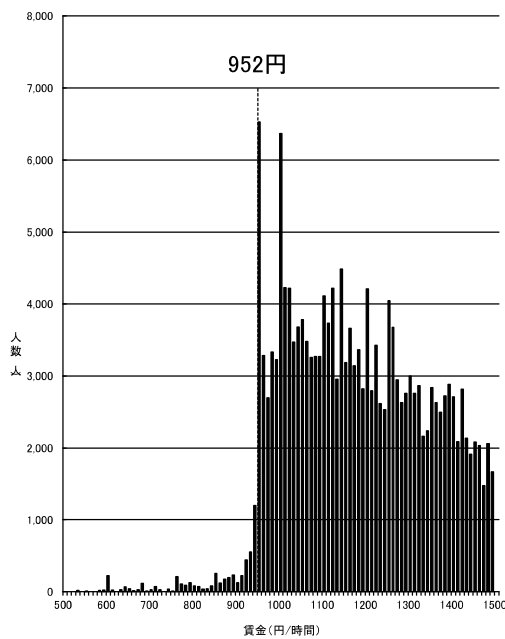


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

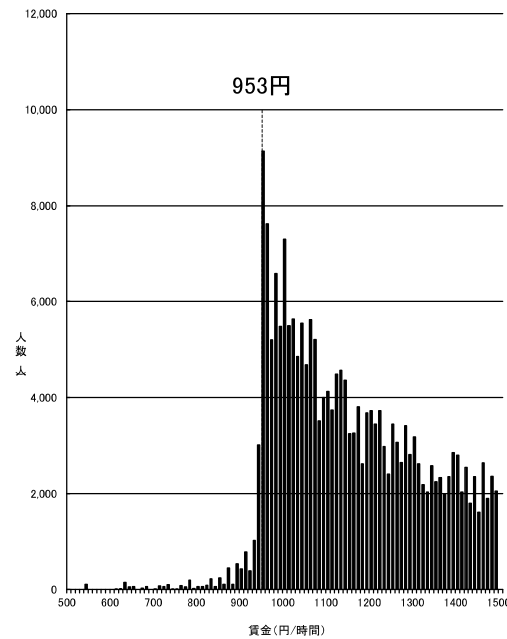


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

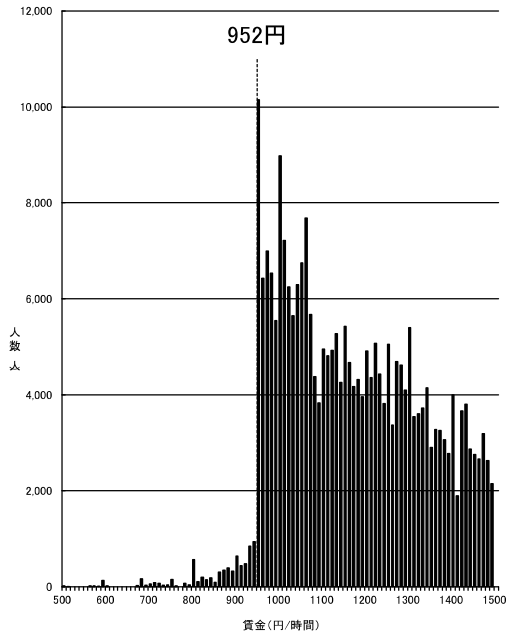


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



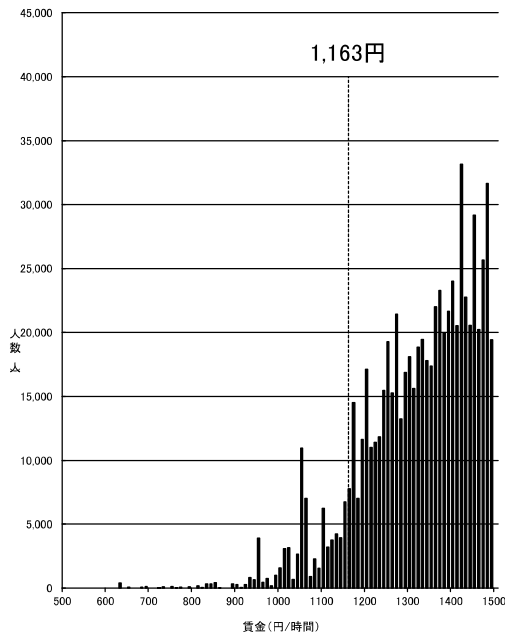
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

東京(A)



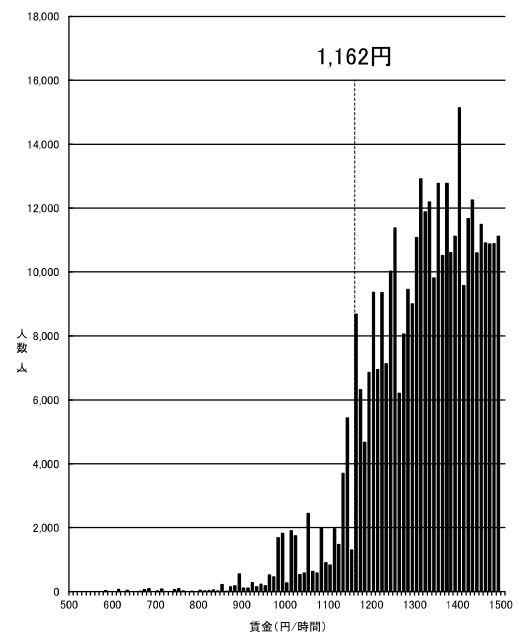
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

資料No. 5-2

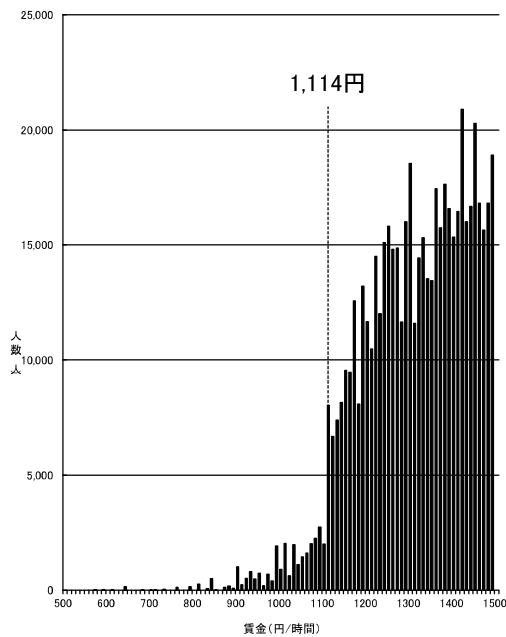


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

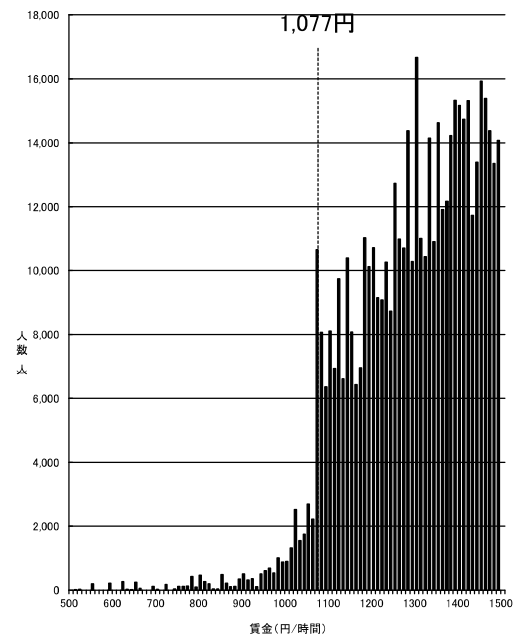


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

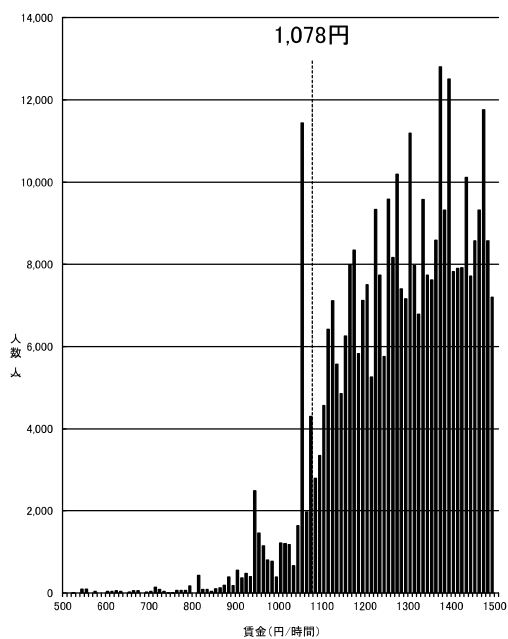


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

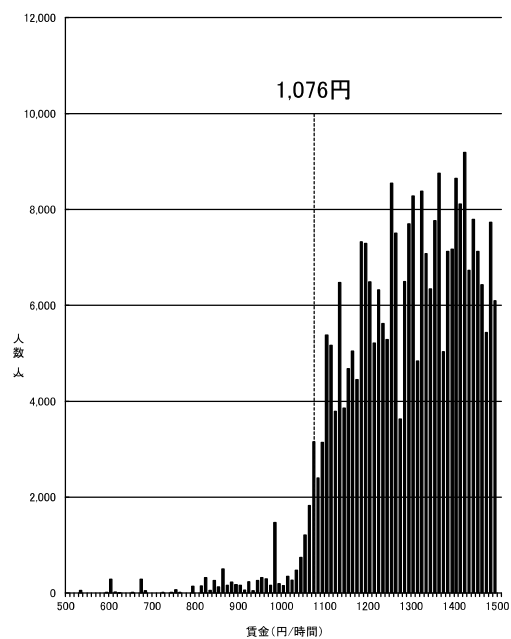


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

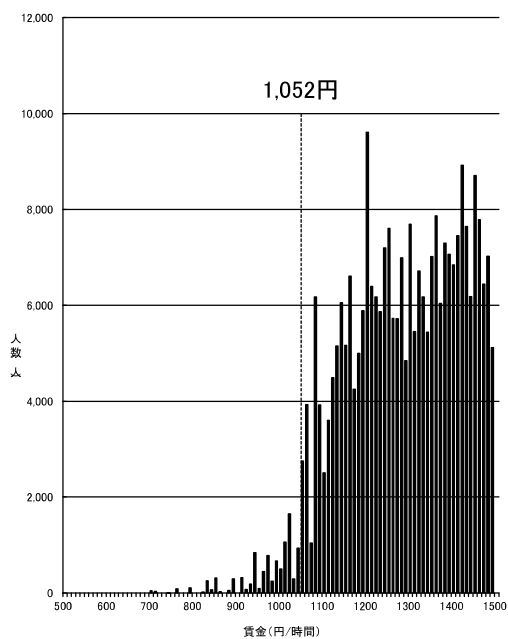


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

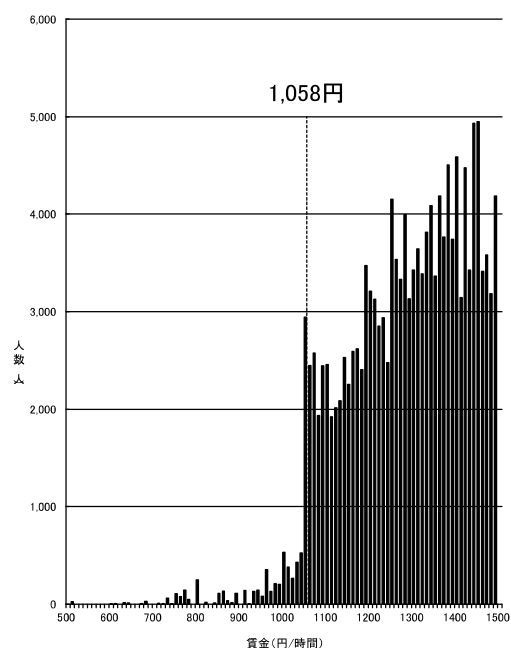


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

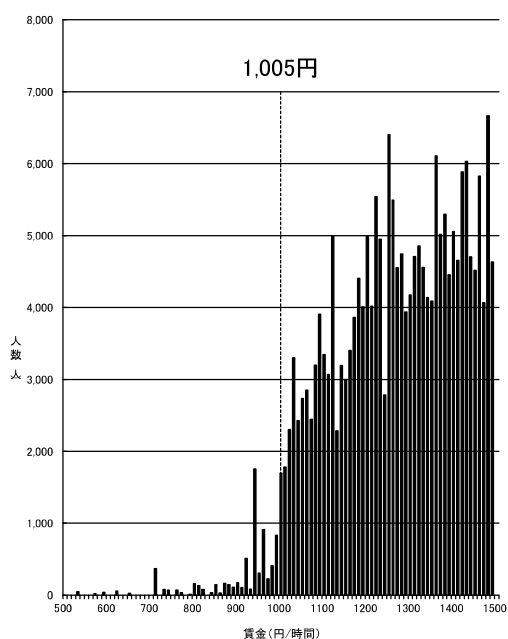


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

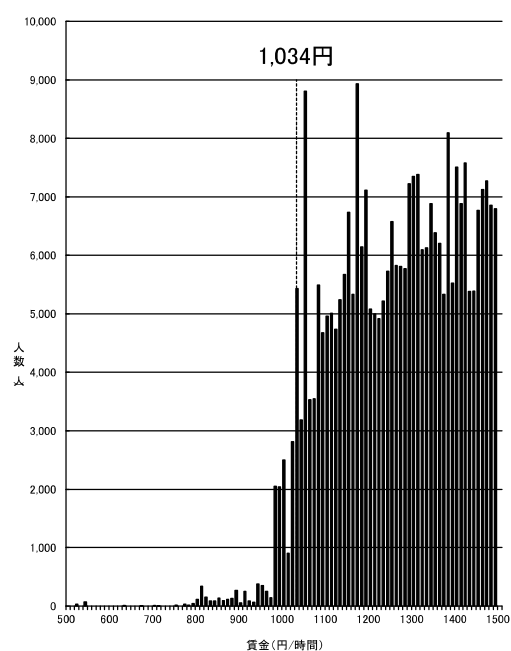


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

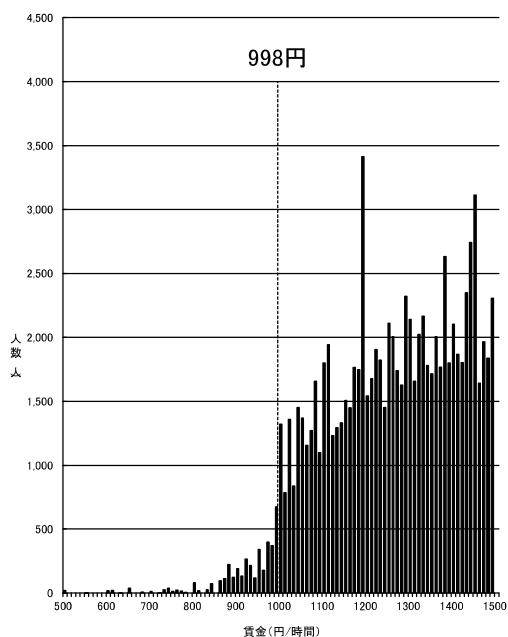


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

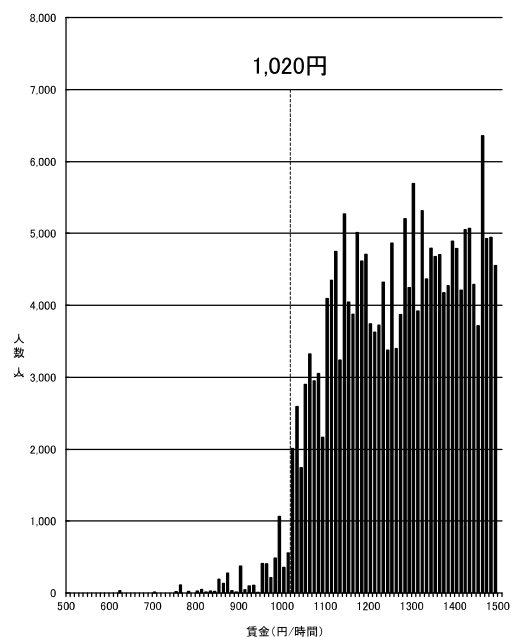


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

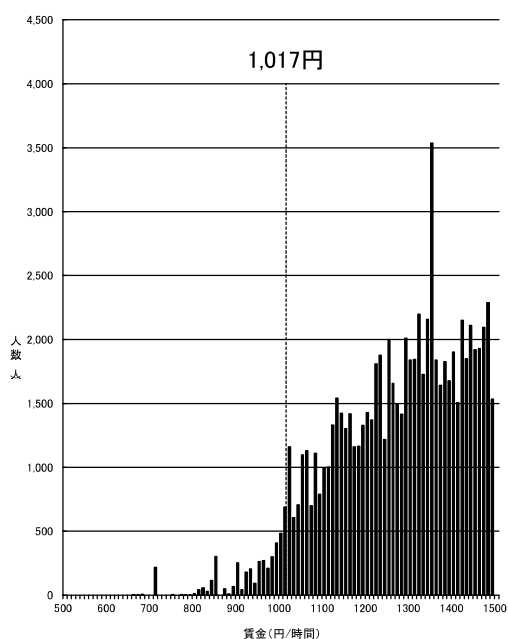


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

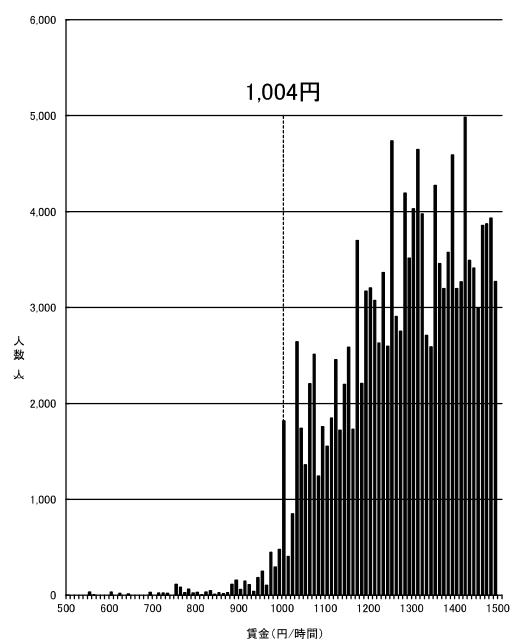


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

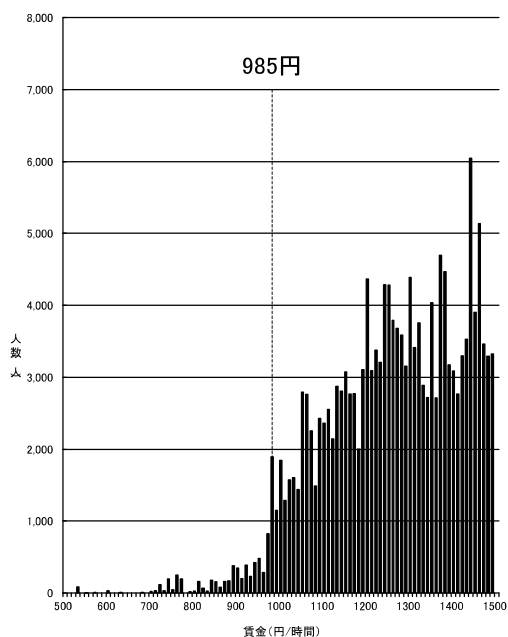


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

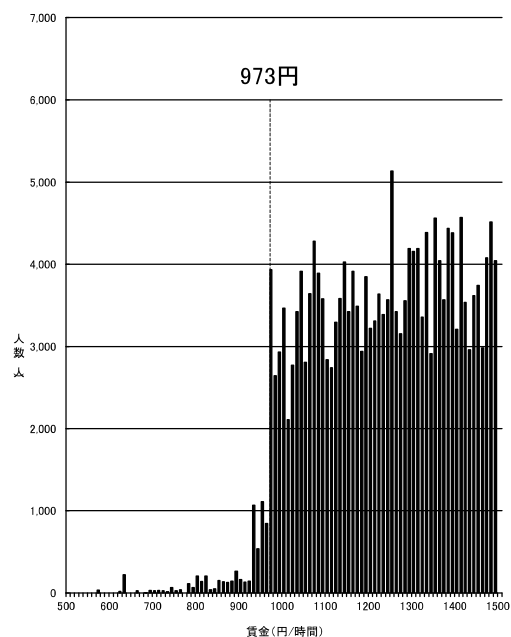


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

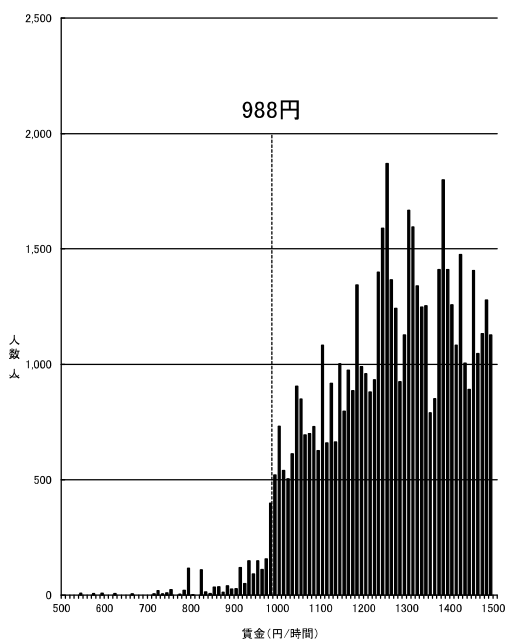


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

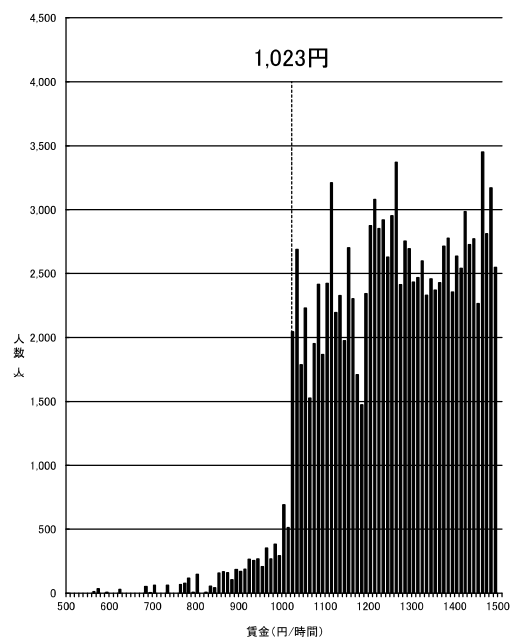


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

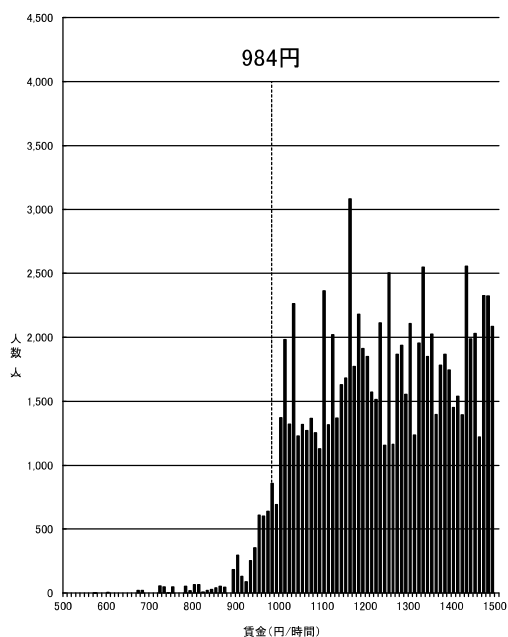


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

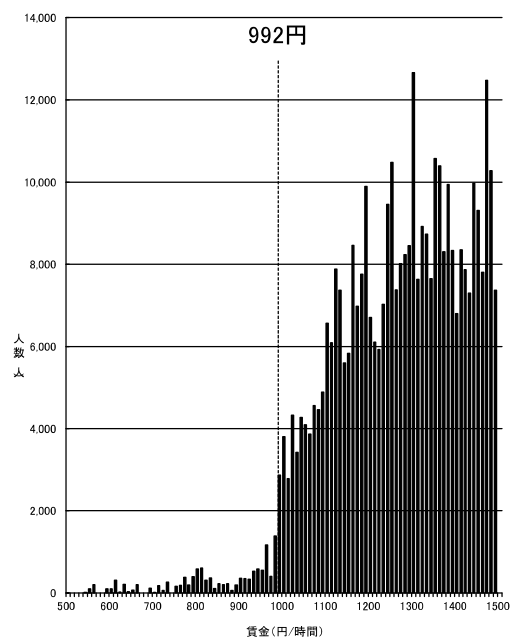


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

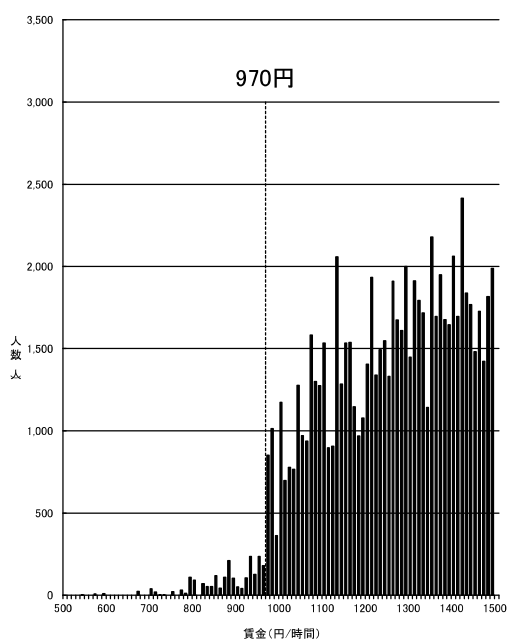


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

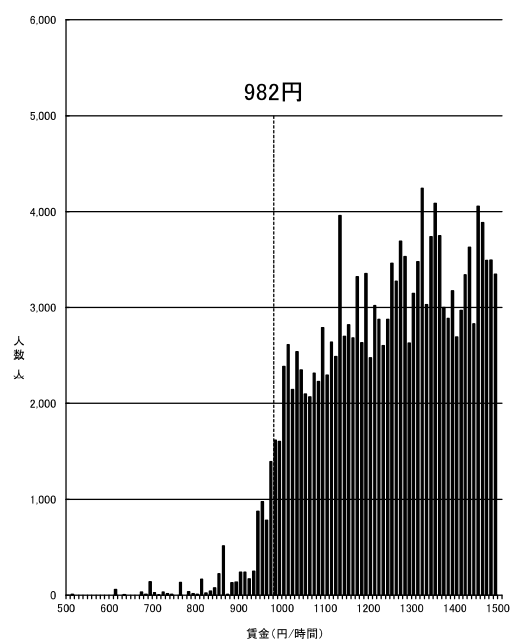


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

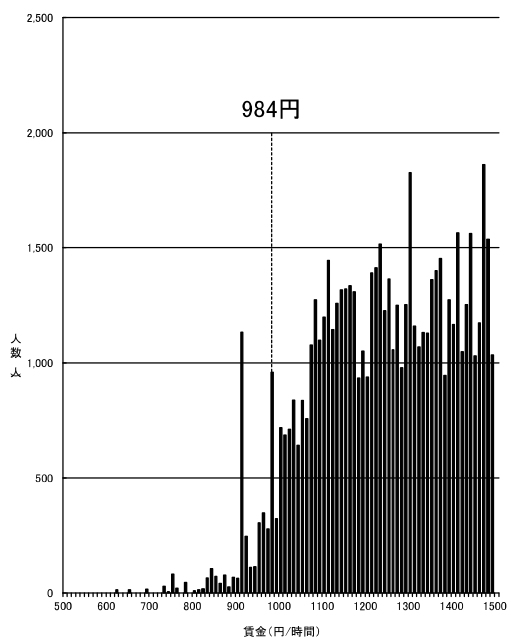


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

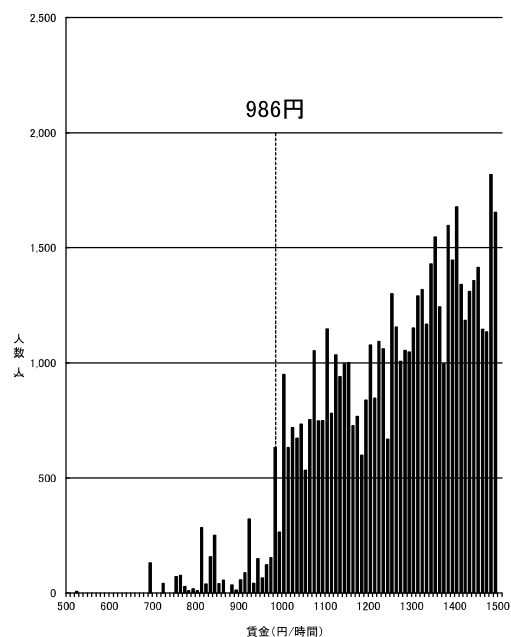


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

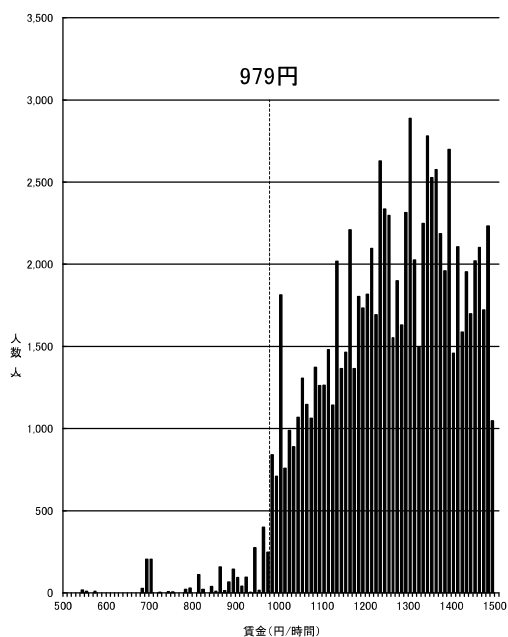


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

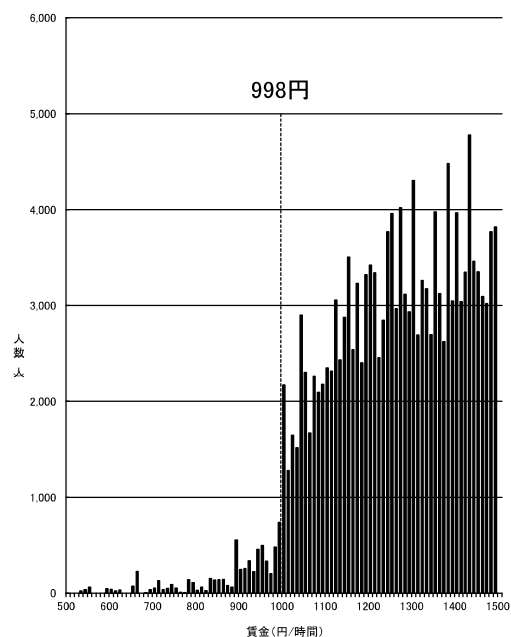


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

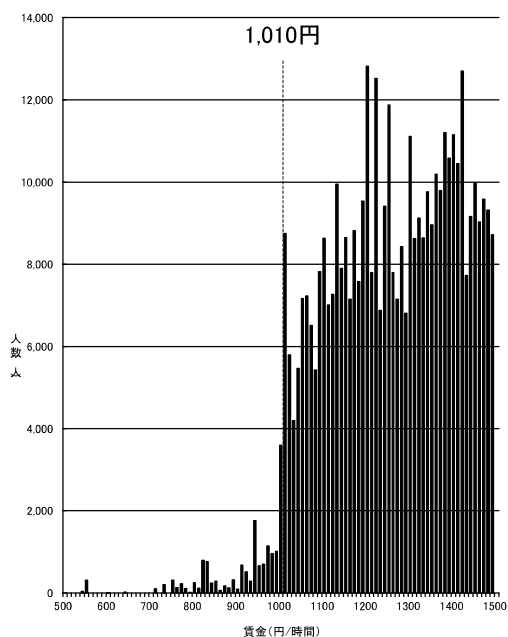


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

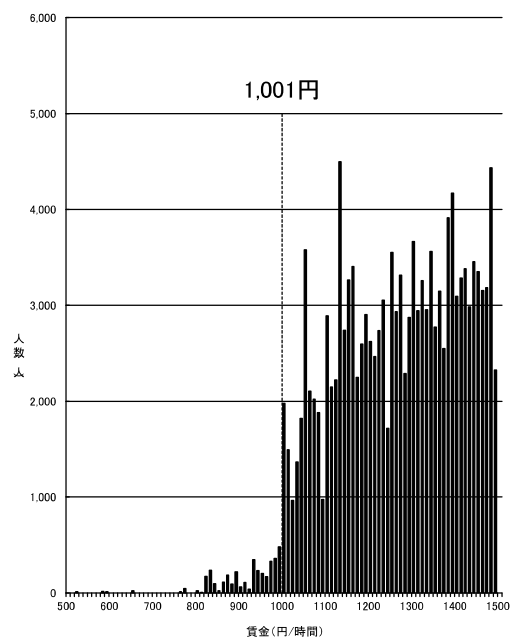


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

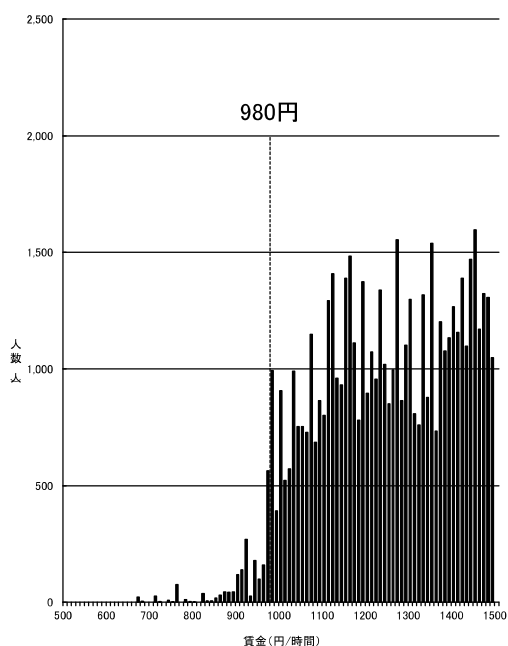


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

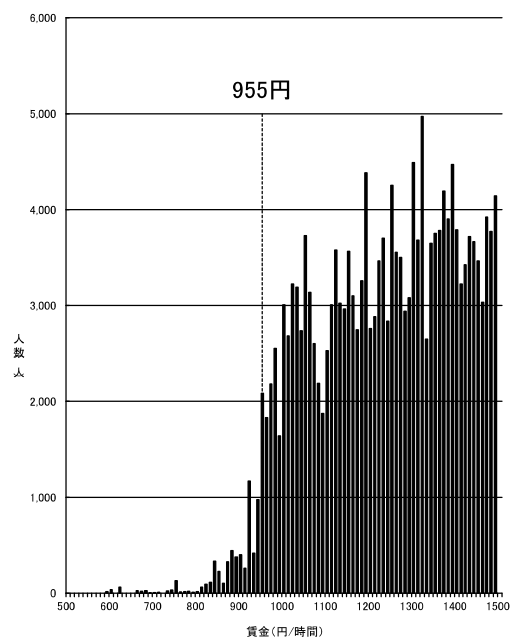


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

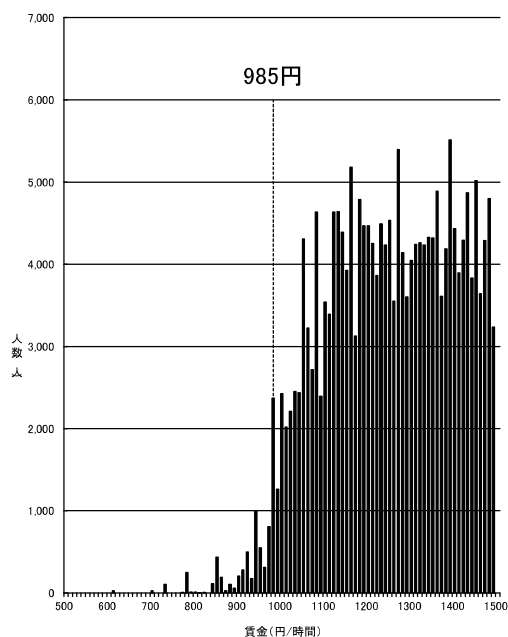


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

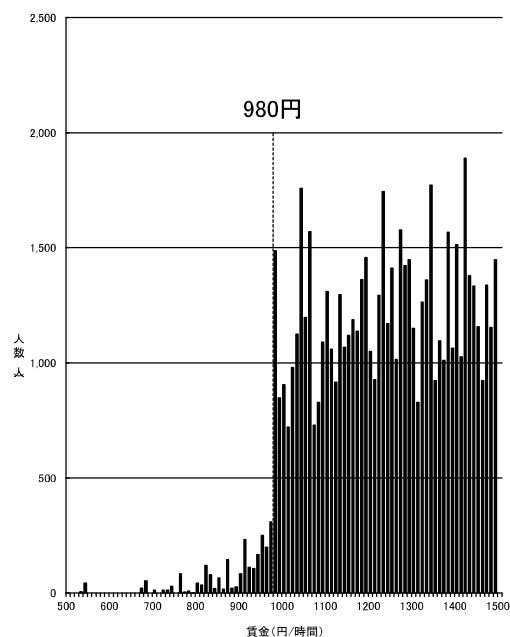


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

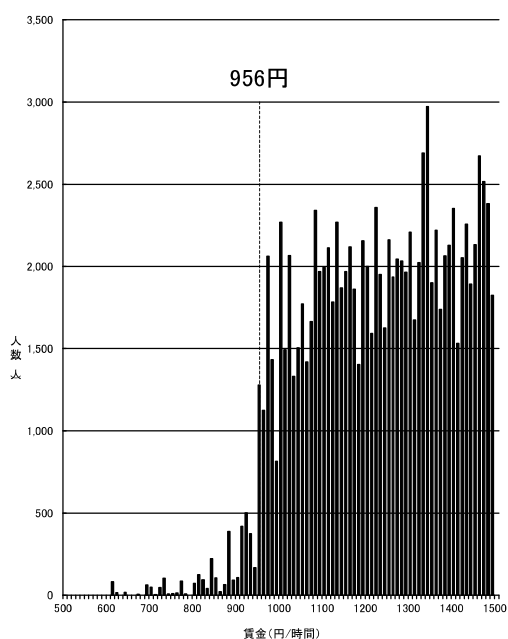


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

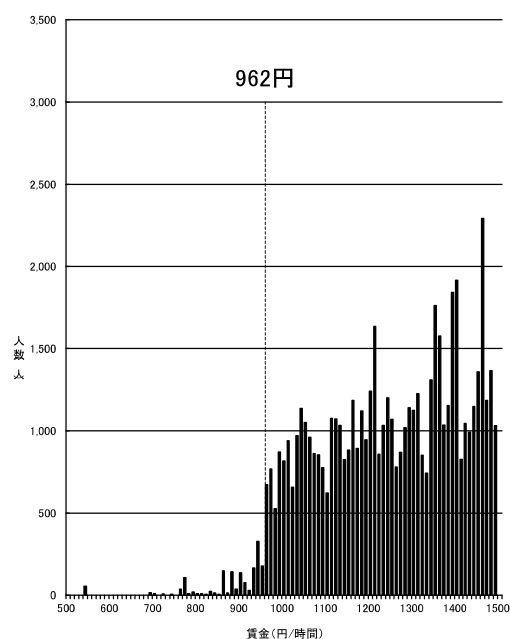


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

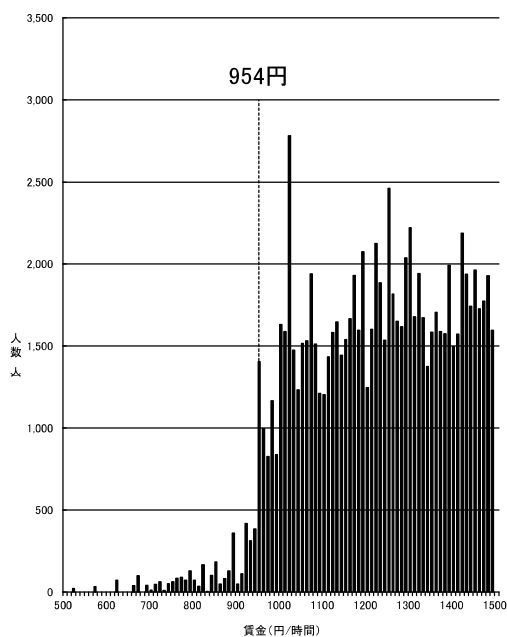


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

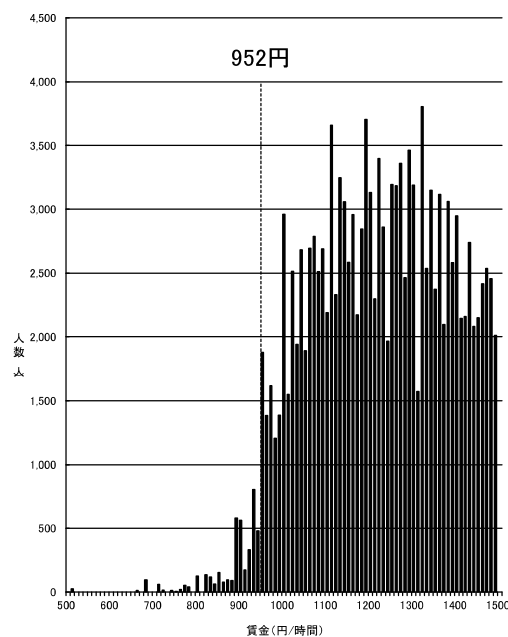


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

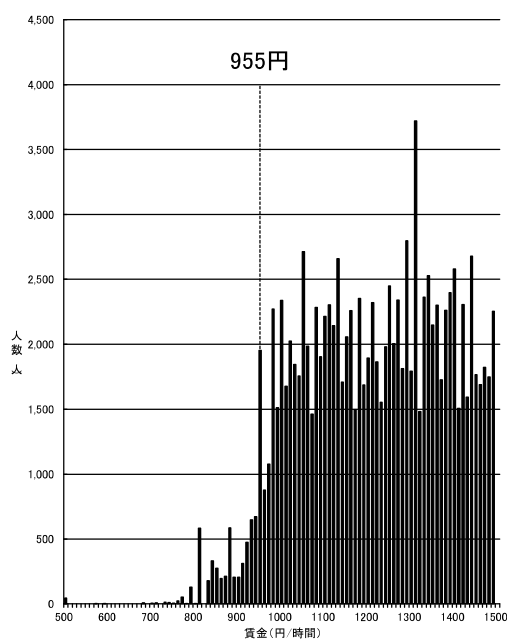


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

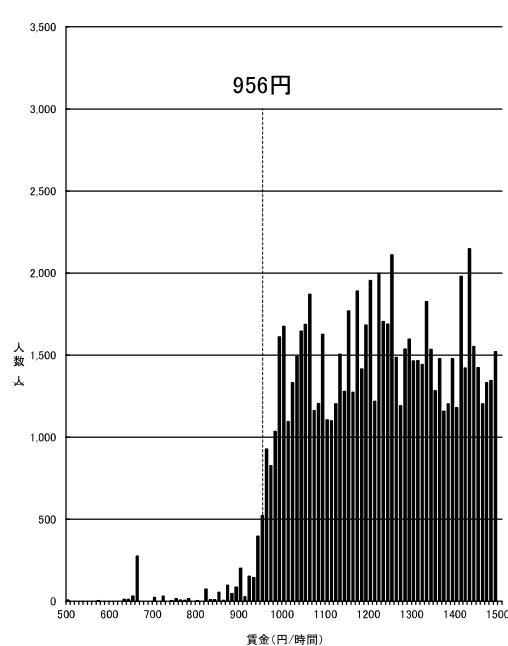


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

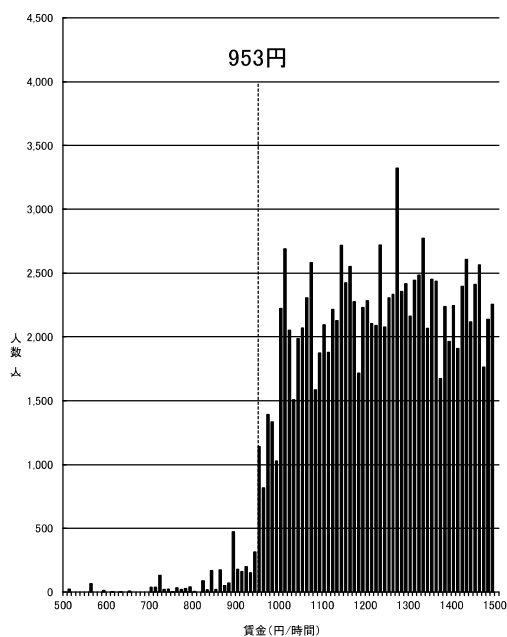


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

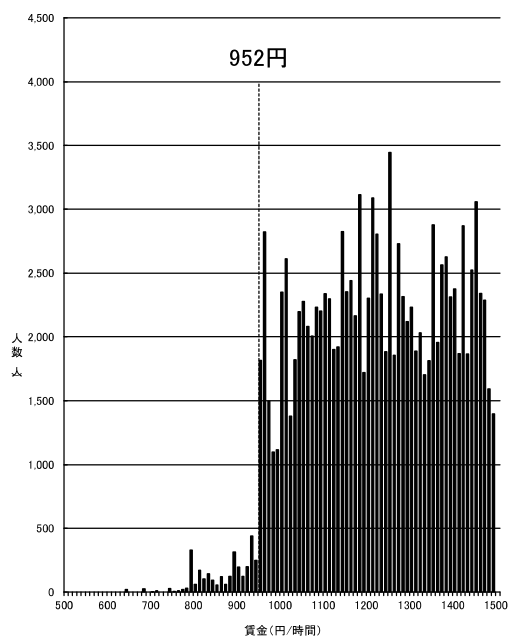


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

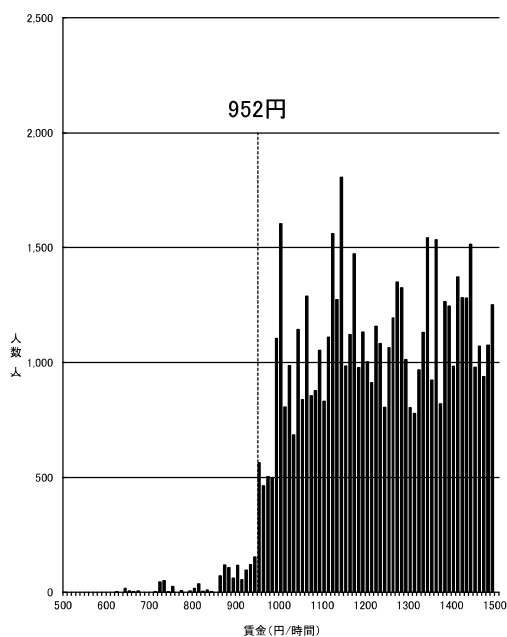


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

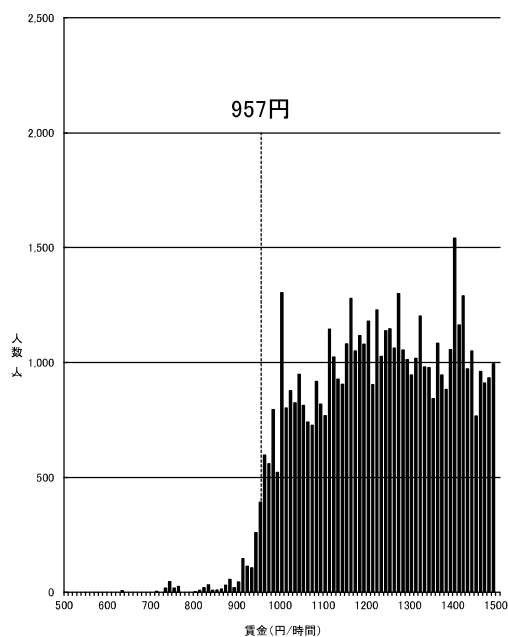


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

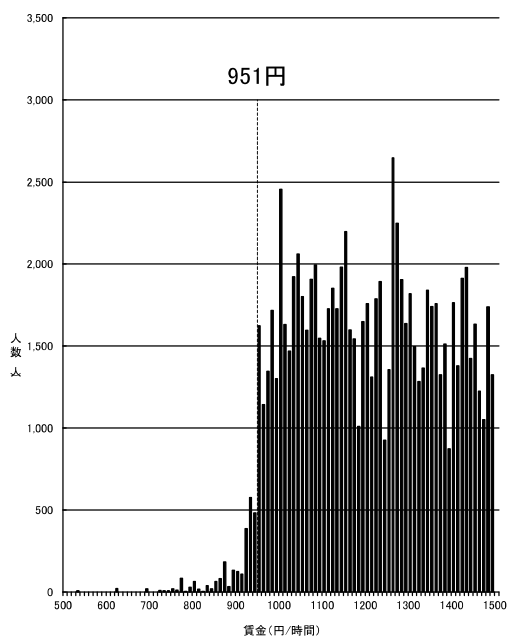


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

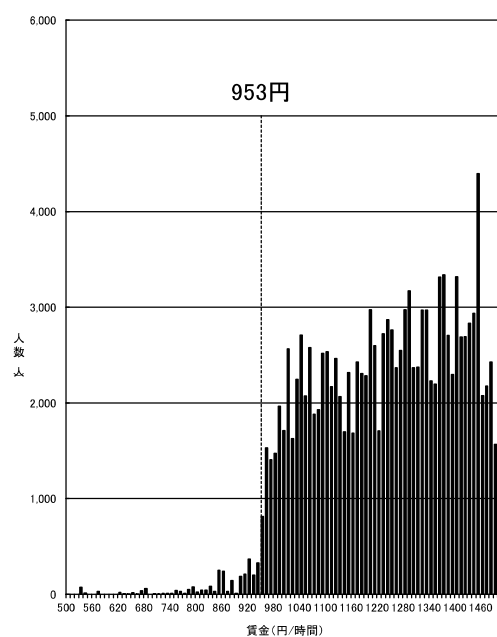


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

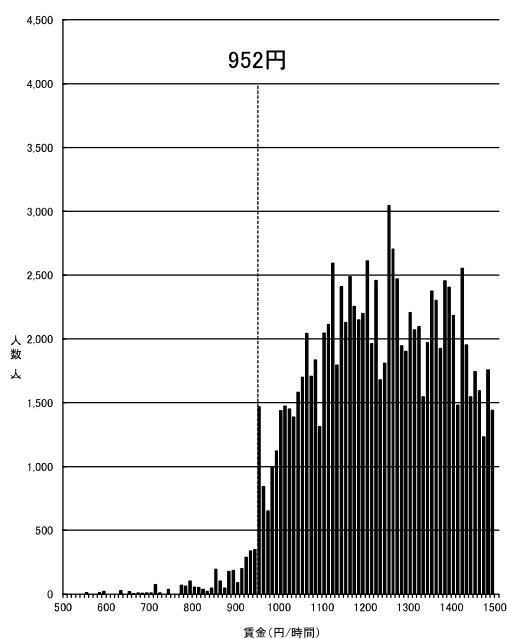


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

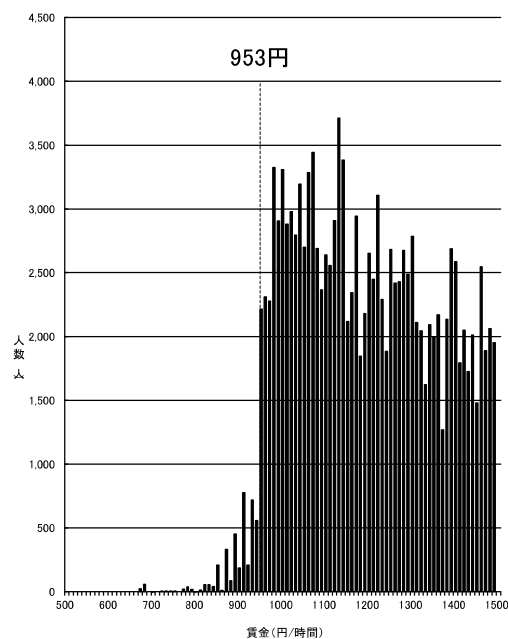


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

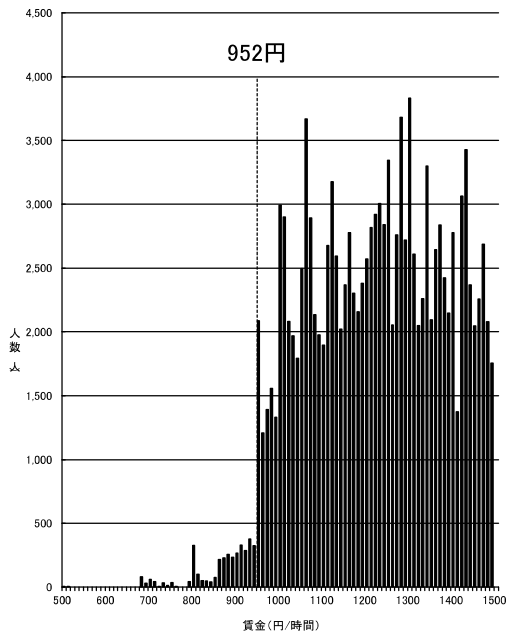


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



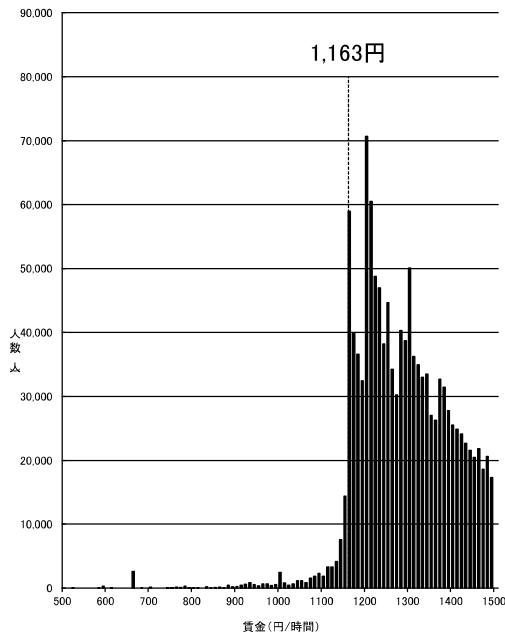
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

東京(A)



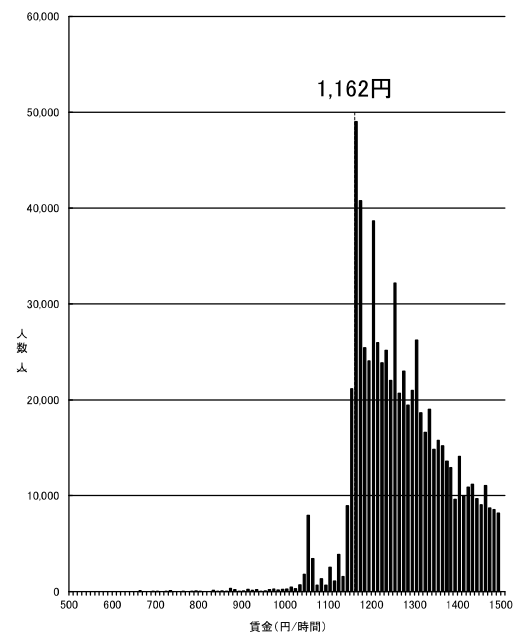
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

資料No. 5-3

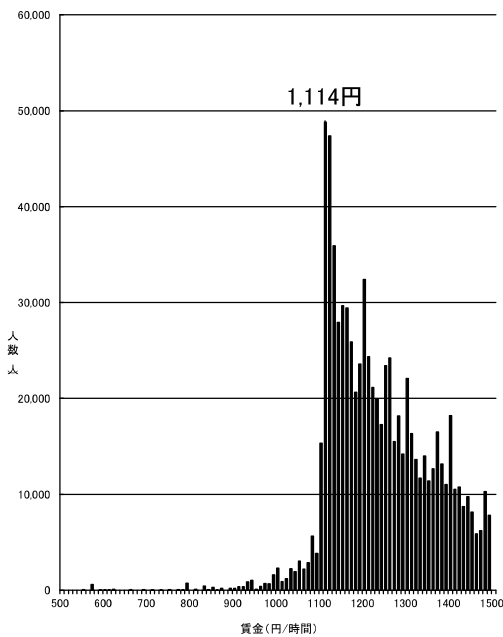


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

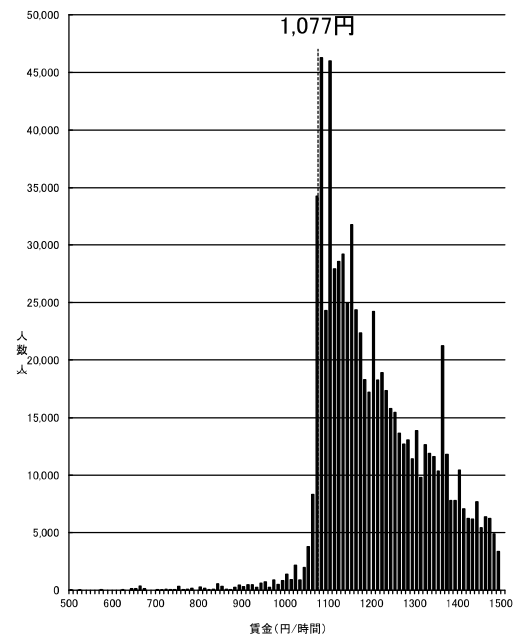


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

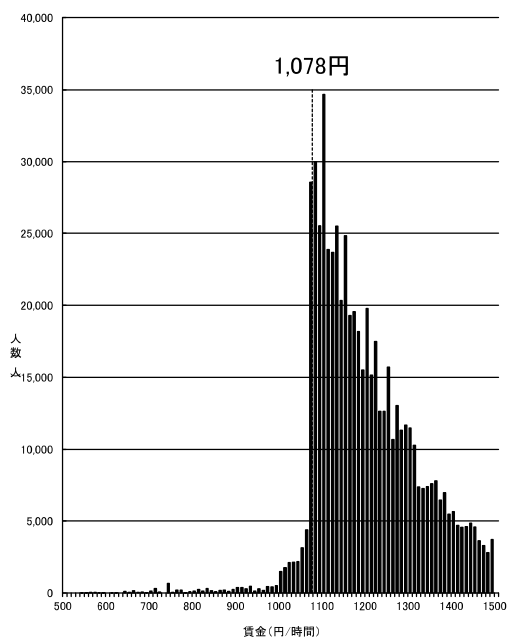


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

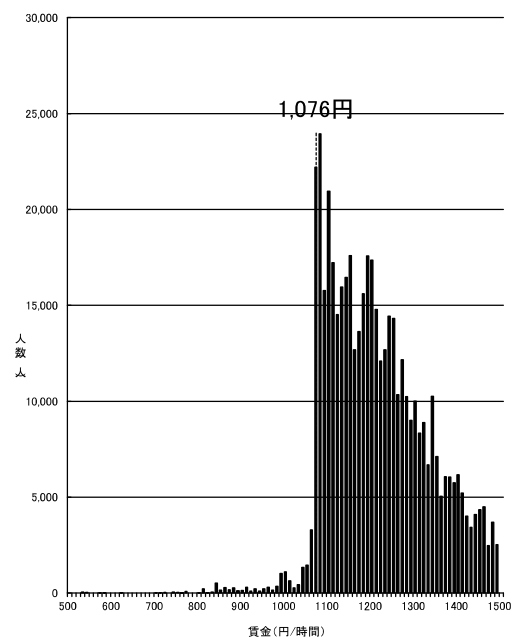


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

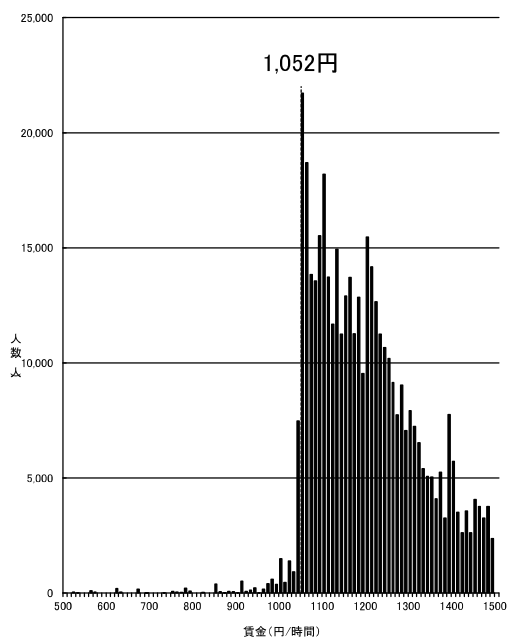


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

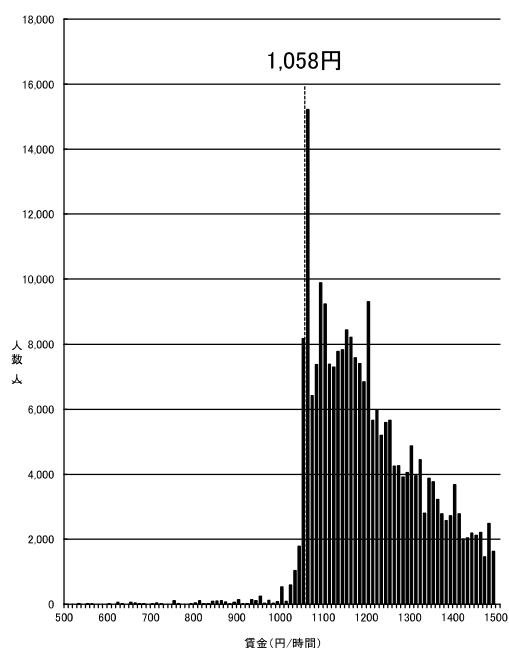


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

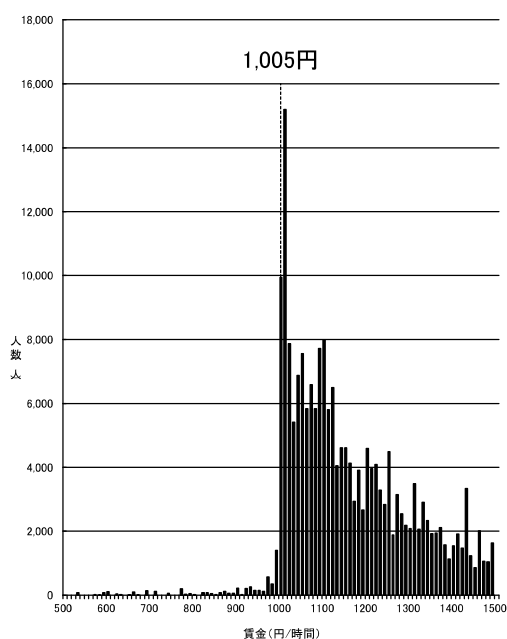


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

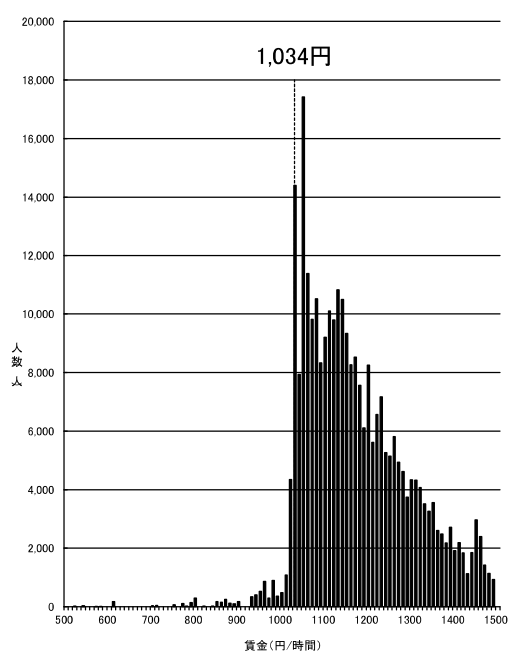


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

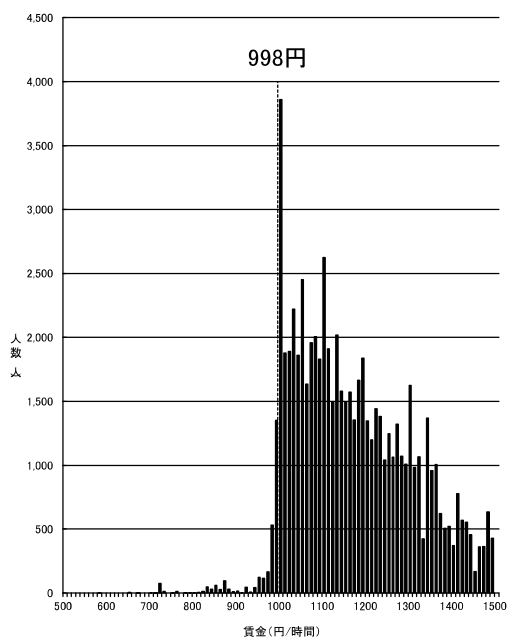


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

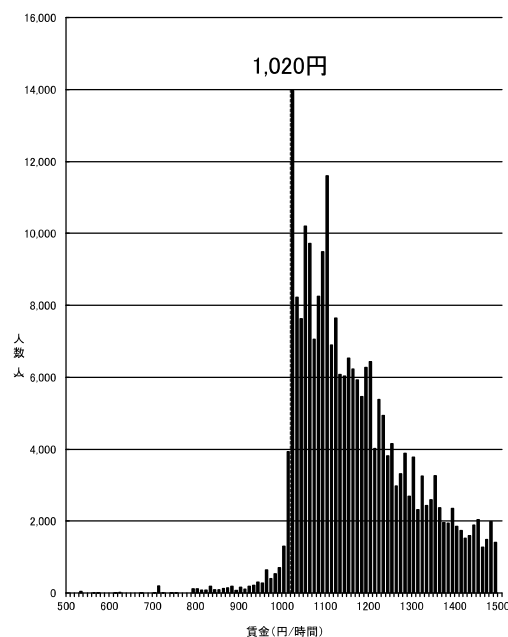


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

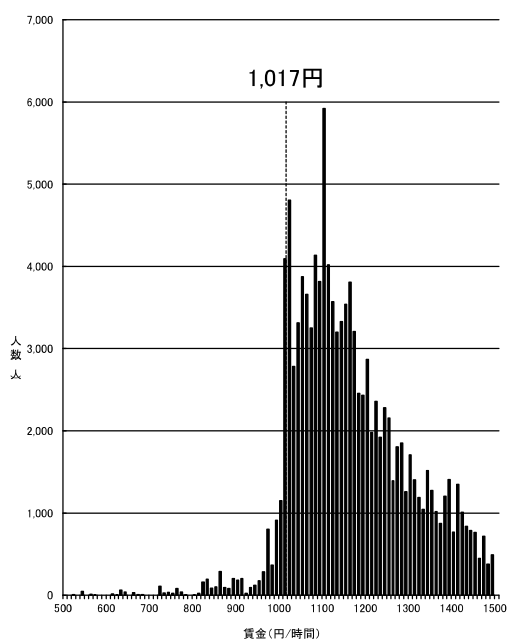


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

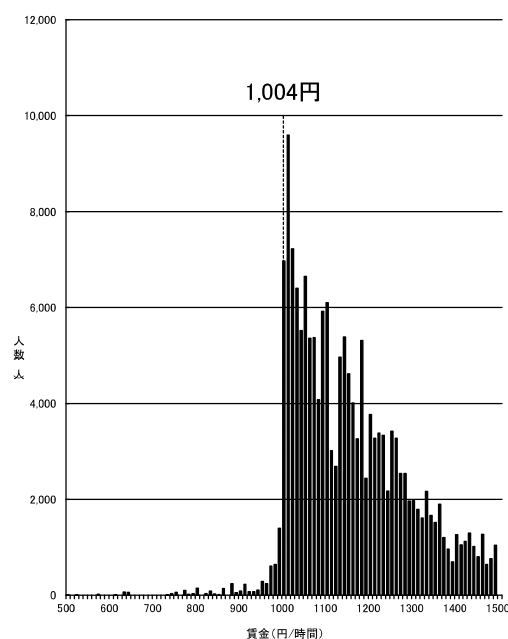


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

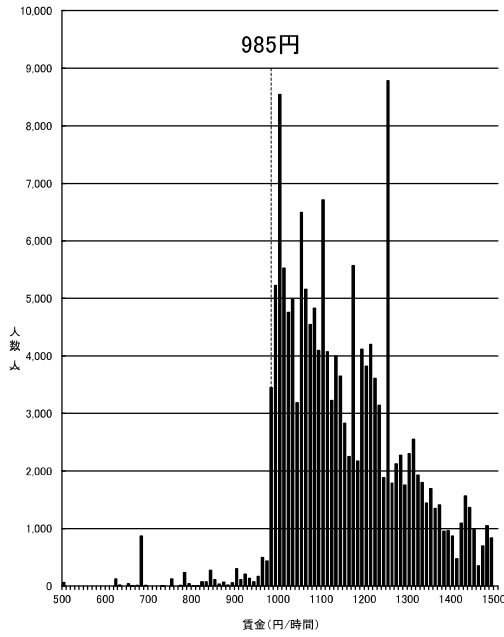


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

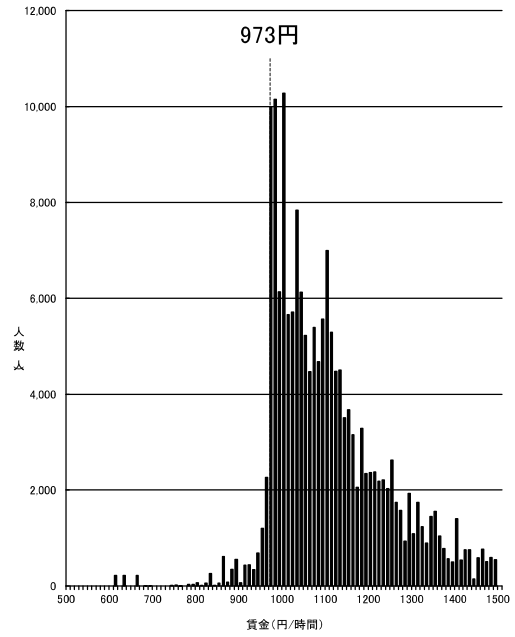


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

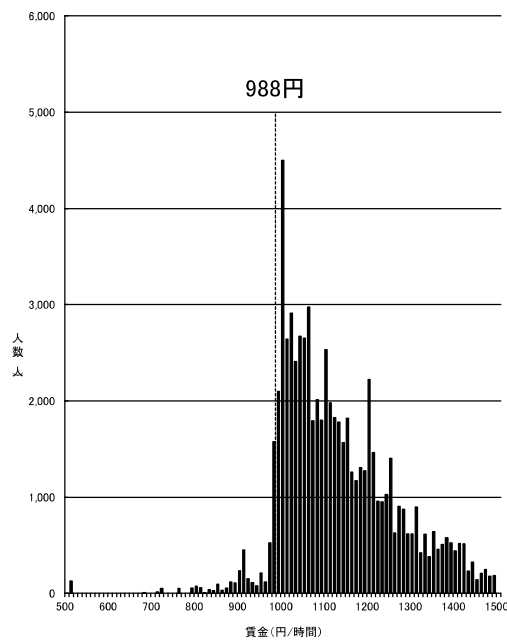


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

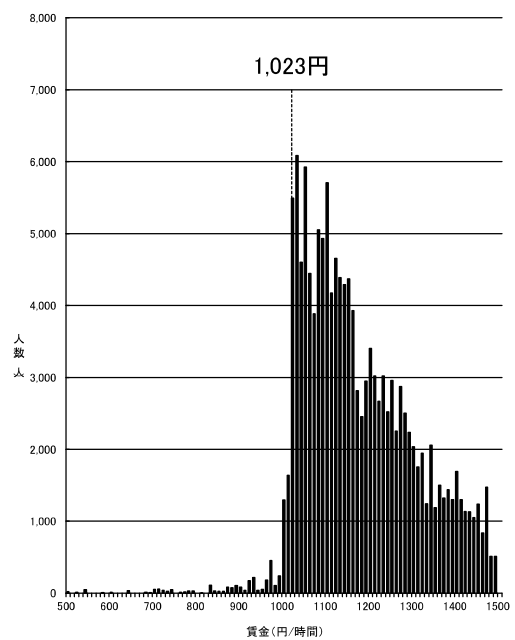


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

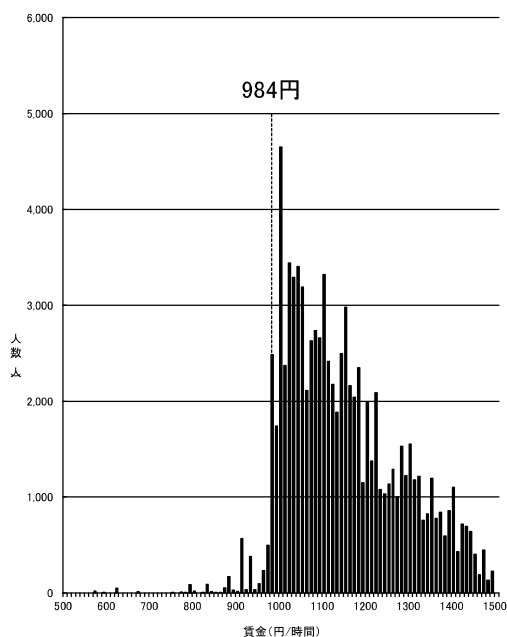


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

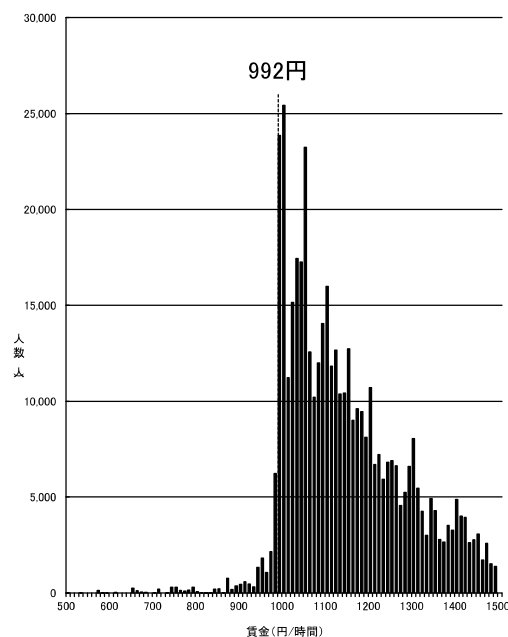


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

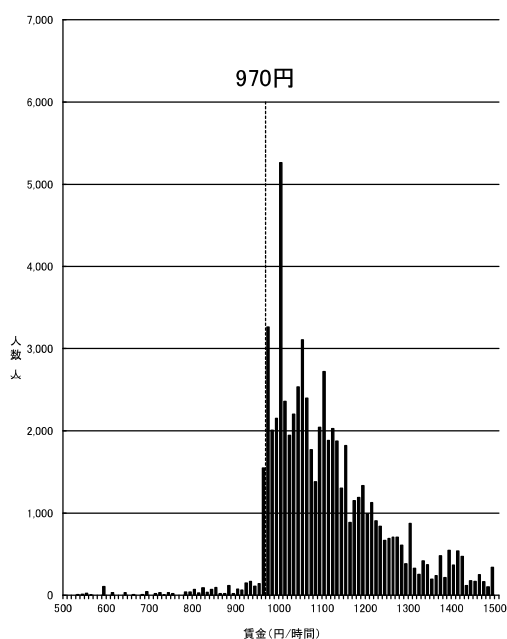


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

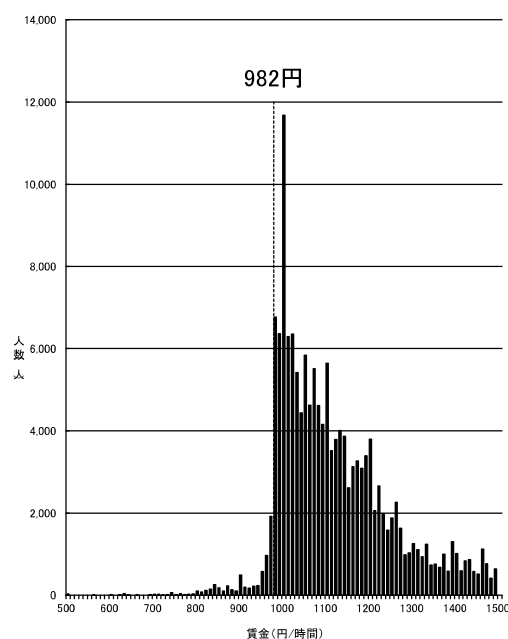


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

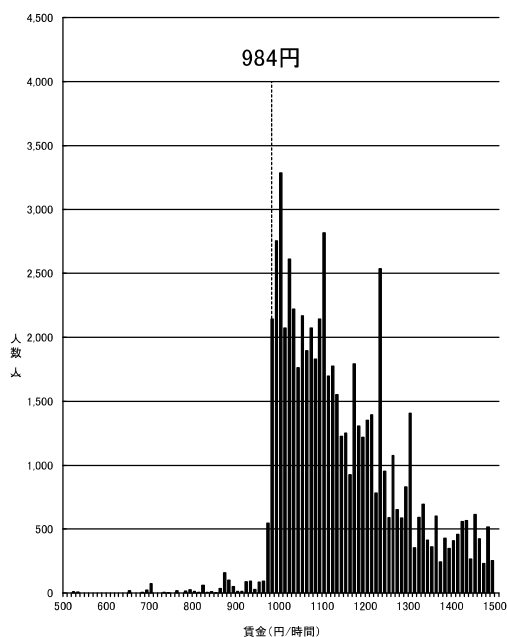


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

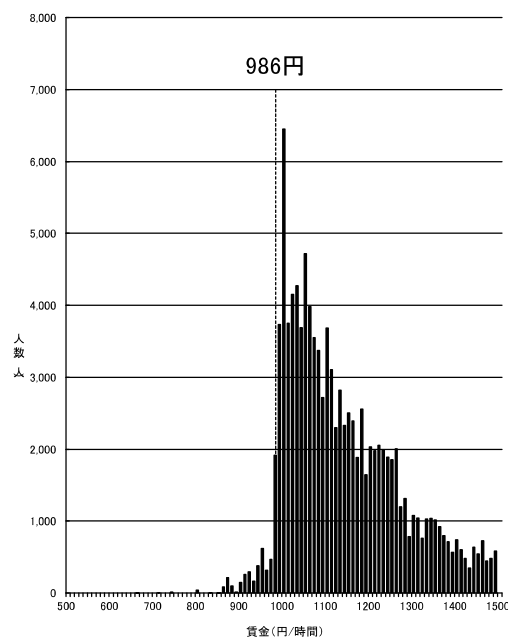


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

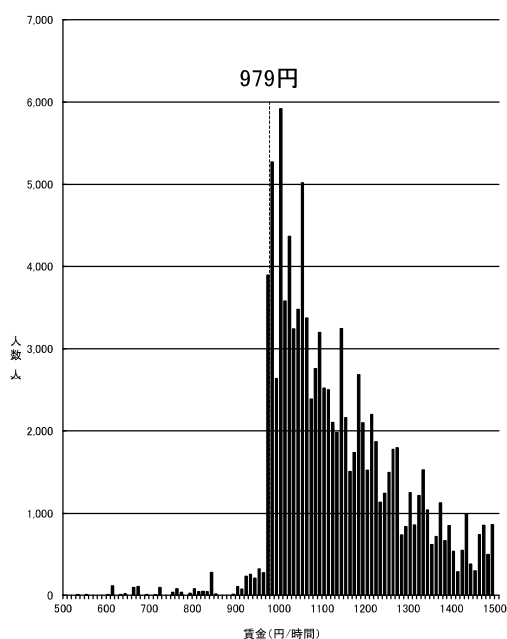


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

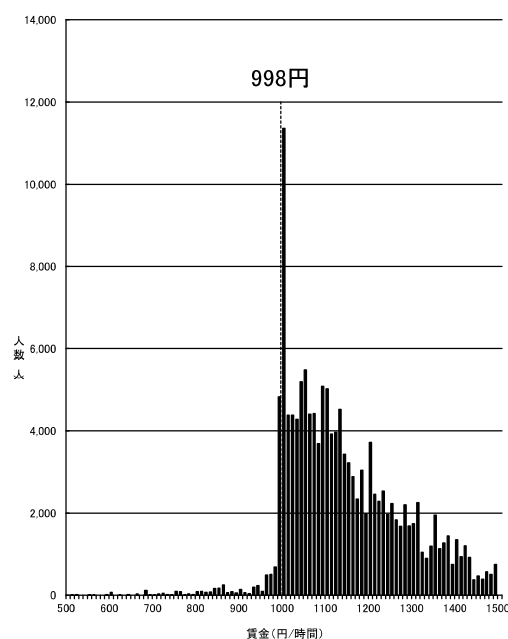


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

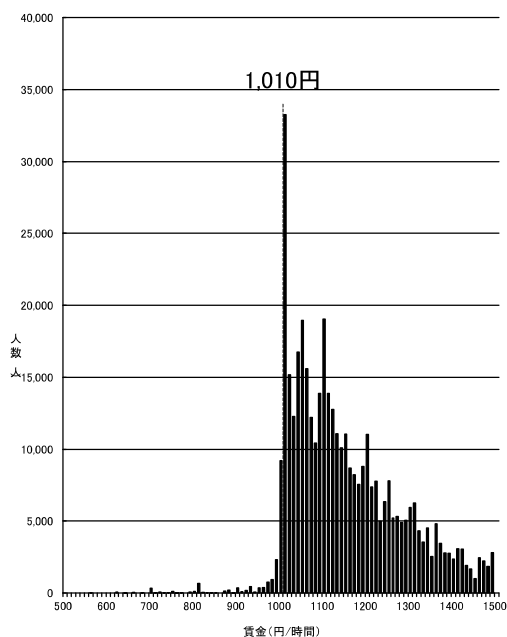


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

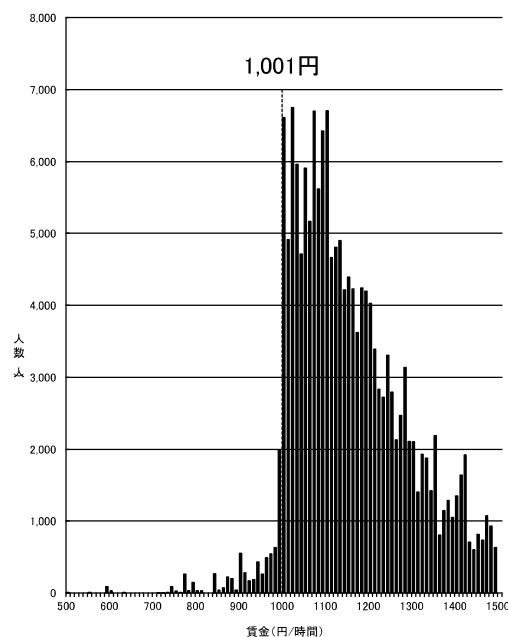


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

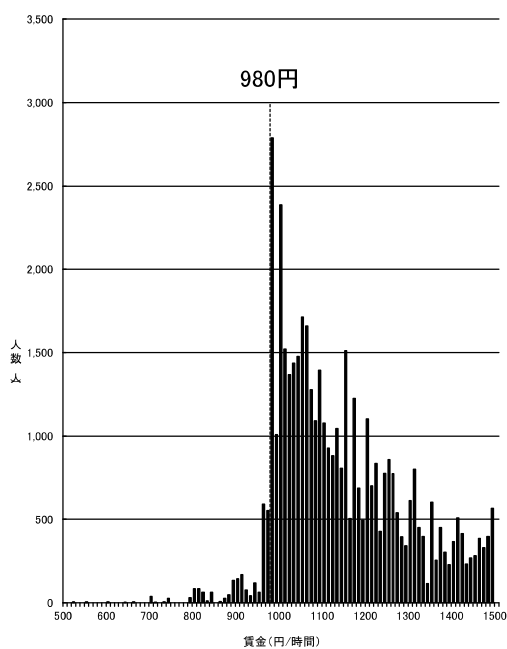


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

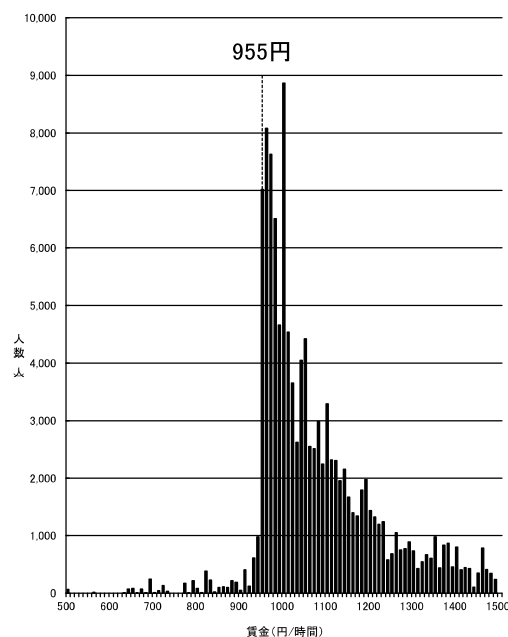


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

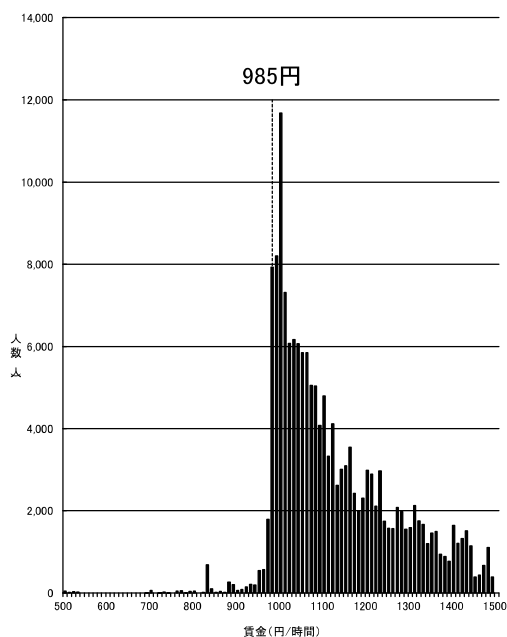


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

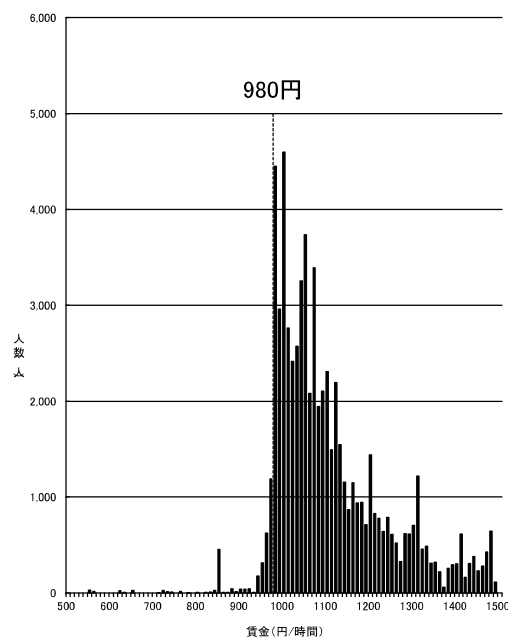


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

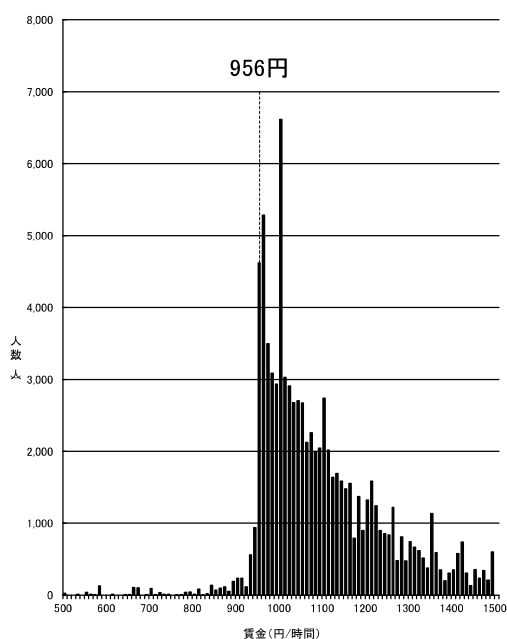


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

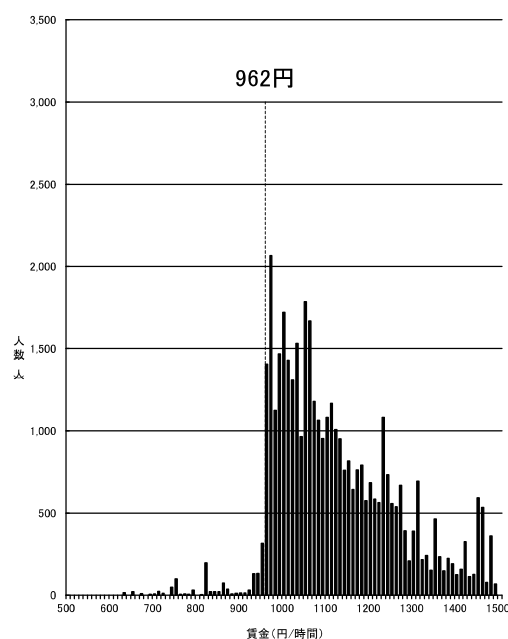


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

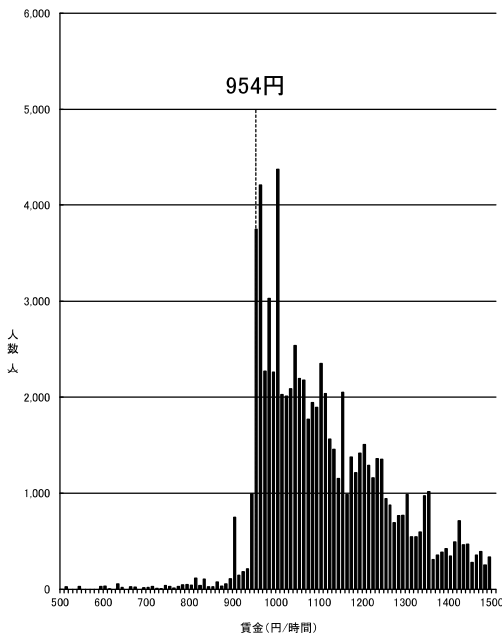


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

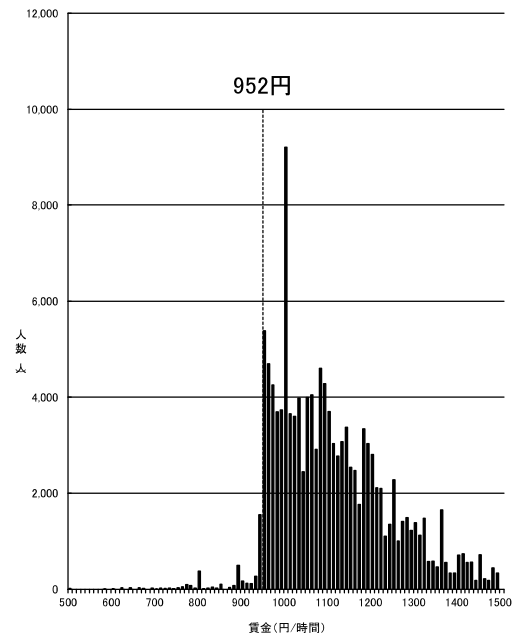


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

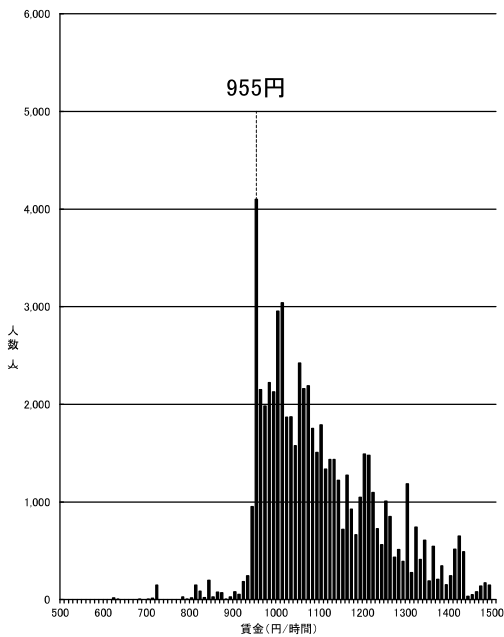


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

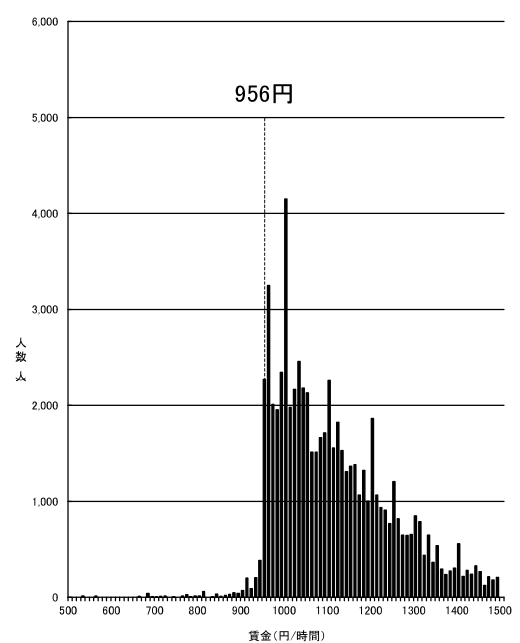


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

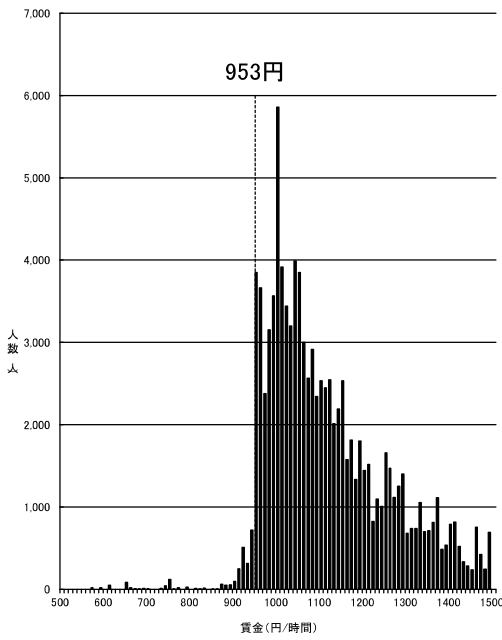


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

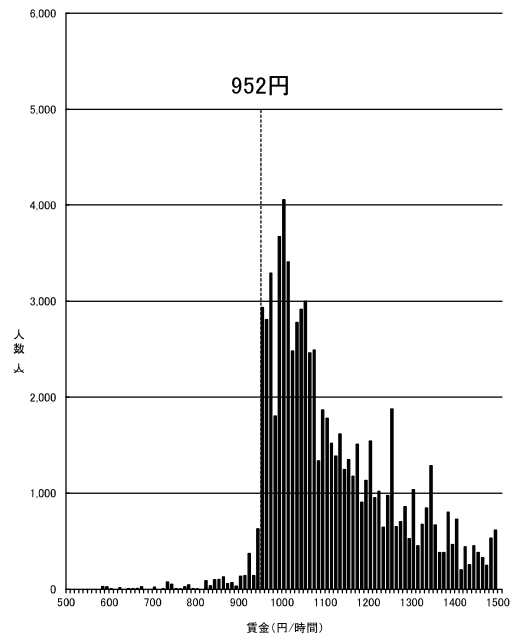


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

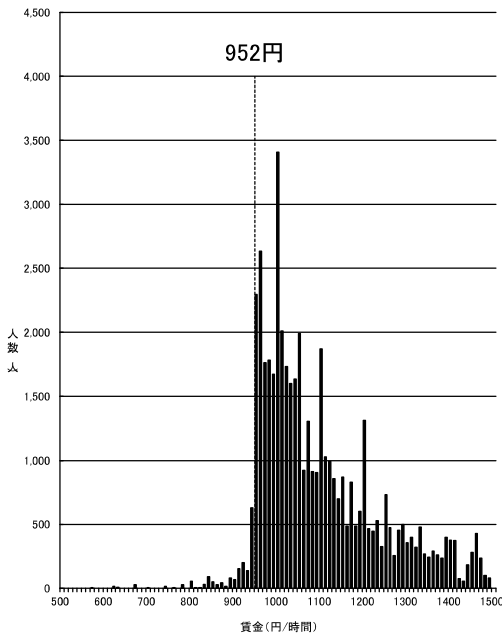


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

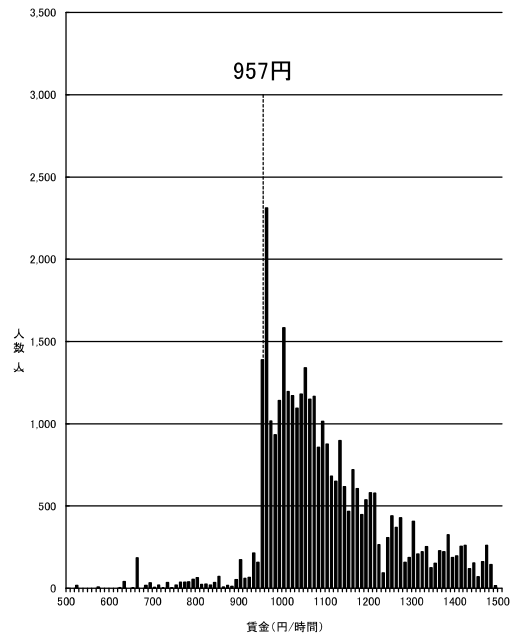


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

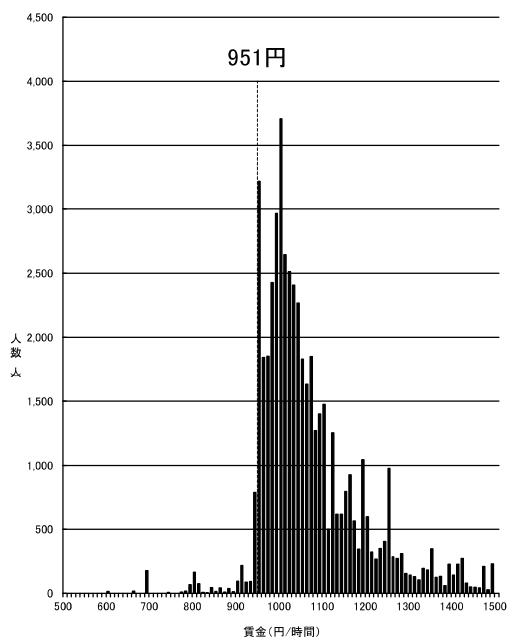


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

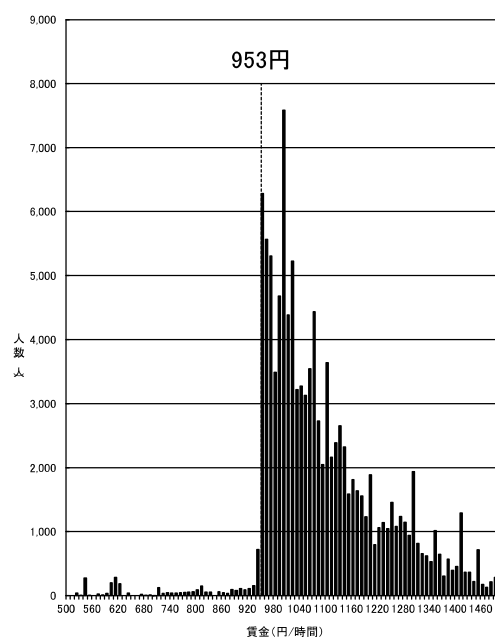


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

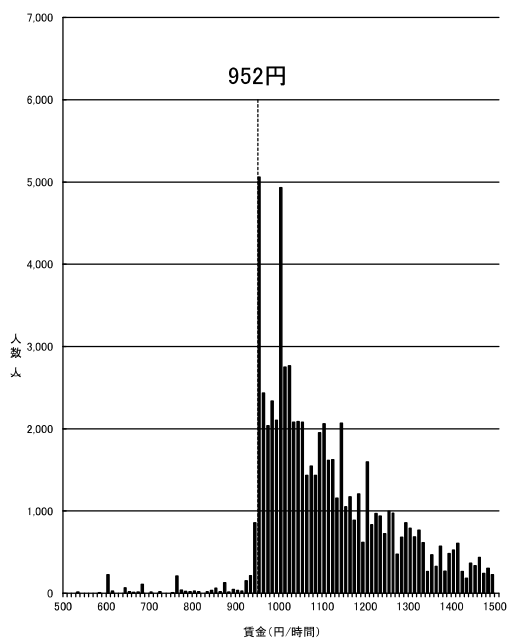


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

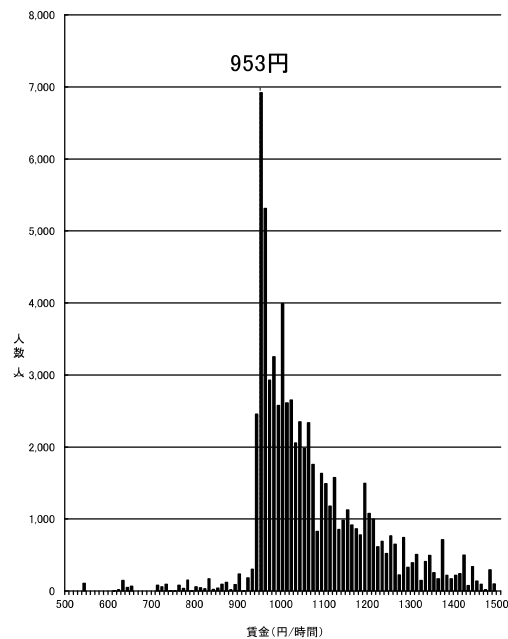


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

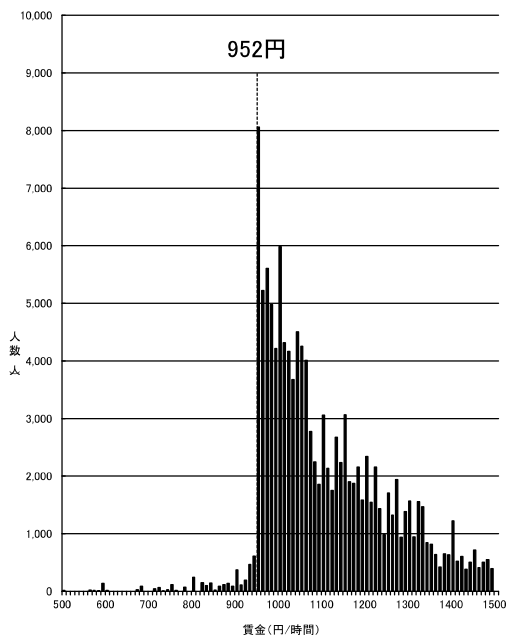


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

主要統計資料

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 （月平均）		完全 失業率	
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年差				
2016 年	（億円） 5,559,706	1.3	—	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	（件） 8,446	（万人） △ 14	（%） △ 4.2	208	3.1	
2017 年	5,651,190	1.6	—	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 18	△ 0.5	190	2.8	
2018 年	5,691,535	0.7	—	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 23	△ 2.0	167	2.4	
2019 年	5,718,380	0.5	—	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	△ 5	1.8	162	2.4	
2020 年	5,540,744	△ 3.1	—	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	30	△ 7.3	192	2.8	
2021 年	5,735,688	3.5	—	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	3	△ 22.4	195	2.8	
2022 年	5,849,006	2.0	—	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	△ 16	6.6	179	2.6	
2023 年	6,160,330	5.3	—	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	△ 1	35.2	178	2.6	
2024 年	6,347,513	3.0	—	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	△ 2	15.1	176	2.5	
2025 年	6,634,656	4.5	—	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	1.1	10,300	0	2.9	176	2.5	
2025 年 1～3 月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	0.9	2,457	△ 6	6.0	169	2.4	
4～6 月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	0.4	2,533	△ 7	△ 3.0	182	2.6	
7～9 月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	△ 0.5	2,639	△ 1	6.3	178	2.5	
10～12 月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	0.9	2,671	10	3.0	173	2.5	
2026 年 1～3 月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	1.5	2,662	16	8.3	185	2.7	
4～6 月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,684	—	6.0	—	—	
2026 年 1 月	—	—	—	—	—	104.5	4.3	105.1	2.9	887	6	5.6	191	2.7	
2 月	—	—	—	—	—	102.4	△ 2.0	105.0	△ 0.1	851	△ 6	11.4	185	2.6	
3 月	—	—	—	—	—	102.0	△ 0.4	103.7	△ 1.2	924	1	8.3	186	2.7	
4 月	—	—	—	—	—	102.5	0.5	102.9	△ 0.8	883	△ 7	6.6	179	2.5	
5 月	—	—	—	—	—	102.6	0.1	103.0	0.1	780	△ 5	△ 9.0	174	2.5	
6 月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,021	—	20.4	—	—	
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」					東京商工リサーチ調べ 総務省「労働力調査」				

- (注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2020暦年連鎖価格である。
- 3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金 (現金給与総額) 指数、パート比率					
	新規	有効	指数	前期比 (%)	指数	前期比 (%)	調査産業計			製造業		
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	30.63	0.8	102.9
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	30.69	△ 0.2	103.8
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	30.88	0.2	104.3
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	31.53	△ 1.0	103.5
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	31.13	△ 3.4	100.0
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	31.28	0.6	102.2
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	31.60	△ 1.0	100.9
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	32.24	△ 2.5	98.9
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	30.86	△ 0.3	99.4
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	31.31	△ 1.3	99.9
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	31.53	△ 1.3	97.7
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	31.11	0.8	99.9
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	31.20	△ 0.1	98.8
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	31.40	△ 0.3	98.9
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	31.84	0.9	100.3
4～6月					134.6	4.4						
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	31.83	△ 0.6	99.7
2月	2.10	1.19	114.3	△	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	31.86	2.0	100.9
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	△ 0.4	96.2	31.82	△ 0.8	100.3
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	0.6	96.7	31.16	0.5	101.4
5月	2.11	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.5	0.1	96.3	31.14	△ 0.4	99.7
6月					135.4	0.4						
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) で実質化。

2026年5月の数値は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18
Aランク	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08
Bランク	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25
Cランク	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
 5 各月の数値は季節調整値である。

4 春季賃上げ妥結状況等
(1) 春季賃上げ妥結状況 (2026年) 等

連合		第7回 (最終) 回答集計結果 (2026年7月3日)			
		平均賃金方式 (加重平均)		個別賃金方式 (組合数による単純平均)	
		35歳		30歳	
1,000人 以上	467組合 1,837,020人 17,675円 (17,611円) 5.13% (5.41%)	18組合 59,786人 13,816円 (13,086円) 4.04% (3.98%)	26組合 90,606人 13,636円 (12,794円) 4.34% (4.06%)		
300～ 999人	880組合 473,474人 15,673円 (15,428円) 5.15% (5.25%)	52組合 28,108人 12,546円 (14,079円) 3.97% (4.66%)	51組合 27,567人 12,471円 (13,441円) 4.52% (4.96%)		
100～ 299人	1,157組合 208,707人 14,316円 (13,924円) 5.03% (5.06%)	84組合 14,853人 11,033円 (10,056円) 3.88% (3.67%)	82組合 14,134人 10,261円 (9,566円) 3.96% (3.80%)		
～99人	1,228組合 60,155人 12,596円 (12,304円) 4.66% (4.72%)	95組合 4,632人 8,601円 (9,463円) 3.26% (3.69%)	100組合 5,059人 8,809円 (9,487円) 3.59% (3.92%)		
規模計	3,732組合 2,579,356人 16,940円 (16,842円) 5.12% (5.35%)	249組合 107,379人 10,622円 (10,904円) 3.70% (3.94%)	259組合 137,366人 10,474円 (10,479円) 3.98% (4.08%)		

(注) 1 ()内の数値は、2025年7月3日付 第7回 (最終) 回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)		第7回 (最終) 回答集計結果 (2026年7月3日)			
時給	400組合 917,964人	単純平均		加重平均	
		賃上げ額	引上げ率	賃上げ額	引上げ率
月給	148組合 27,163人	平均時給	1,290.95円 (1,213.28円)	75.01円 (66.98円)	6.18% (5.81%)
		賃上げ額	10,388円 (9,914円)	10,794円 (10,004円)	4.53% (4.35%)

(注) ()内の数値は、2025年7月3日付 第7回 (最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計 (2026年5月27日)		平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要23業種 大手248社	103社	19,964円 (19,342円)	5.46% (5.38%)

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社(61.7%)の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果(97社)。

経団連(中小企業)第1回集計 (2026年7月8日)		平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	295社	12,083円 (11,826円)	4.20% (4.35%)

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 305社(40.5%)から回答を把握したが、このうち10社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査 (2026年6月8日)		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体 1,604社	12,036円 (11,074円)	4.29% (4.03%)
	20人以下 752社	9,573円 (9,568円)	3.52% (3.54%)

(注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7
2025 年	13,601	10,818	4.4	3.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実施に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人

平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (2025年)

(単位: %)

	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(95.3)	(1.2)	(1.0)	(2.5)
企業の業績	100.0	100.0	100.0	100.0
世間相場	41.0	58.1	45.4	66.2
雇用の維持	8.0	-	-	-
雇用の維持	11.9	-	-	2.8
労働力の確保・定着	16.4	2.4	23.7	0.2
消費者物価の動向	3.1	-	-	-
労使関係の安定	0.6	-	-	-
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	5.6	-	-	-
前年度の改定の実績	1.1	-	-	-
最低賃金	5.3	-	23.7	2.9
行政からの支援(減税・補助・助成)	0.1	-	-	2.5
専門家からの助言	0.1	-	-	-
その他の要素	0.4	-	-	-
重視した要素はない	4.7	35.0	-	24.5
不詳	1.7	4.5	7.2	0.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実施に関する調査」

(注) 1 ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

3 計には「不詳」を含む。「不詳」の数値は、100から各項目の合計を差し引いて賃金課で独自に試算。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日）

一時金		2026年回答			2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.54ヶ月	0.04ヶ月		2.50ヶ月
		2,870組合	1,921,390人		2,430組合	1,731,267人
	回答額	1,800組合	816,090円 1,004,495人	43,567円	1,495組合	772,523円 822,236人
年 間	回答月数		5.13ヶ月	0.02ヶ月		5.11ヶ月
		2,512組合	2,030,429人		2,296組合	2,016,100人
	回答額	1,314組合	1,776,402円 1,088,787人	125,717円	1,068組合	1,650,685円 852,740人

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
2 2025年回答の数値は2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果

経団連第1回集計（2026年7月2日）

	2026年夏季				2025年夏季			
	社数	妥結額	増減率		社数	妥結額	増減率	
総平均	112社	1,008,706円	1.88%		107社	990,848円	4.37%	
製造業平均	99社	1,060,434円	1.63%		93社	1,035,889円	4.49%	
非製造業平均	13社	864,712円	4.01%		14社	857,602円	3.76%	

- (注) 1 数値は加重平均（一部従業員平均含む）。
2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社。
3 23業種158社（63.7%）の妥結を把握しているが、うち46社は平均額不明等のため集計より除外。
4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。
5 2025年夏季の数値は2025年7月3日付第1回集計。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1月	2月	3月	4月 5月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5 1.7
Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6 1.7
Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4 1.6
Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5 1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯			
	勤労者世帯		勤労者世帯			
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	消費支出額
2016年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289
2017年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136
2018年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706
2019年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531
2020年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359
2021年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907
2022年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417
2023年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285
2024年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568
2025年	173,042	191,523	259,880	2.15	177,237	291,397

前年比

2016年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	0.0%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	2.2%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%
2025年	2.1%	4.1%	3.6%	▲ 0.9%	4.0%	5.7%	▲ 1.2%	6.4%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
地域別 最低賃金 (円)	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
未満率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
影響率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

(注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。

2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。